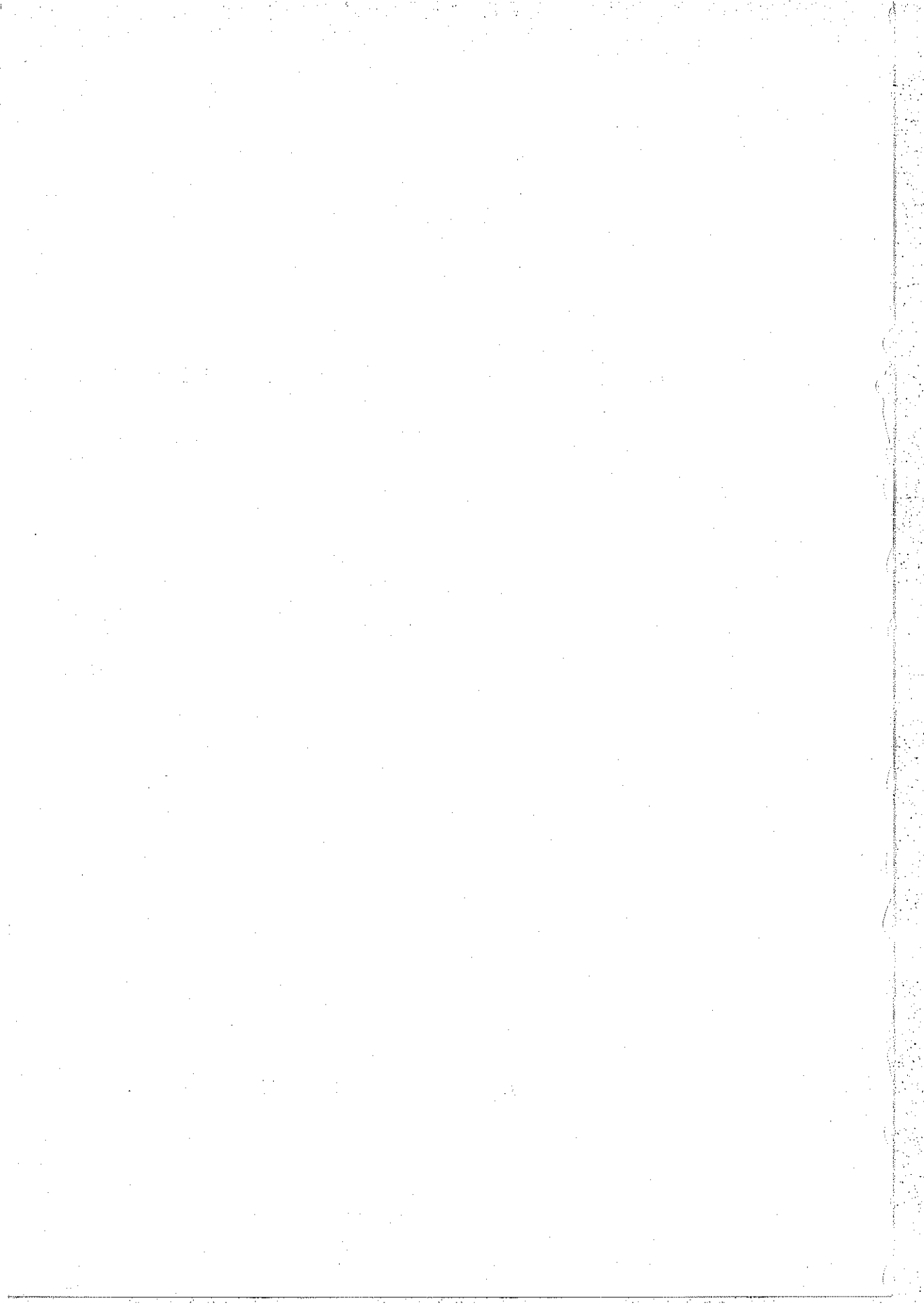


昭和63年 3 月 7 日開会  
昭和63年 3 月 28日閉会

# 和泉市議会第 1 回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



# 和泉市議会第1回定例会会議録目次

## 昭和63年3月7日(月曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1
○ 議事説明員、その他	2
○ 議事日程	3
○ 開会宣告(午前10時00分)	3
○ 市長開会挨拶	4
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(飯坂楠次・奥村圭一郎・西口平和)	4
○ 日程第2 会期の決定について(3月7日～3月29日 23日間)	5
○ 日程第3 和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第4 和泉市母子寮条例を廃止する条例制定について	
○ 日程第5 昭和63年度和泉市一般会計予算	
○ 日程第6 昭和63年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
○ 日程第7 昭和63年度和泉市老人健康保険事業特別会計予算	
○ 日程第8 昭和63年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
○ 日程第9 昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	
○ 日程第10 昭和63年度和泉市水道事業会計予算	
○ 日程第11 昭和63年度和泉市病院事業会計予算	
○ 日程第12 予算審査特別委員会設置について	55
○ 日程第15 予算審査特別委員会委員の選任について	56
○ 散会宣告(午後零時)	56

一括上程  
5頁  
22頁

## 昭和63年3月10日(木曜日)第2日目

○ 出席議員・欠席議員	57
○ 議事説明員、その他	57
○ 議事日程	59
○ 開会宣告(午前10時00分)	60
○ 日程第1 一般質問について	60
1番に 18番 勝部 津喜枝 君	60
2番に 7番 藤原 正通 君	71

3番に 19番 原 重 樹 君	84
4番に 6番 赤 阪 和 見 君	108
○ 散会宣告(午後3時45分)	118

昭和63年3月11日(金曜日)第3日目

○ 出席議員・欠席議員	119
○ 議事説明員、その他	119
○ 議事日程	121
○ 開会宣告(午前10時00分)	121
○ 日程第 1 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和62年9月分)	一 括 上 程 122 頁
○ 日程第 2 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和62年9月分)	
○ 日程第 3 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和62年9月分)	
○ 日程第 4 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和62年10月分)	
○ 日程第 5 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和62年10月分)	
○ 日程第 6 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和62年10月分)	
○ 日程第 7 施設の所在地の表示の整備に関する条例制定について	122
○ 日程第 8 町の区域及び名称の変更について	127
○ 日程第 9 工事請負契約締結について(市立青年の家新築工事)	134
○ 日程第 10 工事請負契約締結について(永尾団地4棟建設工事)	136
○ 日程第 11 昭和62年度和泉市一般会計補正予算(第6号)	142
○ 日程第 12 昭和62年度和泉市国民健康保健特別会計補正予算(第2号)	149
○ 日程第 13 昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	154
○ 日程第 14 昭和62年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	158
○ 日程第 15 昭和62年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)	161
○ 散会宣告(午前11時35分)	163

昭和63年3月28日(月曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員	165
○ 議事説明員、その他	165
○ 議事日程	167
○ 開会宣告(午前10時00分)	167

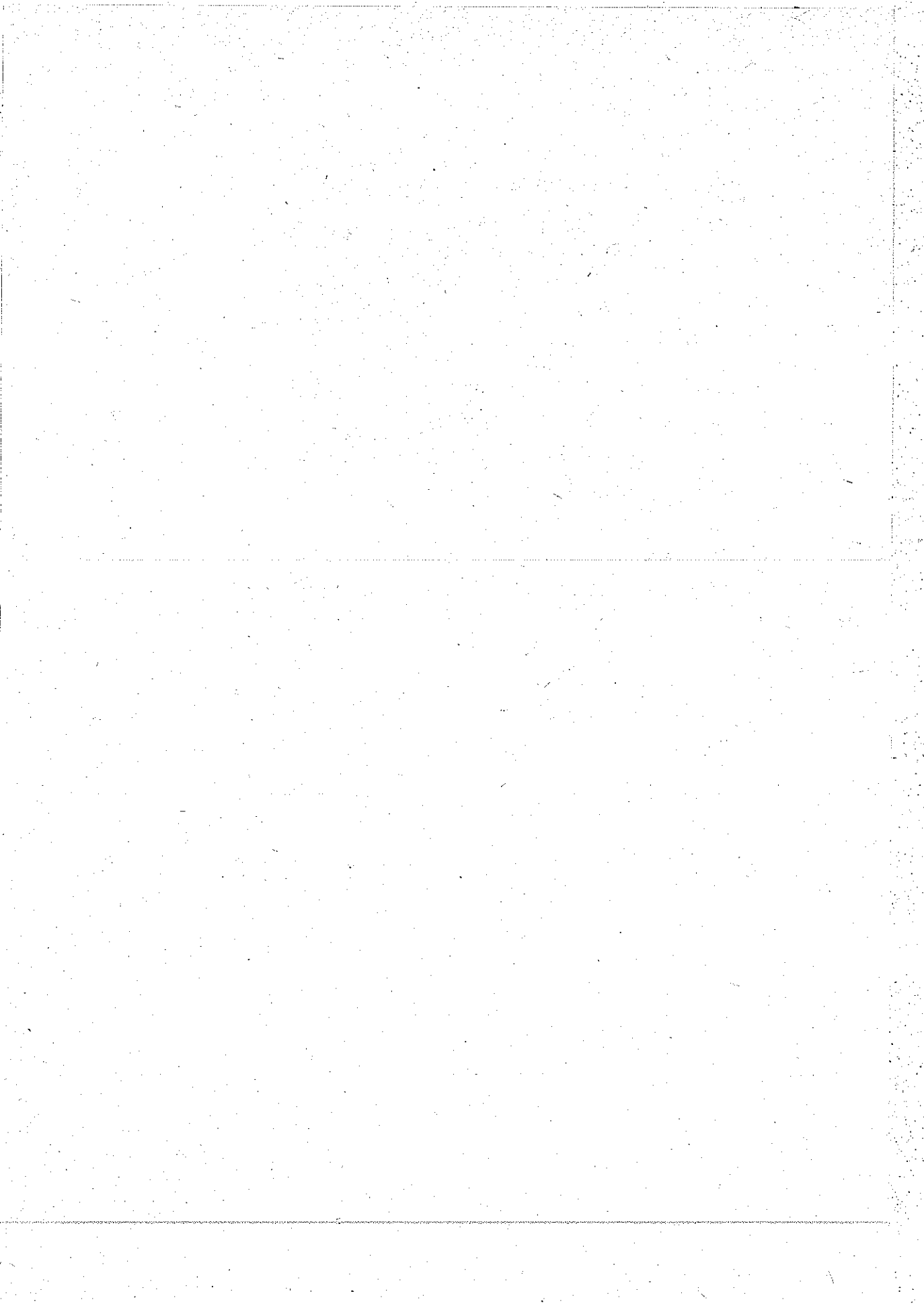
- 日程第 1 和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について  
( 予算審査特別委員長報告 )
- 日程第 2 和泉市立母子寮条例を廃止する条例制定について  
( 予算審査特別委員長報告 )
- 日程第 3 昭和 63 年度和泉市一般会計予算  
( 予算審査特別委員長報告 )
- 日程第 4 昭和 63 年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算  
( 予算審査特別委員長報告 )
- 日程第 5 昭和 63 年度和泉市老人健康保険事業特別会計予算  
( 予算審査特別委員長報告 )
- 日程第 6 昭和 63 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算  
( 予算審査特別委員長報告 )
- 日程第 7 昭和 63 年度和泉市公共下水道事業特別会計予算  
( 予算審査特別委員長報告 )
- 日程第 8 昭和 63 年度和泉市水道事業会計予算  
( 予算審査特別委員長報告 )
- 日程第 9 昭和 63 年度和泉市病院事業会計予算  
( 予算審査特別委員長報告 )
- 日程第 10 和泉市土地開発公社昭和 63 事業年度事業計画書類の提出について
- 日程第 11 新型間接税に反対する意見書
- 市長閉会挨拶
- 議長閉会挨拶
- 閉会宣告(午前 11 時 36 分)

一  
括  
上  
程  
(  
168  
頁  
)  
194  
頁  
)

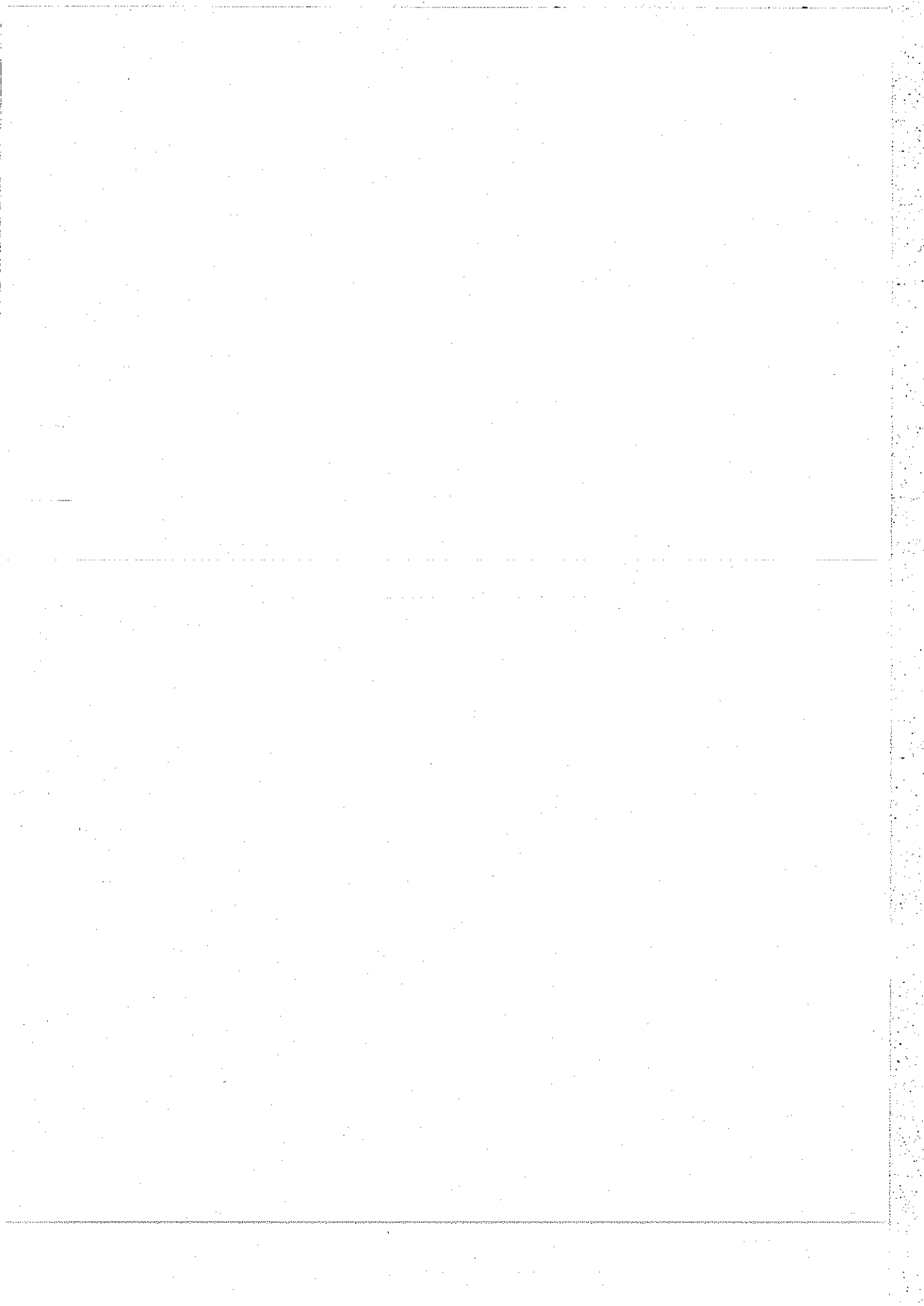
196

197

197



第 1 日





昭和63年3月7日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	飯坂楠次君	17番	西村慎太郎君
2番	奥村圭一郎君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
5番	西口平和君	20番	坂口敏彦君
6番	赤阪和見君	21番	若浜記久男君
7番	藤原正通君	22番	西口秀光君
8番	穴瀬克己君	23番	柳瀬美樹君
9番	並河道雄君	25番	大谷昌幸君
10番	竹内修一君	26番	池辺秀夫君
11番	仁井明君	27番	金谷衛君
12番	竹下義章君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君
16番	天堀博君		

欠席議員(1名)

13番 貝淵博治君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室	長	池田忠雄	総務部長	麻生和義
市長公室	役	坂口禮之助	総務部理事	大塚孝之
市長公室	入役	中塚白	総務部次長	森利治
市長公室	長	杉本弘文	総務部次長	奥村富彦
市長公室	理事	逢野一郎	財政課長	阪豊光
市長公室	理事	神藤恒治	同和対策部長	橋本昭夫
市長公室	理事	隆埜大我	同和対策部理事	生田稔
市長公室	理事	稲田順三	同和対策部次長	向井洋
秘書課	長	井阪和充	福祉事務所長	中川鉄也
人事課	長	西岡正徳	福祉事務所次長	原美助
企画課	長	今村堅太郎	市民生活部長	中西淳富

市民生活部理事	中上好美	消防 長	角谷泰夫
市民生活部次長	岸田秀仁	消防本部次長	高宮武男
市民生活部次長	坂田平之	消防本部次長	一ノ瀬喜広
産業部 長	松村吉堯	用地担当理事	明坂貞士
産業部次長	高三一行	土地開発担当理事	中辻寿夫
産業部次長	赤田備信	土地開発公社事務局長	堀内由延
建設部 長	浅井隆介	教育委員 長	西川喜久
建設部次長	山崎琢磨	教 育 長	逢野博之
都市整備部 長	萩本啓介	管 理 部 長	白樫通有
都市整備部理事	高橋欣吾	管 理 部 次 長	崎山 繁
都市整備部次長	三井義秋	指 導 部 長	鹿島 賢昌
改良事業部 長	富田宏之	指 導 部 次 長	青木 孝之
改良事業部理事	堀 宏行	社会教育部 長	竹田明郎
改良事業部次長	笠木恒忠	社会教育部理事	佐原行雄
改良事業部次長	大宅清臣	社会教育部次長	明坂文嘉
水道部 長	田中 稔	社会教育部次長	北野喜平
水道部理事	岩井益一	会 計 課 長	藤木意継
水道部次長	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道部次長	仲田博文	選挙管理委員会事務局長	農端小一
病 院 長	竹林 淳	監 査 委 員	庄司 清
病院事務局 長	藤原光夫	監 査 事 務 局 長	吉田陽三
病院事務局次長	藤原清司	農 業 委 員 会 会 長	森口義忠
病院事務局次長	谷上 徹	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田 種行

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次 長	河原茂隆
主 幹	大中 保
係 長	佐土谷 茂一
係 員	井之上 光一

昭和63年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月7日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案第11号	和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	P. 1
4	議案第12号	和泉市立母子寮条例を廃止する条例制定について	P. 8
5	議案第4号	昭和63年度和泉市一般会計予算	別 冊
6	議案第5号	昭和63年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別 冊
7	議案第6号	昭和63年度和泉市老人保健事業特別会計予算	別 冊
8	議案第7号	昭和63年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別 冊
9	議案第8号	昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	別 冊
10	議案第9号	昭和63年度和泉市水道事業会計予算	別 冊
11	議案第10号	昭和63年度和泉市病院事業会計予算	別 冊
12	議会議案1号	予算審査特別委員会設置について	別 紙
13	議会議案2号	予算審査特別委員会委員の選任について	別 紙

(午前10時00分開議)

○ 議長(池辺秀夫君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、年度末何かとお忙しいところ多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

○ 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。貝渕議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻の届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになるものと思っております。

○ 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告とおりであります。よって、議会は成立しております

ので、これより昭和63年和泉市議会第1回定例会を開会いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

○ 議長（池辺秀夫君） ここで市長のあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 昭和63年和泉市議会第1回定例会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、昭和63年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、これに関連いたします条例制定等多数御提案を申し上げ、御審議をお願い申し上げます次第であります。

議案の内容につきましては後ほど、市政運営方針を申し上げ、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を相賜りまして御可決、御承認をくださいますようお願いを申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうぞよろしく願いを申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 市長のあいさつが終わりました。

ここで日程審議に入る前に、広報広聴課より「広報いずみ」の作成に当たり、議場内の写真撮影と盲人用広報作成のため議会の録音の願い出がありましたので、これを許可いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第108条の規定に基づき、1番・飯坂楠次君、2番・奥村圭一郎君、5番・西口平和君、以上、3名の方を指名いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から3月29日までの23日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月29日までの23日間と決定いたします。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第3「和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について」より日程第11「昭和63年度和泉市病院事業会計予算」までは、いずれも昭和63年度予算及び関連議案でありますので、これを一括議題といたします。

議案については表題のみを朗読させ、各議案の朗読は省略させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第11号

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例（案）  
和泉市道路占用料条例（昭和42年和泉市条例第21号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

道路占用料金表

占用物件の種類		期間	単 位	占 用 料
電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1 年	1 本	1,580円
電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1 年	1 本	590円
公衆電話所		1 年	1箇所	1,710円
電線（電柱の占用に伴うものを除く。）		1 年	1メートル	320円
電 ら ん	地中管路が1孔のもの	1 年	1メートル	200円
	地中管路が2孔以上のもの	1 年	1メートル	地中管路2孔以上1孔ごとに50円の割合で算出した額を200円に加えた額
	人 孔	1 年	1平方メートル	760円
地 下 埋 設 物	口径20センチメートル未満のもの	1 年	1メートル	250円
	口径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1 年	1メートル	380円
	口径40センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1 年	1メートル	500円
	口径100センチメートル以上のもの	1 年	1メートル	1,200円
地 上 工作物	工事用板囲又は足場その他の一般仮設物	1ヶ月	1平方メートル	420円
架 空 工 作 物	口径30センチメートル未満のもの	1 年	1メートル	580円
	口径30センチメートル以上のもの	1 年	1メートル	1,580円
	渡り廊下その他これに類するもの	1 年	1平方メートル	1,400円
その他の工作物、物件又は施設		1 年	1平方メートル	1,360円

附 則

1. この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
2. この条例の施行前に既に納付し、又は納付すべきであった道路の占用料については、なお従前の例による。

理 由

近時の社会経済情勢及び国道に係る占用料の額の状況等にかんがみ、本市の道路占用料の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

和泉市立母子寮条例を廃止する条例制定について

和泉市立母子寮条例を廃止する条例を次のように制定する。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立母子寮条例を廃止する条例(案)

和泉市立母子寮条例(昭和31年和泉市条例第40号)は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

理 由

和泉市立母子寮は、建物の老朽化とあいまって、今回、入寮全世帯が退寮し存続運営が困難となり廃寮するため、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

昭和63年度 和泉市一般会計予算

昭和63年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,203,000千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入		金 額
款	項	
1. 市 税		12,316,860千円
	1. 市 民 税	5,949,196
	2. 固 定 資 産 税	4,190,194
	3. 軽 自 動 車 税	102,273
	4. 市 た ば こ 消 費 税	570,708
	5. 電 気 税	377,981
	6. ガ ス 税	8,013
	7. 特 別 土 地 保 有 税	81,180
	8. 都 市 計 画 税	1,037,315
2. 地 方 譲 与 税		200,300
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	120,000
	2. 地 方 道 路 譲 与 税	80,300
3. 利 子 割 交 付 金		119,172
	1. 利 子 割 交 付 金	119,172
4. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		262,594
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	262,594
5. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		241,971
	1. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	241,971
6. 地 方 交 付 税		4,561,000
	1. 地 方 交 付 税	4,561,000



款	項	金 額
7. 交通安全対策特別交付金		3 2 0 0 0千円
	1. 交通安全対策特別交付金	3 2 0 0 0
8. 分担金及び負担金		4 4 2,6 8 8
	1. 分 担 金	1 3,3 3 4
	2. 負 担 金	4 2 9,3 5 4
9. 使用料及び手数料		3 3 2,7 3 4
	1. 使 用 料	2 8 3,0 3 7
	2. 手 数 料	4 9,6 9 7
10. 国 庫 支 出 金		4,5 2 7,7 1 1
	1. 国 庫 負 担 金	2,2 6 8,7 4 1
	2. 国 庫 補 助 金	2,2 0 6,7 1 4
	3. 国 庫 委 託 金	5 2,2 5 6
11. 府 支 出 金		2,9 7 1,5 5 3
	1. 府 負 担 金	2 3 2,1 8 7
	2. 府 補 助 金	2,5 3 3,6 8 3
	3. 府 委 託 金	1 9 1,7 3 8
	4. 府 交 付 金	1 3,9 4 5
12. 財 産 収 入		3 4 1,0 2 0
	1. 財 産 運 用 収 入	1 4 0,9 7 0
	2. 財 産 売 払 収 入	2 0 0,0 5 0
13. 寄 附 金		2 3 1,0 0 0
	1. 寄 附 金	2 3 1,0 0 0
14. 繰 入 金		5 4 5,4 9 0
	1. 基 金 繰 入 金	5 4 5,4 9 0
15. 諸 収 入		2,4 4 5,8 4 6
	1. 延滞金及び加算金	2 0,0 0 0
	2. 市 預 金 利 子	2 0,7 6 2
	3. 貸付金元利収入	1,1 1 7,8 2 4
	4. 受託事業収入	1 6,7 2 4
	5. 雑 入	1,2 7 0,5 3 6

款	項	金額
16. 市 債		1,631,061 千円
	1. 市 債	1,631,061
歳 入 合 計		31,203,000

歳 出

款	項	金額
1. 議 会 費		313,107 千円
	1. 議 会 費	313,107
2. 総 務 費		3,023,875
	1. 総 務 管 理 費	1,852,444
	2. 徴 税 費	510,153
	3. 戸籍住民基本台帳費	207,601
	4. 選 挙 費	67,867
	5. 統 計 調 査 費	24,869
	6. 監 査 委 員 費	26,846
	7. 同 和 対 策 費	334,095
3. 民 生 費		8,627,463
	1. 社 会 福 祉 費	3,164,113
	2. 児 童 福 祉 費	2,970,863
	3. 生 活 保 護 費	2,485,786
	4. 災 害 救 助 費	6,701
4. 衛 生 費		3,360,284
	1. 予 防 衛 生 費	1,829,024
	2. 環 境 衛 生 費	1,460,545
	3. 墓 地 管 理 費	57,567
	4. 上 水 道 費	13,148
5. 農 林 水 産 業 費		306,689
	1. 農 業 費	303,109
	2. 林 業 費	3,580
6. 商 工 費		228,187
	1. 商 工 費	228,187

款	項	金額
7. 土 木 費		5,245,426千円
	1. 土 木 管 理 費	219,829
	2. 道 路 橋 梁 費	929,745
	3. 河 川 水 路 費	224,810
	4. 都 市 計 画 費	1,623,760
	5. 住 宅 費	2,247,282
8. 消 防 費		863,872
	1. 消 防 費	863,872
9. 教 育 費		4,762,787
	1. 教 育 総 務 費	395,957
	2. 小 学 校 費	1,568,242
	3. 中 学 校 費	878,480
	4. 幼 稚 園 費	398,607
	5. 社 会 教 育 費	501,587
	6. 保 健 体 育 費	1,019,914
10. 公 債 費		4,125,310
	1. 公 債 費	4,125,310
11. 諸 支 出 金		296,000
	1. 開 発 公 社 貸 付 金	90,000
	2. 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	5,000
	3. 基 金 費	201,000
12. 予 備 費		50,000
	1. 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		31,203,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
改 良 住 宅 整 備 事 業	昭和6,3年度 昭和6,4年度	551,498千円
既 設 公 営 住 宅 改 善 事 業	昭和6,3年度 昭和6,4年度	236,396
都 市 計 画 事 業 等 用 地 取 得 事 業	昭和6,3年度 昭和6,6年度	278,655
環 境 改 善 整 備 事 業 用 地 取 得 事 業	昭和6,3年度 昭和6,6年度	1,250,973
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子（債務保証）	昭和6,3年度 昭和6,6年度	元金1,529,628 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子（債務保証）	昭和6,3年度 昭和6,5年度	元金 200,000 及びその利子
計		2,517,522

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
国民年金保険事業	861	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	大阪府	6年以内（内据置3年以内）ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
災害援護資金貸付事業	5,000	同 上	同上	政 府 銀 行 其 他	20年以内（内据置3年以内）ただし 同 上
道路橋梁整備事業	245,600	同 上	同上	同上	25年以内（内据置5年以内）ただし 同 上
環境改善道路整備事業	43,700	同 上	同上	同上	同 上
都 市 計 画 事 業	201,900	同 上	同上	同上	同 上
公 営 住 宅 整 備 事 業	638,000	同 上	同上	同上	同 上
消 防 施 設 整 備 事 業	24,300	同 上	同上	同上	同 上
義務教育施設整備事業	386,200	同 上	同上	同上	同 上
借 換 債	85,500	同 上	同上	同上	同 上
計	1,631,061				

議案第5号

昭和63年度 和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和63年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,760,300千円と定める。

2. 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算(事業勘定)

歳 入		金 額
款	項	
1. 国民健康保険料		2,608,670千円
	1. 国民健康保険料	2,608,670
2. 一部負担金		20
	1. 一部負担金	20
3. 使用料及び手数料		500
	1. 手 数 料	500
4. 国庫支出金		2,755,560
	1. 国庫負担金	2,128,586
	2. 国庫補助金	626,974

款	項	金 額
5. 療養給付費交付金		803,305千円
	1. 療養給付費交付金	803,305
6. 府 支 出 金		56,693
	1. 府 補 助 金	56,693
7. 共 同 事 業 交 付 金		64,770
	1. 共 同 事 業 交 付 金	64,770
8. 繰 入 金		402,302
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	250,000
	2. 基 金 繰 入 金	152,302
9. 諸 収 入		68,480
	1. 延滞金及び過料	80
	2. 預 金 利 子	1,400
	3. 雑 入	67,000
歳 入 合 計		6,760,300

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		169,665千円
	1. 総 務 管 理 費	55,657
	2. 徴 収 費	112,131
	3. 運 営 協 議 会 費	1,377
	4. 趣 旨 普 及 費	500
2. 保 險 給 付 費		4,823,454
	1. 療 養 諸 費	4,225,455
	2. 高 額 療 養 費	553,099
	3. 助 産 費	35,000
	4. 葬 祭 費	9,900
3. 老 人 保 健 拠 出 金		1,677,992
	1. 老 人 保 健 拠 出 金	1,677,992
4. 共 同 事 業 拠 出 金		45,780
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	45,780

款	項	金額
5. 保健施設費		4,308千円
	1. 保健施設費	4,308
6. 公債費		6,750
	1. 一般公債費	6,750
7. 諸支出金		2,351
	1. 償還金及び還付加算金	2,351
8. 予備費		30,000
	1. 予備費	30,000
歳出合計		6,760,300

議案第6号

昭和63年度 和泉市老人保健事業特別会計予算

昭和63年度和泉市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,524,805千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 支払基金交付金		3,867,338千円
	1. 支払基金交付金	3,867,338
2. 国庫支出金		1,102,303
	1. 国庫負担金	1,102,303
3. 府支出金		276,059
	1. 府負担金	275,490
	2. 府補助金	569

款	項	金額
4. 繰入金		279,005千円
	1. 一般会計繰入金	279,005
5. 諸収入		100
	1. 雑収入	100
歳入合計		5,524,805

歳出

款	項	金額
1. 総務費		4,428千円
	1. 総務管理費	4,428
2. 医療諸費		5,520,377
	1. 医療諸費	5,520,377
歳出合計		5,524,805

議案第7号

昭和63年度 和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

昭和63年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195,843千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 財 産 収 入		44,490千円
	1. 財 産 売 払 収 入	44,490
2. 繰 入 金		104,353
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	104,353
3. 市 債		47,000
	1. 市 債	47,000
歳 入 合 計		195,843

歳 出

款	項	金 額
1. 公共用地先行取得事業費		47,626千円
	1. 公共用地先行取得事業費	47,626
2. 公 債 費		103,727
	1. 公 債 費	103,727
3. 諸 支 出 金		44,490
	1. 一 般 会 計 繰 出 金	44,490
歳 出 合 計		195,843

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償 還 の 方 法
公共用地先行取得事業	47,000千円	普通貸借又は証券発行	年8.0%以内	政 府 行 銀 行 そ の 他	10年以内(内据置4年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第8号

昭和63年度 和泉市公共下水道事業特別会計予算

昭和63年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,977,208千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		9,000千円
	1. 負担金	9,000
2. 使用料及び手数料		77,112
	1. 使用料	77,112
3. 国庫支出金		13,650
	1. 国庫補助金	13,650
4. 府支出金		6,000
	1. 府補助金	6,000

款	項	金額
5. 繰入金		678,736千円
	1. 一般会計繰入金	678,736
6. 諸収入		10
	1. 雑収入	10
7. 市債		1,192,700
	1. 市債	1,192,700
歳入合計		1,977,208

歳出

款	項	金額
1. 下水道事業費		1,691,972千円
	1. 下水道給務費	766,715
	2. 下水道整備費	925,257
2. 公債費		284,736
	1. 公債費	284,736
3. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		1,977,208

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
水洗便所改造資金資に対する損失補償	昭和63年度 昭和67年度	和泉市水洗便所改造資金融資制度に基づき金融機関が当該貸付を行ったことにより損失を生じた場合の元金及び利息の損失補償

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道整備事業	千円 1,192,700	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政 府 銀 行 その他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第9号

昭和63年度 和泉市水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和63年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	43,520戸		
(2) 年間総給水量	14,355,000 $m^3$		
(3) 一日平均給水量	39,329 $m^3$		
(4) 主要な建設改良事業	(イ) 配水管更生事業	27,100千円	
	(ロ) 配水管整備事業	31,000千円	
	(ハ) 水道施設等整備事業	243,400千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業収益			1,972,428千円
第1項	営業収益			1,817,618千円
第2項	営業外収益			154,800千円
第3項	特別利益			10千円
		支	出	
第1款	水道事業費用			2,091,806千円
第1項	営業費用			1,800,903千円
第2項	営業外費用			289,203千円
第3項	特別損失			700千円
第4項	予備費			1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額154,202千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	432,510千円
第1項	企 業 債	277,000千円
第2項	工 事 負 担 金	148,000千円
第3項	負 担 金	7,500千円
第4項	固 定 資 産 売 却 代 金	10千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	586,712千円
第1項	建 設 改 良 費	441,364千円
第2項	企 業 債 償 還 金	145,348千円

( 企 業 債 )

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	資 金 区 分	償 還 の 方 法
配水管更生事業	26,000千円	証 書 借 入	8.0%以内	政 公 府 庫	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し繰上償還をし又は低利債に借換えることができる。
配水管整備事業	30,000千円				
水道施設等整備事業	221,000千円				

( 予定支出の各項の経費の全額の流用 )

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金 額
1. 営 業 費 用	原水及び浄水費	811,735千円
2. 営 業 外 費 用	支払利息及び 企業債取扱諸費	289,153千円

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 )

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職 員 給 与 費		621,007千円
2. 交 際 費		800千円

(他会計からの補助金)

第8条 営業補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は10,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、149,258千円と定める。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

議案第10号

昭和63年度 和泉市病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和63年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	327床
(2) 年間患者数	入院 102,980人 外来 222,000人
(3) 一日平均患者数	入院 282人 外来 750人
(4) 主要な建設改良事業	器械備品購入費 65,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

[収入]

第1款 病院事業収益	4,470,800千円
第1項 医業収益	4,188,400千円
第2項 医業外収益	282,400千円

[支出]

第1款 病院事業費用	4,470,800千円
第1項 医業費用	4,266,700千円
第2項 医業外費用	203,800千円
第3項 予備費	300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

[収 入]

第 1 款 資本的収入	1,183,551千円
第 1 項 出 資 金	1,235,551千円
第 2 項 他会計長期借入金	1,000,000千円
第 3 項 企 業 債	60,000千円

[支 出]

第 1 款 資本的支出	1,183,551千円
第 1 項 建設改良費	66,233千円
第 2 項 企業債償還金	1,173,18千円
第 3 項 他会計長期借入金返還金	1,000,000千円

( 企 業 債 )

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
医療器械 購入事業	60,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 そ の 他	5年以内(内据置1年以内) ただし、財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、もしくは繰 上償還又は低利に借換えすることが できる。

( 一 時 借 入 金 )

第 6 条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

( 予 定 支 出 の 各 項 の 経 費 の 流 用 )

第 7 条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用

( 議 会 の 議 決 を 経 な け ば 流 用 す る こ と が で き な い 経 費 )

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の全額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 2,359,600千円
- (2) 交 際 費 1,100千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計から、この会計へ補助する金額は、261,172千円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,349,949千円と定める。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長(池辺秀夫君) それでは、ここで市長より昭和63年度市政運営方針についての披れきをお願いいたします。

(市長登壇、市政運営方針演説)

- 市長(池田忠雄君) 本日、ここに昭和63年第1回定例市議会の開会に当たり、昭和63年度の各会計予算案を初め、関連いたします諸議案の御審議を煩わすに際し、市政運営の基本方針と重要施策の大綱について私の所信を申し上げ、議員各位の御理解、御協賛と市民の皆様方の御協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年12月の市長選挙において四たび当選の栄に浴し、引き続き本市市政の重責を担うこととなりました。議員各位を初め各界各層幅広い市民の皆様方から温かい御支援、御厚情を賜りましたことに心から感謝申し上げますとともに、その責任の重大さに改めて身の引き締まる思いであります。

顧みますと3期12年間は、オイルショックを契機としたゼロシーリングからマイナスシーリングへ、そして、高度経済成長から低経済成長への転換という波乱と激動の時代でありました。ことに地方行財政運営は、幾多の試練を経験した時代でもありました。

しかし、このようななかであって、私は、常に「信念・誠実・実行」を市政運営の基本理念として貫き、都市基盤の確立、教育文化の向上、福祉の充実、あるいは夢とロマンの副都心づくり、さらには、差別のない心の触れ合う町づくりなど、私の掲げた公約の実現と「調和と活力のある人間都市・和泉」の創造を目指して、渾身の努力を傾けてまいりました。幸いにして、これらは所期の成果をおさめることができましたが、これもひとえに議員各位を初め、市民の皆様方の御支援のたまものと深く感謝申し上げる次第であります。

さて、本年度は、私の4期目のスタートの年でもございます。私は、今後の四年間は、21世紀という新しい時代に向け、どのような町を創造し、後世に継承していくかという重要な節目であると認識をいたし、市政の安定から「発展・飛躍の期間」であると位置付けを行いたいと存じます。そして、昨年12月議会で発表させていただきました私の6つの公約の実現に向け、



気持ちを新たに臨んでまいり所存であります。

さて、21世紀まであとわずかとなりました。21世紀がどんな社会になるか正確に予測することは困難であります。国際化・高齢化・情報化がますます進展し、社会経済構造に変化をもたらしていくであろうことは予測できます。

こうしたなかで、本来の来るべき21世紀に向け、和泉中央丘陵整備事業、コスモポリス構想、ラーバンライフリゾート構想、和泉府中駅前再開発構想、あるいは関西国際空港に関連する諸事業等々、調査、研究を深めるとともに、実現化への取り組みを一段と強めてまいりたいと存じます。同時に国際化の波に対応すべく、外国の都市との友好交流を深めるため国際交流協会を設置いたし、ひいては、世界の平和のためにも貢献してまいりたいと存じております。さらに、市民福祉の面では、昨秋完成いたしました総合福祉会館を拠点とし、各種の福祉の高揚を図り、市民福祉の充実に努めてまいりたいと存じております。

さて、政府発表の昭和63年度の経済見通しによりますと、わが国経済を取り巻く国際情勢では、先進諸国の景気は、原油価格の安定、低水準の金利、技術革新の進展などを背景として、緩やかに拡大基調に移ることが期待されている一方、依然として保護貿易主義的な動きも根強く続くものと予測されております。

国内的には、景気回復基調を確かなものとしていくために、物価の安定を基盤としつつ内需を中心とした景気の着実な拡大を図り、持続的な安定成長を達成し、雇用の安定と地域経済の活性化を図り、活力ある経済社会と安全で快適な国民生活の実現を目指しております。

しかし、60年秋以来の急速なドル安・円高基調はますます拡大し、貿易収支の不均衡の問題、土地・株式の異常とも言える投機、市場自由化の問題、あるいは内需の拡大による景気回復の持続性の問題など、多くの課題を抱えていると言えましょう。

こうした中で、政府は、国家財政の対応力の回復と赤字公債依存体質からの脱却を目指し、さらに、現下の経済情勢に適切に対処するためNTT株の売払収入を活用し、公共事業の拡充を図っております。その結果、国家予算の規模は、5兆6,997億円、4.8%の伸び率を示し、従来からの「緊縮型予算」から「積極型予算」に転換をいたしておるところであります。

さて、昭和63年度の本市の予算(案)でございますが、まず歳入面では、昨年臨時国会で可決成立されました地方税の減税措置が、本年4月1日より実施に移されます。ために、個人市民税全体では4億2千万円程度の減収となり、自然増を相殺いたしますと8千万円程度の減額と相なるものであります。また、固定資産税では大幅な伸びも期待できず、地方税は、対全年度比1.8%程度の例年にない低い伸び率の見込みであります。さらに、国庫補助率の引き下げ措置は引き続き実施され、一般財源の窮乏は一段と深刻さを増し、厳しい財政環境下にお

かれていますところでもあります。

一方、歳出面では、各種の行政需要は多様化の一途をたどり、義務的経費及び施設の増加に伴う管理的経費の増大、加えて、他会計への繰出金などの諸経費が一段と増大してまいっております。こうした状況下ではございますが、私は、経済的経費の節約を図り、それを施策経費に配分するなど財源の効果的配分に意を配り、重要施策の実現と市民の方々の各種のご要望に対し1つでも多く応えるべく、最大の腐心をいたしたところでございます。

なお、国・府に対しては、超過負担の解消、特別交付税の増額、基地交付金の増額、同和対策経費の特別な助成措置などを要望し、極力歳入の確保に努めるとともに、増大化する行政需要に対応する都市財源の拡充につき、本市の実態を訴えてまいりたいと存じます。

それでは、昭和63年度の市政の基本指標とその内容について御説明いたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり
2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり
3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり
4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり
5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

以上を基本指標とし、編成いたしました昭和63年度予算(案)は、

一般会計	31,203,000千円
特別会計(4会計)	14,458,156千円
企業会計(2会計)	8,332,869千円
計	53,994,025千円

と相なった次第であります。

これを前年度と比較いたしますと、

一般会計	△	95,000千円(△0.3%)
特別会計(4会計)		1,004,792千円(7.5%)
企業会計(2会計)		213,114千円(2.6%)
計		1,122,906千円(2.1%)

の増額となるものでございます。

次に、基本指標に従い、順次、その概要をご説明いたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり

#### <公園・緑地の整備>

都市における公園・緑地は、人々に安らぎと潤いを与え、快適な市民生活を営むうえで重

要な役割を果たしております。本市は、古くから豊かな緑に恵まれ発展してきましたが、近年の都市化とともに、これらの一部が失われつつあることは事実ではありますが、現在もその多くは保存され、また、新たな再生に努力いたしておるところであります。

昭和60年に第1回和泉市植樹祭を黒鳥山公園で実施して以来、毎年、市内の公園で実施しておりますが、引き続き本年も市民に「緑を大切に守り育てていく」ことの協力と気運の醸成を図るため、第4回和泉市植樹祭を市内適所で行ってまいりたいと存じます。

また、現在、光明池地内で建設途上のコミュニティ体育館の建設事業と相関連し、緑に映える、緑の中の体育館とすべく、周辺景観の一体的な整備を行ない、野外活動ステージの効果的利用を図るなど、所要の措置をいたしたものでございます。

また、黒鳥山公園のクラフトパーク事業、小田公園ほか4公園の用地取得事業・施設整備事業並びに関西国際空港の関連地域整備大綱に係る松尾寺公園用地費など所要の措置をいたしました。

加えて、既設公園の日常の良好な管理に当たり、市民の御協力もいただきながら、効率的、効果的な管理を行うべく取り組みを強め、市民の健康と憩いの場として活用いただけるよう努めてまいります。

#### 〈和泉中央丘陵整備事業〉

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業「トリヴェール和泉」は、住宅・都市整備公団の事業主体により現在、北部地区を中心に昭和65年「まちびらき」を目指し、順調に事業が進められているところであります。昨年は、北部調整池を初め北部地区及び研究学園ゾーンの整地工事並びに関連公共事業であります流域下水道整備事業、松尾川改修工事など一連の工事が進められてまいりました。本年は、地区内の和泉中央線、泉州山手線など幹線道路を主体とした整備工事、宅地造成のための敷地工事に入る予定であります。

なお、新住宅市街地開発法の一部改正が行われ、時代が要求する複合的多機能都市……いわゆる職住近接した都市を目指し、良好な居住環境に調和する研究施設などの立地を図られるよう、公団との協議を進めているところであり、近く都市計画に係る所要の手続きを行ってまいりたく存じます。

なお、今後の事業進展に伴います関係者との協議、調整については、引き続き精力的に行ってまいります。

いずれにいたしましても、「トリヴェール和泉」は、国際社会に対応する南大阪の核として、活力と潤いのある21世紀へ向けての豊かな町づくりを目指し、英知を結集して本事業の円滑な実施と早期完成に向け全力を傾注いたしてまいる所存であります。議員各位のより一層のご

理解をお願いする次第であります。

#### <道路網の整備>

今日の本格的な車社会の到来と関西国際空港の関連交通アクセスの建設が一段と促進され、とりわけ本市にとっては、和泉中央丘陵整備事業が進展する中で、都市基盤の整備、道路網の整備が重要であり、急がれるところであります。

まず本年は、黒鳥観音寺線、阪和東側2号線、上代伏屋線、伯太桑原線、伯太放光池丸笠線などの整備事業を進めるほか、阪和東側1号線の信太山駅前までの延伸することに伴い、信太山駅前を町の顔にふさわしく新たに整備を行いたく存じます。また、池田下万町線の交差点改良事業のほか、市道の維持補修、生活道路の整備など道路環境の充実に努めてまいります。

さらに、本市を中心とする広域幹線道路の整備につきましては、府道大阪岸和田南海線、池上下宮線、大阪外環状線、近畿自動車道と歌山線等々の事業につき、大阪府を初め建設省、日本道路公団など関係機関に対し、一層の促進方を働きかけてまいります。

なお、本市の都市計画道路網は、昭和41年度に都市計画決定されており、その後の社会経済情勢の変化と将来の都市交通体系の確立を図るべく、昨年度、本市道路交通網の基本構想の取りまとめをいたしました。本年は、この構想に基づき必要な新規計画路線あるいは計画を必要とする路線等について関係機関と協議を進め、都市計画に係る所定の手続きを行い、21世紀に向けた町づくりに整合する道路網の確立に取り組んでまいります。

#### <市街地の整備等>

良好な市街地の整備は、市民生活を営むための基礎条件であります。本市の玄関口に当たる和泉府中駅東地区の再開発計画につきましては、昨年、関係機関の協力を得て地区再生計画、街区整備計画の大綱の取りまとめをいたしました。本年は、将来の事業化に向けて整備計画（案）について地元関係者と協議を重ね、住民意向を把握するとともに、地元住民の再開発に対する熟度の高揚を図り、その組織化を図ってまいらるべく、所要の措置を行ったところであります。

なお、都市の活性化を図るうえで快適な居住環境の整備は重要な課題であろうかと存じ、昨年度、本市の市営住宅の建替基本構想の取りまとめを行いました。本年は、入居者の意向調査を初め、具体的な建替計画の策定に取り組んでまいります。さらに、居住水準の向上と良好な住環境の整備を図るため、丸笠団地の住戸改善事業を実施してまいりたく存じます。

#### 2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり

#### <上水道の充実>

水道事業は、市民の日常生活や都市・産業活動の基盤施設として、欠かすことのできない重

要な役割を果たしております。もとより、事業の基本目標である「豊富でおいしい水」の質量ともに安定した給水を保つため、将来の市勢発展を展望しつつ、長期的な水需要に即応した水源の確保を初め、浄配水施設の整備拡充など計画的な設備投資を着実に推進し、もってライフラインの確保に日夜苦心いたしておるところでございます。

御承知のとおり、水道事業の経営は、独立採算制のもと効率的な企業経営に徹し、財政の健全化に留意いたしておりますが、最近の動向は、受水費を初め恒常的な諸コストの増嵩が経営圧迫要因となり、経常収支は厳しい状況におかれています。こうした情勢の中で、本年度も引き続き現行料金を維持するとともに、より一層市民サービスの向上に相努めてまいる所存であります。

#### <交通安全の確保と環境保全>

近年の自動車の普及により本市も大都市並みの交通量に達する道路が数多くなってまいり、ますます交通事故の発生が懸念されるところであります。老人・幼児等の交通弱者の事故を未然に防ぐため、歩道の設置、交差点改良事業、カーブミラー、ガードレールなど交通安全施設の充実を図るとともに、交通安全思想の啓発も強力に推進してまいりたいと存じます。

また、本年は、駅前の放置自転車対策の一環として信太山駅前の自転車駐輪場を立体化し、約500台の収容能力を持つ施設を建設すべく、所要の措置を講じたところであります。

さらに、公害関係では、工場等の固定発生源は減少傾向にあります。最近では、生活排水が河川における水質汚濁の要因となり、生活排水の浄化対策を推進する必要も生じてまいりました。加えて、移動発生源と言われる自動車公害に対処するため、浮遊粒子状物質測定装置を新たに購入し、健康で快適な生活環境の確保に努めてまいります。

#### <下水道・河川・水路の整備>

公共下水道の整備につきましては、待望の南大阪湾岸北部流域下水道の忠岡沖処理場が昨年4月から共用開始され、本市では、泉北環境整備施設組合が整備を担当する地域の水洗化が進められているところであります。

また、流域下水道和泉忠岡幹線の工事も着実に進展しており、これに関連する本市の公共下水道工事を和気校区を中心に進めてまいったところでありますが、近い将来の水洗化に備え、さらに、きめ細かい面整備を行ってまいる所存であります。

一方、府道泉大津粉河線に埋設される流域下水道和泉・泉大津幹線の本市流域への延伸が本格化してまいり、これに対応するため、本年よりいよいよ本市の中心市街地であります府中地区において、公共下水道汚水幹線の整備に着手いたすところでございます。

なお、地域の幹線排水路整備事業あるいは市街地を流れる水路整備事業につきましては、清

流の流れを取り戻すべく、所要の措置をいたしました。

また、市民の自主的な協力により「河川を美しくする会」が発足して、5回の清掃を行っていただき、河川がよみがえった感があります。本年も引き続き河川美化の啓蒙を行い、水と緑の貴重な空間を地域社会にどのように活用していくのかなど調査・研究を行い、快適な環境を創造するよう努めてまいり所存であります。

#### <環境衛生の向上>

市民の生活様式の変化と相まって排出される廃棄物も多様化し、その量も増加の傾向にありますが、廃棄物の適切な排出方法及び減量化など啓発活動を行うほか、収集業者に対する指導を強め、ともに協力し清潔な町づくりに努めてまいります。

環境改善整備事業の一環であります幸・王子共同墓地整備事業も、地元関係者のご協力により第一期工事が本年8月で完了いたす見込みであります。引き続き、第二期工事に着手すべく所要の措置を講じたものでございます。

#### <消防体制の充実>

災害から市民の生命・財産を守り、市民生活の安全を確保するため、引き続き消防水槽・消火栓など消防水利の強化と消防ポンプ自動車の更新、消防資機材の充実を図ってまいります。

得に本年から、市南部における救急対応の充実に向けての年次的整備並びに「消防団活性化モデル事業」の導入により、消防団活動の拠点施設の建設を行い、消防団活性化対策を推進するとともに消防装備の充実と近代化を図り、消防体制の強化に努めてまいりたいと存じます。

### 3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり

国を挙げての教育改革も、臨時教育審議会の審議が終了し、その提言を受け、改革の実施に向けて着手されつつあります。本市においても学校教育、社会教育の分野で、その推進と充実を図っていかねばならないところであります。

私は、市長就任以来、豊かな人間性を育て、地域文化を高めることを本市の教育の主眼として各種施策を進めてまいりました。和泉市民が高い文化を享受し、豊かで健やかな充実した生活を営んでいくため、家庭教育、学校教育、社会教育におけるそれぞれの課題を検討し、大いなる展望のもとに、総力を結集して各種施策を推進してまいり所存であります。

#### <学校教育の充実>

学校教育にあっては、「知・徳・体」の調和のとれた人間豊かな児童・生徒の育成を目指した教育を行っております。昨今、社会問題となっております児童・生徒の間でのいわゆる“いじめ”や校内暴力などは、学校の適切な指導や地域社会の教育力が相まって、本市においては鎮静化の傾向にあります。

しかしながら、いまだ問題行動の発生は予断を許さないものがあり、学習指導の充実はもとより、生徒指導並びに進路指導の充実を図り、児童・生徒の内面に迫る教育活動を強力に進めてまいり所存であります。そのため道徳教育の充実、教育相談活動の一層の推進、あるいは教職員の教育に対する熱意の高揚、教育内容や指導技術の向上を目指した教育研修の充実を図るなど、教育各般を通じ児童・生徒の健全育成を目指してまいりたく存じます。

#### <学校教育環境の充実>

学校教育に活力を与え、人間性豊かな児童・生徒の育成を期するためには、その施設の整備と改善を図ることが肝要であろうかと存じます。本年は、学校施設の質的整備を図る大規模改造事業は、昨年からの継続事業である榎尾中学校のほか、新たに信太小学校、南池田小学校、国府小学校の改造工事を行うべく、所要の措置をいたしました。

また、光明台団地の児童・生徒の社会増に対するため、光明台北小学校、光明台中学校の増築工事を実施するとともに、児童・生徒の体位向上のため、老朽化いたしております伯太小学校プール新設事業、伯太中学校におけるクラブ室の増築事業など、一連の学校施設整備事業を行うべく、所要の措置を講じた次第であります。

#### <社会教育の振興>

社会教育におきましては、現代における高年齢化、余暇の増加及び情報社会への移行等激しく変化する社会にあって、時代に即応した能力の習得、いわゆる生涯学習など社会教育への期待が大きく高まっております。そのため、地域社会において指導的役割を果たす社会教育団体の育成が何より重要なところでありますが、おかげをもちまして、本市連合婦人会、PTA協議会及び文化協会を初め各種団体が、積極的に活発な活動を展開していただいております。とりわけ、開館3年目を迎えますコミュニティセンターにおきましては、市民相互の交流活動の場として定着をいたし、各種文化活動を初め、婦人活動に幅広くご活用をいただいております。一方、教育委員会による直轄事業として、文学講座、婦人学級講座、家庭教育講座、成人教室、講演会など、生涯教育の充実幅広く取り組んでまいり所存であります。

青少年教育では、青少年指導員協議会、校区青少年問題協議会などを中心とし、各種団体と緊密な連携とともに青少年の健全育成と非行防止の啓発啓蒙活動に努め、地域ぐるみ環境浄化運動に取り組んでまいります。

さらに、青少年が自然に親しみ、浩然の気を養い、野外集団活動を通じて情操教育の向上を図るべく、その活動の拠点となります榎尾山青年の家は、狭隘であるとともに相当老朽化も進行いたしております。こうしたところから新規に適地を求め、建替事業を実施いたしており、来春には、緑に囲まれた近代的な青年の家として完成をいたす見込みであります。

図書館では、「本との出会い」をテーマに各事業を推進しているところでありますが、蔵書内容をさらに充実し、巡回文庫の駐車基地の増設を図り、より豊かな情報・資料を広く提供できるよう取り組みを強めてまいります。

美術館では、美術作品の研究と展鑑を通じ、広く市民の情操の向上に資するとともに、静謐な安らぎの場を提供してまいっていますが、さらに、展鑑内容に親しみを加えられるよう、細心の方途をもって対処いたしたく存じます。今秋には「古式金銅仏展」を開き、かつて東アジアに隆盛を秘めた仏像造りの多彩な様相と、人々の活動の一端を知っていただくよう計画いたしております。

#### <スポーツ・体育の振興>

私たちが健康な生活を送るうえで、日ごろから体力づくりは必要不可欠のことであり、幼いから老人に至るまで、幅広くスポーツを通じて自らの体力づくりに励まれているところであります。このため、市民スポーツ活動の拠点となる体育館では、各種スポーツ教室の充実強化に努め、体育指導委員、体育連合に加盟する役員方々の積極的なスポーツ活動の展開をいただいております。

市行政といたしましては、その条件整備が肝要であり、多くの体育関係者から注目されている（仮称）コミュニティ体育館は、来春の竣工を目指し建設工事が順調に進んでいるところであります。本施設は、現在の市立体育館の2倍の規模を持ち、各種記録会や社会人の各種室内競技会などにも活用できる機能を備えるとともに、外観においても周辺の緑との調和を図り、体育機能のみならず、市民の心の触れ合いの場として御活用いただけるよう期待をいたしております。

#### <いずみラーバンライフリゾート構想>

いずみラーバンライフリゾート構想は、関西国際空港建設のインパクトを最大限活用し、また、第2次和泉市総合計画の施策を実現すべく、松尾寺公園を含む中央丘陵部に計画を取りまとめたものであります。本構想は、本格的な週休2日制の時代を迎えて、スポーツ・レクリエーションを中心に人々が気軽に訪れ、自然に親しみながら質の高い都市的サービスが提供されるリゾート地として、和泉市民のみならず、広く大阪・近畿を対象とした大都市圏域型リゾートとして整備しようとするものであります。

昨年9月には、本市を含め26団体で和泉ラーバンリゾート推進協議会を設立し、事業実施に向け、基本構想・事業計画等の策定に着手したところであります。本年は、各種調査と検討を重ね、基本計画・事業計画を策定し、地権者を初め地元の方々に計画内容の説明を行ってまいり、御理解と御協力を賜りたいと存じておるところでございます。



#### 4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり

##### <農林業の振興>

本市の農業は、大都市近郊農業として新鮮な野菜やみかんの生産、伝統的な花卉栽培などを中心に発展してまいりました。しかし、近年の都市化に伴う農地の壊廃や農業労働力の流出などにより、農業を取り巻く環境は厳しさを加えておりますが、大都市近郊農業として、消費人口の増大による生鮮食料品等の安定的供給の確保が強く望まれているところであります。

したがって、農産物の需要の動向に即応した農業生産を行うため、農業の担い手の育成、農地の利用権の集積、有効利用の促進などを一体的に行うべく、地域農政推進事業を本年も引き続き実施いたしますのであります。

また、横山地区における補足農業構造改善事業によるみかんの品質改良研究施設の建設、南松尾地区における地域農業の活性化対策としてタケノコの加工共同利用施設の整備、加えて農道・水路・老朽溜池の改修などの土地基盤整備事業の推進など、各般の施策を通じ、自立経営農家の育成と活力ある農業の推進に努めてまいりたいと存じます。

林業振興につきましては、本年度より地元の意向を踏まえた林業振興地域整備計画を策定し、林業振興地域の指定を受け、今後の林業振興に努めてまいりたく存じます。

##### <商工業の振興>

本市の産業実態は、いずれも経営基盤の弱い小規模経営が中心であり、加えて、構造不況に続く円高不況による地場産業の衰退と難問題を抱え、きわめて困難な情勢下にあります。このため市商工会と相互緊密な協力のもとに経営指導改善を初め融資対策などのほか、昨年制定された特定地域中小企業対策臨時措置法及び産業構造転換円滑化臨時措置法に基づき、全国216の市町村が特定不況地域に指定され、これら市町村が相集い全国協議会を結成、本市が近畿地区のリーダーとして地域活性化を図るため、国その他関係機関に働きかけ、諸施策の制定拡充を努めてまいりるものでございます。

また、大型量販店の進出計画については、既存商店との調整はもとより、その環境問題についても強力な行政指導を推進してまいりたいと存じます。

なお、本年も地場産業の振興と異業種間の連携を図り、市民の地場産業に対する愛着心の高揚と産業の重要性を高めるため、「地場産業まつり」を実施すべく、所要の措置を講じたものでございます。

##### <関西国際空港とコスモポリス>

関西国際空港は、昭和68年春、一番機の発着を目指し、鋭意、工事が進められているところであります。世界に開かれた24時間空港としての関西国際空港が完成すれば、わが泉州地

域に本格的な国際時代が到来することは明らかとなっております。

本市においては、こうした情勢に対応するため、関西国際空港関連地域整備大綱及び地域整備計画による関連事業への取り組みはもちろんのこと、国際化時代に対応すべく、都市の骨格を形成する道路・公共下水道など、都市基盤の整備を総力を上げて取り組んでまいっている所存であります。

加えて、国際空港のインパクトを最大限活用し、先端技術産業の立地を含むハイテクリサーチパークとして「春木・久井」地区にコスモポリス構想の具体化を図ってまいりました。おかげさまで昨年12月、府・市・民間企業等19団体の協力をいただき、「株式会社いずみコスモポリス」を設立いたすことができました。当社は、各種の調査・設計・環境アセスメント・行政機関との調整などを行う「企画調査会社」として発足いたしましたところであり、今後、各種の調査・企画等の進捗状況を見ながら、早い時期に事業実施会社に移行してまいっている所存であります。

なお、地元関係者に対しましては、昨年より一連の事業説明などを行ってまいり、地元町会及び地権者の方々の御理解を得て対策委員会を設置いただいたところであります。今後は、この対策委員会を窓口とし、市が中心となり用地集約に係る諸問題について、鋭意、具体的な協議を進めてまいりたいと存じます。

##### 5. 生きがいを感じ健やかな暮らしと心のふれあいを広めるまちづくり

###### <老人・障害者および児童福祉>

かねてから、福祉関係者を初め多くの市民の方々から御要望をいただいております市立総合福祉会館が昨年10月にオープンすることができましたが、これひとえに議員各位を初め関係各位の御協力のたまものと厚く感謝いたす次第でございます。

本年は、この総合福祉会館の実質的な初年度として、障害者に対しましては、機能回復訓練や日常生活訓練など在宅障害者デイ・サービス事業を開始するとともに、老人に対しましては、昨年より実施しております老人大学その他の教養・娯楽講座を充実してまいります。

また、これと合わせて同会館を気軽に利用できるように配慮し、障害者や老人の自主的な活動を促進するとともに、ボランティア活動の育成を図り、もって、名実ともに福祉活動の拠点施設にふさわしいものにいたしたいと存じております。

また、総合的な福祉施策の推進にあたりましては、市行政の努力とともに、地域に根ざした市民の自主的な活動も、また、欠くことのできないものでございます。そのためにも地域福祉の中核的な役割を果たしている和泉市社会福祉協議会の活動がより一層発展するよう助成措置の強化を行うとともに、事務所の総合福祉会館への移転を機に、同会館事業を初めとする市の

福祉行政と連携強化を図るほか、各種社会福祉団体への助成も拡充をいたし、その育成と活動の強化を図ってまいります。

次に、老人福祉でございますが、長年にわたり社会の発展に寄与してこられた老人が、生きがいのある幸せな老後を送られるようにすることが、現代の世代に課せられた重要な使命であろうかと存じます。こうした観点から、特に在宅老人の福祉に重点を置き、寝たきり老人の家庭に移動式の浴槽を持ち込んで入浴していただく「寝たきり老人移動入浴サービス制度」並びに自治会など地域の公共的団体が老人集会所を建設する場合に一定の助成を行う「老人クラブ常設集会所建設費助成制度」を昨年設立いたしました。これらを初めとし、日常生活用具の支給、貸与、家庭奉仕員の派遣、老人の短期保護などきめ細かく各種福祉施策を実施するとともに、老人の生きがいを創造し、健康の保持にも役立つシルバー人材センター活動の発展を期してまいりたいと存じます。

なお、家庭事情により必要な場合は、養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどへの入所措置を行ってまいります。

一方、障害者福祉につきましては、障害者の社会参加の一助といたすべく、本年新たに重度障害者の方々に対してタクシーの基本料金を助成する「福祉タクシー」制度を創設するとともに、心身障害者簡易授産事業に対する補助金の増額のほか、必要とされる障害者の施設への入所はもちろん、舗装具及び日常生活用具の給付、ミニファックスや福祉電話の貸与、盲人ガイドヘルパー・手話通訳者の派遣、障害者の集いの開催等、多面的な施策を実施してまいりたく存じます。

さらに、本年より新たに総合福祉会館において就学前の障害児童を対象に「幼児教室」開設し、障害児保育の充実に努めてまいりたく存じます。

なお、保育所保育料につきましては、昭和59年度に改定して以来、3年間据え置いておりますが、受益者負担の公平と適正化を図るため、本年度、改定をさせていただきたく存じております。

#### <健康の保持促進>

市民が健康で明るい日常生活を営むためには、「健康」という財産を市民自らの自覚と認識によって守っていくことが重要であります。これと相まって、市行政による各種保健施策の拡充により補完をさせていただくことが、健康で明るい町づくりに寄与できるものと確信をいたすものでございます。

最近の医学の進歩は目ざましいものがありますが、各種の疾病を克服するのは、やはり早期予防、早期発見、早期治療が肝要かと存じ、これを基本に各種保険・予防事業を推進してまい

っております。昨年から新たに実施をいたしました肺ガン、乳ガン、子宮体ガン検診も実績を上げつつありますが、本年度から40才以上の健康診査事業を全面的に見直しを行い、従来の一般診査と精密診査を合せて基本健康診査とし、質的充実を図りつつ市民の健康を守るという観点から、厳しい財政事情下ではございますが、受診者全員を無料で行いたく、所要の措置を講じたものであります。

さらに、本年より新たに関係機関の御協力を仰ぎ、母子保健事業の一環として「1歳半健康診査事業」を実施いたし、幼児期で最も大切な精神発達、運動機能、情緒の発達など総合的に診査し、適切な指導、助言を行ってまいりたく存じます。加えて、日本脳炎・インフルエンザの予防接種事業の無料化を推進するなど、各般の施策を通じ市民の健康の保持、増進に寄与いたしてまいりたく存じております。

一方、市立病院では、本年4月より診療報酬の改定と同時に薬価基準の引き下げも行われる見込みであり、経営環境は依然として厳しい状況にございます。本年は、全身用コンピュータ・X線断層装置（C.T.）及び血液の自動分析装置を最新機種に更新をいたし、医療水準の向上を図りつつ市民医療の確立と健康回復のため、一層の努力を傾注してまいりたく存じます。

#### <国民健康保険事業>

市民の健康と生命を守るうえで重要な役割を果たしています。国民健康保険事業は、国民の健康指向の強まり、急速な高齢化などで医療に依存する傾向が進むなかで、医療費の増高は著しいものがあります。そのため国における制度の改正など一定の対応がありましたが、大きな成果を上げることはできず、国保会計の置かれている環境は依然として厳しい状況にあります。

また昨年、国保審議会での論議をもとにつくられた国保制度の改革は財源対策に終始したため、結果として地方への負担転嫁にしかならず、現在の国保財政の危機を打開するため、国における抜本的対策が望まれるところであります。このため、今後とも国等の動向を見極めつつ、市民の健康と生命を守る使命を果たすべく努めてまいり所存であります。

#### <同和対策の推進>

昭和62年4月に5年間の時限立法として「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「新法」という。）が施行されたところであります。本市の環境改善整備事業は、住宅建設は一定の進歩を見ているところですが、道路・下水道などの面的整備では、まだかなりの課題が残っている現状であります。これらの物的事業は、新法の期限内に達成すべく最大の努力をしてまいり所存であります。

しかし、新法には様々な問題点があり、本市は、昭和60年第2回市議会における「部落開放基本法」の制度に関する要望決議を踏まえ、引き続き同和問題の根本的解決を目指し、より

一層内容の充実を求めていく要望を関係行政機関並びに諸団体と協力し、国に働きかけを行ってまいります。さらに、国・府に対し、本市の財政事情と大規模地区の実態等を訴え、理解と協力を求めてまいる所存であります。

人権啓発面では、和泉市同和教育推進協議会を中心に密接な連携を保ち、効果的な推進を図ってまいるとともに、昨年度に実施いたしました人権問題に関する市民意識調査につきましては、本年度は、その結果を分析して取りまとめを行い、今後の啓発の在り方、活動の目標などを検討してまいる所存であります。

#### <連帯と信頼のコミュニティづくり>

私は、触れ合いのある豊かな地域社会をつくるには、市民相互の連帯と郷土愛の精神が肝要かと存じます。市民の心をつなぐ、触れ合う心の温かさを育ててまいりました市民手づくりによる「和泉市民まつり盆踊り大会」は、回を重ねるごとに盛大になり、市民の一大イベントとして定着してまいりました。本年は第6回目を迎え、さらなる発展を期して所要の措置をいたしました次第でございます。

さらに、地域社会において市民自ら知恵を出し合い、自ら地域における問題を解決し、また、交流を深めていく「地域コミュニティ」づくりが重要であろうかと存じます。本年から新たにこうした地域コミュニティを育み、市民の地域における自主的な活動を援助すべく、その活動の拠点となる町内会館や自治会館の整備につき「助成制度」を起こしたものでございます。

#### [その他の施策]

#### <国際交流の促進>

昭和60年以来、中国南通市と自治体外交を重ね、友好親善を深めてまいりました。今回、関西国際空港の開港を控え、市民ぐるみで「国際都市和泉」を目指そうと、和泉市国際交流協会が設立され、「教育・文化・スポーツ・産業等を通じて国際親善を促進する」目的で発足いたしました。

国際化時代を迎えつつある今日、中国を初め諸外国との相互理解・交流を民間レベルで促進する本協会の活動を積極的に助成すべく所要の措置をいたし、ひいては、国際親善と世界の平和に貢献してまいる所存であります。

#### <行政事務改善等>

本市の行政事務の電算化につきましては、本年度で4年目を迎えますが、懸案の住民情報オンラインシステムの構築が完成して、コンピューター機器の安定した運用を行うまでに至っております。今後の新規電算化業務といたしましては、財務会計システムとして予算編成・決算等の研究に着手して、行政レベルの質的向上を図ってまいりたく存じます。

一方、電算化に係る個人情報対策につきましては、現在「和泉市電子計算組織の管理運営に関する要綱」により規制を図っておるところでございますが、このたび、国において「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護案」の原案を固め、近い時期に国会に提出され審議される予定と伺っております。本市では、この機会に国の法律案の骨子に基づき、より一層プライバシーの保護に取り組んでまいり所存であります。

さらに、窓口事務の改善につきましては、昭和56年より南松尾、横山、鶴山台の各地区に事務取次所を設置し、窓口サービスの向上に努めてきたところであります。しかしながら、最近の急速な社会経済情勢の変化は、行政の多様化と繁雑化を招き、ますます迅速な市民サービスの提供を要求されております。とりわけ、広大な市域を持つ本市にとって、窓口事務の充実を図り、地域におけるきめ細かい市民サービスを提供することは、重要な課題であろうかと存じます。したがって本年は、将来を展望した地域における窓口サービスの提供につき調査・研究を行い、市民サービスの向上に努めてまいり所存であります。

また職員は、市民の信頼を高めるため、常に自己研さんに精励しなければなりません。とりわけ、現在直面している本市行財政の実態を適確に認識させ、市民サービスの向上に徹し、市政の執行に取り組むよう指導監督を行ってまいりたいと存じます。

以上が、今回、御提案申し上げました昭和63年度の予算(案)の概要と市政運営の基本方針でございます。冒頭、申し上げましたとおり、地方自治を取り巻く諸情勢はますます厳しさを加えており、本予算(案)は、限られた財源の効率的配分に創意と工夫を凝らし、市民福祉の向上を目指し最大の努力をいたしました。

今後の行財政運営には、なお、困難な課題が山積することとは存じますが、私は、四たび市民の信託を受けたのを機会に初心に立ちかえり、気持ちを引き締め、「調和と活力のある人間都市・和泉」を創造すべく、精魂を込めた努力を傾注してまいり決意であります。何とぞ議員各位の格段の御理解と御指導、御統力を賜りたくお願い申し上げる次第であります。

御清聴ありがとうございました。

- 
- 
- 議長(池辺秀夫君) 昭和63年度市政運営方針の要旨の説明が終わりました。それでは、先刻、一括上程いたしました議案の説明を順次、お願いいたします。まず、建設部所管の説明を願います。
  - 建設部長(浅井隆介君) お許しを得まして自席より、ただいま一括御上程いただきました議案第11号「和泉市道路占用料条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、提案の理由であります、近時の社会経済情勢並びに国における国道占用料を見直す必要が生じたものであり、また、阪南各市におきましても、これに準じた改定をすべく準備を進めておりますので、本市も今回、改定を行おうといたすものあります。

次に、その内容であります、議案書 3 ページの別表に記載しておりますとおり、電柱並びにその支柱、支線柱及び支線につきまして、1 本当たり 280 円引き上げ「1,580 円」に、電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線につきまして、1 本当たり 110 円引き上げ「590 円」に、公衆電話所につきましては、1 カ所当たり 240 円引き上げ「1,710 円」にするなど、6 ページから 7 ページに記載の新旧対照表にお示しのとおり、全体として平均 20% 程度の引き上げをいたそうとするものであります。

附則といたしまして、この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行、実施を予定いたしております。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、福祉事務所所管の説明を願います。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第 12 号「和泉市立母子寮条例を廃止する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。8 ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、和泉市立母子寮は昭和 29 年 4 月に開所し、以来 34 年間にわたって配偶者のない母子またはこれに準ずる事情にある母子及びその者の看護をすべき児童を入所させ、児童福祉の増進に寄与してまいりました。しかしながら、建物の老朽化が進み、加えてその 1 室が 4 畳半もしくは 6 畳と狭く、また、台所、便所が共利用、風呂がないなどの理由と、一方では近年、府営母子福祉住宅への入居が比較的容易になったことなどにより、ここ数年来、母子寮入寮世帯が減少傾向をたどっております。

本年度になって入寮 2 世帯のうち 1 世帯が昨年 12 月、繁和府営住宅の母子福祉住宅に転居し、残る 1 世帯も市営住宅に入居が決まり、本年度末には入寮世帯がなくなり、母子寮の存続運営が困難となりましたので、これを機会に廃寮いたしたく、ここに和泉市立母子寮条例を廃止するための条例を制定いたすものでございます。

次に、その内容でございますが、条例本文といたしまして、和泉市立母子寮条例（昭和 31 和泉市条例第 40 号）は、廃止する、ことを定めるものでございます。

次に、附則といたしまして、この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行することを定めるも

のでございます。

以上、まことに簡単でございますが、和泉市立母子寮条例を廃止する条例制定についての提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり御議決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 引き続きまして、予算説明に入ります。

まず、一般会計、特別会計の順に説明を願います。

- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、お許しをいただきまして、ただいま御上程いただきました、議案第4号「昭和63年度和泉市一般会計予算」につきまして、その概要の御説明を申し上げます。

まず、予算編成につきましては、先ほど市長が表明いたしました。市政運営方針に基づき、諸般の社会情勢を踏まえ、本市の財政運営の厳しい実態を再確認し、予算を編成いたしましたものでございます。

昭和63年度の一般会計予算は、総額312億300万円と相なるわけでございまして、全年度当初予算と比較いたしますと9,500万円、0.3%の減でございますが、すでに議会の御議決をいただいております和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉中央線の住宅・都市整備公団の直接施行分を加えますと、実質的には3.9%の伸び率と相なる次第でございます。

それでは、予算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。予算書の1ページでございます。

まず、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を312億300万円と定めるものでございまして、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。それぞれの内容につきましては、後ほど、事項別明細書により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為でございますが、債務を負担することができる限度額等を定めるものでございまして、改良住宅整備事業を初め、用地取得事業等25億1,752万2,000円の計上でございます。期間及び限度額は、「第2表」のとおりでございます。

第3条は、地方債でございますが、起債の目的、借入限度額等を定めるものでございまして、16億3,106万1,000円計上いたしました。起債の方法、利率、借入先、償還の方法は、「第3表」のとおりでございます。

第4条は、財政調整資金としての一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、55億円と定めたものでございます。



第5条につきましては、各項の経費を流用できるように定めるもので、職員の給与費を対象といたしてございます。

以上が、一般会計の予算でございます。

引き続きまして、事項別明細書により、歳出予算より御説明申し上げます。37ページでございます。

まず、議会費でございますが、議員各位並びに事務局職員の人件費、議会運営費を初め、事務局等の整備事業費、また、大阪府議長会会長市特別負担金等3億1,310万7,000円を計上いたしてございます。

次に総務費でございますが、総額30億2,387万5,000円計上いたしました。まず総務管理費でございますが、対前年度当初と比較いたしますと、3億682万5,000円の減額となるものでございますが、これにつきましては、財産区財産売払いに係る地元公共事業交付金の減額が主な要因でございます。

内容につきましては、特別職、一般職の給与費を初め、庁舎管理経費、おおむね経常的な経費でございますが、関西国際空港に関連する株式会社いずみコスモポリス出資金、いずみラベンライリゾート推進協議会の負担金を初め、本年度より新たに設置いたしました町会館等整備事業に係る助成金、また、交通安全対策費として、信太山駅前自転車駐輪場建設事業負担金を計上いたしましたものでございます。次に、徴税費、戸籍住民基本台帳費、統計調査費、監査委員費、同和対策費につきましては、それぞれ運営経費を計上いたしましたものであります。

なお、選挙費につきましては、市議会議員選挙を執行する経費を計上いたしました。

次に、民生費でございますが、86億2,746万3,000円計上いたしました。社会福祉費につきましては、総合福祉会館の運営費を初め心身障害者、老人に対する福祉経費及び医療助成費、国民健康保険事業、老人保険事業特別会計への繰出金等を計上いたしました。また、今年、国民健康保険制度の見直しによる、保険料の軽減措置による負担額1億円を保険基盤安定繰出金として、計上いたしました。

なお、本繰出金に対しましては、国より2分の1、府より4分の1相当額をそれぞれ負担される制度となっております。

次に、児童福祉費でございますが、児童手当扶助費を初め、本年度より実施いたします幼児教室の措置費用、保育所、児童遊園の管理運営経費を計上いたしました。なお、母子寮費につきましては、後ほど、御審議を煩わしますが、本年度母子寮を廃止するに当たり、予算計上については、未計上といたしたものでございます。

次に、生活保護費でございますが、生活扶助費を初め、生活保護家庭への見舞金等を計上い

たしました。

次に、衛生費でございますが、33億6,028万4,000円計上いたしました。予防衛生費につきましては、保健センターの管理運営経費を初め、老人保健法に基づく中高年令者の各種健康診査を行う保健事業費、結核、インフルエンザ等、各種対策経費及び市民の健康を保持すべく、市立病院に対する補助金並びに休日急病診療所の運営経費等を計上いたしましたものでございます。また、本年より母子保健事業といたしまして、1才半の健康診査の実施、また、後ほど歳入予算の中で御説明申し上げますが、インフルエンザと日本脳炎の予防接種による実費徴収金の無料、また、保健事業に伴う従来的一般診査と精密診査を合わせて基本健康診査と充実を図るとともに、受診者全員無料という措置を講じたものでございます。

次に、環境衛生費でございますが、伝染病の予防対策費を初め、し尿及びごみの収集処理経費を計上いたしました。

墓地管理費につきましては、市設墓苑の管理経費を初め、市営葬儀の管理運営経費を計上いたしました。

上水道費につきましては、本市水道事業及び泉北水道企業団に対する補助金を計上いたしましたものでございます。

次に農林水産業費でございますが、3億668万9,000円計上いたしました。農業費につきましては、農業委員会の運営経費を初め、農業振興対策費として、地域農政推進対策費、補足農業構造改善事業費等、また、農業用水路、溜池、農道等、農業基盤の整備に関する経費を計上いたしましたものでございます。

林業費につきましては、林業振興地域整備促進事業、また、森林地域活性化緊急対策事業として、森林間伐の事業費を計上いたしましたものでございます。

次に、商工費でございますが、2億2,818万7,000円計上いたしました。小規模対策事業費を初めとする中小企業の振興対策経費、事業資金の融資、また、勤労青少年ホーム等の管理運営経費を計上いたしましたものでございます。

続きまして、土木費でございますが、52億4,542万6,000円計上いたしました。まず、土木管理費につきましては、管理経理等を計上いたしました。

道路橋梁費につきましては、市内一円の道路整備を初め、黒鳥観音寺線、府中信太山線、池田下万町線、府中和気西線、国府山直線、上代伏屋線、伯太桑原線、及び環境改善道路の整備を図るべく、それぞれ計上いたしましたものでございます。

なお、和泉中央線整備負担金2億1,530万円でございますが、これはすでに議会の御議決をいただいております、和泉中央丘陵新住宅市街地に関連する和泉中央線整備事業を住宅・都

市整備公団が直接施行するに当たり、国の国庫補助率の引き下げ措置に伴う国費減少相当額を、本市が臨時財政特別債を発行し、住宅・都市整備公団に負担するものでございます。

なお、臨時財政特別債につきましては、元利償還金に対し、地方交付税に100%算入されるものであります。

次に、河川水路費でございますが、一般河川の改修事業を初め、東松尾川及び長谷川の河川改修、また、水路につきましては、市内一円の水路の整備事業費を計上いたしましたものでございます。

都市計画費につきましては、公共用地先行取得事業、公共下水道事業特別会計への繰出金を初め、昨年に引き続き和泉府中駅前東地区の再開発の意向調査等の経費、また、信太山駅前の整備事業費等を計上いたしました。

また、公園費でございますが、対前年度比較で1億4,677万1,000円の減でございますが、前年度は財団法人和泉市公園緑化協会に対する出資金3億円の減額によるものであります。

公園費につきましては、公園の維持管理経費を初め、小田、黒鳥山、松尾寺、光明池緑地、前奈池、伯太放光池1号公園、また、地域開発公園整備事業として、万町2号公園の整備事業費それぞれ計上いたしましたものでございます。街路事業費につきましては、販和東側2号線を、また、浸水対策費といたしまして、市内の浸水対策事業費を計上いたしました。

次に、住宅費でございますが、住宅管理経費及び改良住宅整備事業費、また、既設公営住宅改善事業費として、丸笠団地住戸改善整備事業費を計上いたしましたものでございます。

消防費につきましては、8億6,387万2,000円計上いたしました。これは消防署及び消防団員の経費でございまして、防火水槽の新設、防火ポンプ自動車の購入費、また、消防団の活性化事業といたしまして、消防団拠点施設の建設事業費を計上いたしましたものでございます。

次に、教育費でございますが、総額47億6,278万7,000円を計上いたしました。対前年度比較で13億6.7万円と大幅な増額でございますが、(仮称)市立コミュニティ体育館建設事業費、小・中学校の整備事業費の増額が主な内容でございます。

教育総務費につきましては、教育委員会の運営費を初め、小・中学校の教育指導及び研修費を計上いたしました。

次に、小学校費、中学校費、幼稚園費でございますが、まず、小学校費につきましては、光明台北小学校の整備事業費を初め、伯太小学校のプール整備事業費、また、大規模改造整備事業費としまして、伯太小学校、南池田小学校、国府小学校の整備事業費を計上いたしました。

中学校費につきましては、光明台中学校の整備事業費を初め、槇尾中学校、信太中学校の整備事業費を計上いたしました。

そのほか、小中学校、幼稚園の運営管理維持経費等を計上いたしましたものでございます。

社会教育費につきましては、青少年等の対策経費を初め、各公共施設の運営管理維持経費等を計上いたしました。

さらに、本年度より光明台南校区の留守家庭児童会を開設すべく、予算措置を講じたものでございます。

次に、保健体育費でございますが、光明池緑地運動施設を初め、各運動施設の運営管理維持経費等を計上いたしましたものでございます。

また、昨年より着手いたしました、(仮称)市立コミュニティ体育館につきましては、来春の完成を目指し9億2,100万円計上いたしましたものであります。

次に、公債費でございますが、前年以前に借入れた市債の元利償還金並びに一時借入金の利子等41億2,531万円計上いたしました。

諸支出金につきましては、2億9,600万円計上いたしました。開発公社に対する貸付金、災害援護資金貸付金、また、基金費につきましては、公共施設整備基金、福祉基金に対する積立金を、計上いたしました。

最後に緊急または不測の経費に充当いたすべく、予備費として5,000万円を計上いたしました。

以上が、歳出予算の事項でございます。歳出総額312億300万円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これらの歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。事項別明細書の3ページでございます。

まず、市税でございますが、128億1,686万円計上いたしました。市税につきましては、本年4月1日より実施されます減税措置を見込み計上いたしましたものでございまして、対前年度伸びは、2億2,186万円、1.8%の増という、近年にない低い伸び率となったものでございます。

次に、地方譲与税2億300万円、自動車取得税交付金2億6,259万4,000円、国有提供施設等所在市町村助成交付金2億4,197万1,000円、地方交付税45億6,100万円、交通安全対策特別交付金3,200万円につきましては、それぞれ昨年実績あるいは国の動向等を勘案いたしまして計上いたしましたものでございます。

なお、利子割交付金でございますが、税制改正に伴う減税措置に対し、来年4月より少額貯蓄非課税制度、いわゆるマル優制度の廃止により、利子等に課税される利子割相当分の交付金1億1,917万2,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、分担金及び負担金でございますが、4億4,268万8,000円計上いたしました。分担金につきましては、農林水産業費分担金、負担金につきましては、総務負担金を初め、精神薄弱者、身体障害者、老人、保育所の施設収容措置児負担金、また、道路、公園等に伴う事業負担金を計上いたしました。

なお、保育所保護者負担金につきましては、本年、引き上げをお願いいたしました次第でございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、各種行政財産の使用に係るもので2億8,303万7,000円、手数料につきましては、戸籍住民基本台帳等の各種手数料4,969万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、国庫支出金45億2,771万1,000円、府支出金29億7,155万3,000円計上いたしてございますが、これらはいずれも歳出予算の経費と関連いたすものでございます。

次に、財産収入でございますが、公共施設整備基金の運用収入を初め、財産売払収入等3億4,102万円計上いたしました。

寄付金につきましては、一般寄付金、開発指導要綱に基づく寄付金を初め、民生費の用途指定寄付金2億3,100万円計上いたしました。

繰入金につきましては、公共施設整備基金及び公共用地先行取得事業特別会計からの繰入金5億4,549万円を計上いたしました。

諸収入につきましては、24億4,584万6,000円を計上いたしました。主なものとしたしましては、病院事業貸付金元利金収入及び国民年金印紙売捌金等でございます。

最後に市債でございますが、16億3,106万1,000円計上いたしております。これらは歳出予算と関連いたすものでございまして、適債事業に対し、充当率を勧案いたしまして、それぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が、歳入予算でございますが、総額312億300万円と相なるものでございます。

以上が、昭和63年度一般会計予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第5号「昭和63年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険として市民の健康と生命を守るための重要な制度でございますが、国保財政の基盤が脆弱なことから他の保険制度との、財政調整を図るべく、制度改正が行われてまいりました。また、昭和63年度の国保制度改革として、地方負担の導入も含め現在、国会で審議中でございます。しかしながら、昭和63年度は厳しい財政運営下にございますが

保険料率の改定を行わず、国保の財政運営を行ってまいりたいと存じている次第でございます。

以下、その内容につきまして御説明を申し上げます。予算書13ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を67億6,030万円と定めるものでございます。

なお、この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の同一款内での各項の経費の流用を規定するものでございまして、給与費並びに保険給付費につきましては、予算額に過不足が生じたときに流用できる旨、規定いたすものでございます。

続きまして、事項別明細書によります、歳出予算から内容を御説明を申し上げます。247ページでございます。

総務費でございますが、総務管理費としまして、職員給与費及び事務的経費でございまして、5,565万7,000円、徴収費につきましては、保険料賦課徴収関係の職員給与費及び事務的経費といたしまして、1億1,213万1,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、運営協議会費でございますが、これは国民健康保険運営協議会の運営に係る経費でございまして、137万7,000円計上いたしました。

趣旨普及費につきましては、啓蒙活動費でございまして、50万円計上いたしましたものでございます。

次に、本会計の大宗をなす保険給付費でございますが、療養諸費といたしまして42億5,309万5,000円、高額療養費として5億5,309万9,000円、助産費として3,500万円、葬祭費として990万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、老人保健拠出金でございますが、これは老人保健法に係る被保険者を対象としたものでございまして、医療費及び事務費を含めまして16億7,799万2,000円計上いたしましたものでございます。

次に共同事業拠出金でございます。高額な医療費が発生した場合、保険財政の負担を軽減するための高額医療費共同事業と退職者医療制度に係る被保険者認定のため、また、その他共同事業を含めまして、4,578万円計上いたしましたものでございます。

次に、保険施設費でございますが、優良家庭及び健康老人に対しての表彰と医療費通知に要します費用430万8,000円を計上いたしましたものでございます。

公債費につきましては、歳計現金に不足が生じたときの一時借入金の利子でございまして、675万円計上いたしましたものでございます。

次に、諸支出金でございますが、保険料過誤納還付金並びに還付加算金といたしまして、

235万1,000円計上いたしましたものでございます。

最後に、予備費でございますが、疾病の集団発生等予測しがたい費用の支出に備えるため、3,000万円計上いたしましたものでございます。

以上、歳出を合計いたしまして、67億6,030万円と相なるものでございます。

次に、これら歳出予算に充当すべき歳入予算につきまして御説明申し上げます。予算書243ページでございます。

まず、国民健康保険料でございますが、26億867万円計上いたしましたものでございます。一部負担金につきましては2万円、使用料及び手数料につきましては50万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金でございます。事務費負担金として7,200万円、療養給付費等負担金として20億5,658万6,000円、助産費補助金として1,166万6,000円、財政調整交付金として6億1,530万8,000円を、国の予算編成方針並びに本市の実績等勘案いたしまして計上いたしましたものでございます。

次に、療養給付費交付金でございます。退職者医療制度に係る被保険者の医療費を対象として、各被用者保険から拠出されるものでございまして、8億330万5,000円計上いたしました。

次に、府拠出金でございます。国保事業に係る府の助成補助金として2,000万円、老人等医療費波及分補助金として2,417万3,000円、単独事業国庫削減分補助金として1,252万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

共同事業交付金でございますが、歳出で御説明いたしました高額医療費共同事業に伴う交付金でございまして、6,477万円計上いたしましたものでございます。

次に、繰入金でございますが、被保険者の負担の軽減を図るため、一般会計繰入金2億5,000万円を計上いたしましたものでございます。増加額1億円は保険料の軽減額に充当するべく、新たに設けられた制度、保険基盤安定繰入金でございます。

また、収支を補うため、財政調整基金より1億5,230万2,000円繰り入れいたすものでございます。

最後に、請収入でございます。第三者納付金、医療費返納金等々いたしまして、6,848万円計上いたしましたものでございます。

以上、合計いたしまして67億6,030万円と相なる次第でございます。

以上をもちまして、国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第6号「昭和63年度和泉市老人保健事業特別会計予算」について、その

内容の御説明を申し上げます。

老人保健法が施行されて7年目を迎えることになりましたが、御承知のとおりこの制度は、70歳以上の老人と65歳以上の寝たきり老人を対象といたしたもので、適切な医療の確保を図るとともに、健康の保持及び福祉の増進に期することを目的としたものでございます。

次に、その内容の御説明を申し上げます。予算書16ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億2,480万5,000円と定めるものでございます。

この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書によりまず、歳出予算から内容の御説明を申し上げます。

267ページでございます。

総務管理費の一部管理費といたしまして、442万8,000円を計上いたしてございます。

次の医療諸費でございますが、これは63年度で見込まれる受給対象者7,640人に係る医療諸費といたしまして、55億2,037万7,000円を計上いたしました。

以上が歳出予算でございます。

続きまして、ただいまの歳出に充当する歳入予算について御説明申し上げます。265ページでございます。

まず、支払基金交付金でございますが、これは医療費の70%、38億5,685万8,000円及び医療費の審査支払いに係る手数料1,048万円、合計38億6,733万8,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金といたしまして、医療費適正化対策事業負担金34万4,000円、また、医療費の20%として老人医療費国庫負担金11億195万9,000円、国庫支出金全体で11億230万3,000円を計上いたしてございます。

次に、府支出金といたしまして、医療費の5%、2億7,549万円、また、受給者健康指導事業補助金として56万9,000円、府支出金全体で2億7,605万9,000円を計上いたしてございます。

次に、繰入金といたしまして、医療費の5%及び当該事務に係る経費の所要額を合わせました2億7,900万5,000円を一般会計から繰り入れるべく措置いたしましたものでございます。

次に、諸収入でございますが、これは第三者行為による医療費償還額として10万円計上いたしましたものでございます。

以上、歳入歳出予算それぞれの合計額は、55億2,480万5,000円と相なる次第でございます。



以上が、老人保健事業特別会計予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願いいたします。

引き続きまして、議案第7号「昭和63年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」につきまして御説明申し上げます。予算書18ページでございます。

まず、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を1億9,584万3,000円と定めるものでございまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、地方債でございまして、地方債の目的、限度額等を定めるものであり、内容につきましては、第2表のとおりでございます。

次に、事項別明細書により歳出予算よりその内容を御説明申し上げます。272ページでございます。

公園用地取得費4,762万6,000円。また、前年度以前に借り入れました地方債の元利償還金等1億372万7,000円計上いたします。

次に、諸支出金でございますが、一般会計への用地売払い収入分を一般会計に繰り出すべく、4,449万円を計上いたしましたものでございます。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

まず、財産収入といたしまして、一般会計への売払い収入4,449万円、市債として4,700万円、歳入不足相当額1億435万3,000円を一般会計より繰り入れすべく、予算措置を講じたものでございます。

以上、簡単ではございますが、公共用地先行取得事業特別会計についての内容の御説明を終わります。よろしくご審議の上、原案どおり可決、御決定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号「昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

公共下水道の整備につきましては、流域下水道の和泉・忠岡幹線の進展に伴う和気校区を中心とした面整備の促進、また、流域幹線の和泉・泉大津幹線の本市域内への延伸に伴い、本年より府中地区の下水道整備に着手し、より一層下水道整備の促進を図ってまいるところでございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げます。予算書21ページでございます。

まず、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を19億7,720万8,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、債務を負担する事項等を定めるものでございまして、内容につきましては第2表の通り、水洗便所改造資金の融資に対しての金融機関に対する損失補償を計上いたしましたものでございます。

第3条は、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容は、第3表のとおりでございます。

第4条は、歳出予算の各項の経費を流用できるよう定めたものでございまして、職員の給与費を対象といたしてございます。

続きまして、事項別明細書により、まず、歳出予算から御説明申し上げます。予算書の279ページでございます。

まず、下水道総務費でございますが、職員の給与費を初め、下水道処理経費、南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金等7億6,671万5,000円を計上いたしました。

なお、先ほどの一般会計予算の中でも御説明申し上げましたが、和泉中央丘陵住宅市街地に関連する下水道整備を住宅・都市整備公団が直接施行をするに当たり、国庫補助率の引き下げ相当額を臨時財政特例債を仰ぎ負担するもので、5,900万円計上いたしましたものでございます。

また、下水道整備費といたしまして、汚水管等の整備事業費9億2,525万7,000円計上いたしました。

次に、公債費につきましては、前年度以前に借入れました市債の元利償還金2億8,473万6,000円計上いたしました。

また、予備費として50万円計上いたしました。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。予算書の277ページでございます。

分担金及び負担金でございますが、流域関連下水道処理負担金900万円、下水道使用料として7,711万2,000円計上いたしました。

次に、国庫支出金1,365万円、府支出金600万円、市債11億9,270万円計上いたしました。これらは歳出予算に関連いたします特定財源でございます。

なお、本年度の財源構成につきましては、国庫支出金が少額で地方債が大幅に増額しておりますが、これは国のNTTの株式売却収入活用等による国の内需拡大政策に基づき、本来の国庫補助金相当額3億5,000万円がNTTの売払資金を活用することとなり、市債で計上したためでございます。これらは後年度、元金償還額全額を補助金で歳入されることとなっております。

次に、繰入金でございますが、歳入不足相当額6億7,873万6,000円を一般会計から繰り入れたいすべく措置いたしました。

また、諸収入として1万円計上いたしました。

以上が、歳入歳出予算の内容でございますが、総額19億7,720万8,000円と相なる次第でございます。

以上をもちまして、昭和63年度特別会計4会計予算の説明を終ります。

よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(池辺秀夫君) 次に、水道事業会計の説明を願います。

○ 水道部理事(岩井益一君) お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第9号「昭和63年度和泉市水道事業会計予算」について、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

まず初めに、新年度を控えまして水道事業の現在までの経営状況について簡単に申し上げますと、前年度においては、旧池上浄水場跡地処分により収支均衡が回復し、また、給水収益は、最近の水需要の堅調な伸びにより順調に推移いたしております。

一方、受水費や資本費など諸コストの増加は経営圧迫要因となり、人員削減や資金運用など経営効率化に努めておりますが、経常収支は、依然として赤字基調の厳しい状況でございます。

こうした中で新年度における経営目標といたしましては、より一層経営体質の改善に努めながら引き続き現行料金水準を維持いたすとともに、きめ細かなサービス向上を期してまいらる方針であります。

それでは、別冊予算書1ページより予算の概要について御説明申し上げます。

まず、本年度の業務の予定量でございますが、第2条において給水戸数を4万3,520戸、年間給水量1,435万5,000 $m^3$ 、また、1日平均給水量3万9,329 $m^3$ 。また、主要な建設改良事業といたしましては、赤水対策のための配水管更生事業として2,710万円、環境改善整備事業に伴う配水管整備事業に3,100万円、また、安定給水のための事業としての水道施設等整備事業に2億4,340万円をもって、山荘配水池テレメーター設備工事及び年次計画として実施の配水管布設工事延長1,540m余りを施行予定いたすものであります。

次に、第3条 収益的収支の予定でございますが、収益的収入より申し上げますと、第1款水道事業収益を19億7,242万8,000円と予定し、その主な内容のうち給水収益につきましては、過去の実績と水需要を勘案いたしまして前年度当初予定に比し3%増を予定し、営業収益全体といたしまして18億1,761万8,000円を計上いたしました。

また、営業外収益については、1億5,480万円を予定いたしております。最近の生活様式

の向上に伴い給水管引き込み口径の増大による加入金収入増加分のほか、資金運用による預金利息は、対前年度比9.3%の増加等と相なっております。

次に、支出でございますが、第1款 水道事業費用を20億9,180万6,000円と予定し、営業費用の主な内訳といたしましては、業務、浄配水施設の管理や受託工事費等で対前年度比3.3%増の18億90万3,000円と予定いたしております。この増加費用といたしましては、給水原価の主要な要素を構成いたします職員給与費を初め、光明池原水料金の引き上げ分を含む受水費、減価償却費等の経費増が見込まれるものでございます。

また、営業外費用でございますが、これは主に建設改良事業等の支払利息で、合わせて2億8,920万3,000円を計上いたすものでございます。

以上、差し引きいたしますと、1億1,937万8,000円の当年度純損失が見込まれるものであります。

次に、第4条は、主として建設改良事業に伴う資本収支であり、まず、収入面では、第1項 企業債は2億7,700万円と予定し、内訳といたしましては、配水管更生事業債、配水管整備事業債並びに水道施設等整備事業債と相なっております。第2項 工事負担金については、府営住宅建て替え工事のほか、民間開発工事に係る配水管敷設工事費等原因者負担として1億4,800万円を予定し、第3項 負担金は、消火栓新設に伴う一般会計からの負担金で、前年同様の措置であります。

以上により資本的収入総額を4億3,251万円といたすものであります。

一方、資本的支出の予定総額は5億8,671万2,000円として、水道施設拡充強化を図るための建設改良関連事業費並びに企業債の元金償還がその主な内容でございます。

なお、資本的収支勘定における収支不足額1億5,420万2,000円につきましては、減価償却費等による内部留保資金で補填するものであります。

次に、第5条でございますが、これはさきに申し上げました企業債の借入れについて、目的、限度額、利率及び償還方法について定めたものであります。

第6条は、各経費の流用事項を、第7条は、議会の議決を必要とする事項をそれぞれ定めたものであります。

第8条では、一般会計から受ける補助金を1,000万円と定め、第9条は、建設用材料等のたな卸資産購入限度額を1億4,925万8,000円と定めるものでございます。

以上が、今回上程させていただきました昭和63年度水道事業会計予算案の概要でございますが、これら詳細につきましては5ページ以下に記載しておりますので、何とぞよろしく御審議くださいますと、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 最後に、病院事業会計の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第10号「昭和63年度和泉市病院事業会計予算」の提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

医療に対する住民の期待は多様化してまいり、国におきましてもこれらの要請にこたえるべく種々の方策を検討はいたしておりますが、いまだ成案はなく、医療環境は依然として厳しい状況にあります。本年度は、診療報酬の3.4%の引き上げが予定されているものの、これと並行して薬価基準が1.0.3%引き下げられ、実質的な引き上げは0.5%にとどまっており、病院運営はますます深刻なものとなっております。全身用コンピューターX線断層装置や血液の自動分析装置を最新機種に更新を行い市民サービスに努めるほか、財政健全化にもなお一層の努力を傾注してまいりたいと存じております。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。別冊予算書1ページでございます。

まず、第2条は、本年度の業務の予定量を定めたものでございまして、病床数は327床、患者数は、入院で1日平均282人、年間10万2,930人、外来で1日平均750人、年間22万2,000人。また、本年度の主要な建設改良事業は、医療機器の購入費等6,500万円をそれぞれ予定しているものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定でございます。

収入第1款の病院事業収益として44億7,080万円を計上いたしました。

その内容でございますが、第1項は、入院外来収益等の医業収益でございまして41億8,840万円、第2項は、一般会計からの補助金等の医業外収益でございまして、2億8,240万円を予定しているものでございます。

次に、支出第1款の病院事業費用44億7,080万円でございます。

その内容でございますが、支出第1項は、職員給与費、診療材料費等の医業費用でございまして42億6,670万円、第2項は、企業債及び一時借入金の利子等の医業外費用でございまして2億380万円、第3項は、予備費として30万円をそれぞれ予定計上いたしましたものでございます。

次に、第4条は、資本的収入及び支出でございます。

収入第1款 資本的収入11億8,355万1,000円を計上いたしましたものでございます。

その内訳は、第1項は、一般会計からの出資金1億2,355万1,000円、第2項は、一般会計からの長期借入金10億円、第3項は、本年度発行を予定しております企業債6,000万円をそれぞれ予定計上したものでございます。

次に、支出第1款 資本的支出11億8,355万1,000円でございます。

その内訳でございますが、第1項は、医療機器購入等の建設改良費として6,623万3,000円、第2項は、企業債の償還金1億1,731万8,000円、第3項は、一般会計からの長期借入金の返還金として10億円をそれぞれ予定計上したものでございます。

次に、第5条でございます。本条は、起債の目的、限度額等を定めたものでございまして、本年度は、医療機器購入費として6,000万円の起債の発行を予定しているものでございます。

次に、第6条でございます。本条は、一時借入金の限度額を定めるものでございまして、本年度は、15億円と定めるものでございます。

次に、第7条でございます。本条は、予定支出の各項の流用できる場合の規定。

次の第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めたものでございます。

第9条は、一般会計からこの会計へ補助する金額を定めたものでございまして、本年度は、2億6,117万2,000円を予定しているものでございます。

次に、第10条でございます。本条は、たな卸資産の購入限度額を定めたもので、本年度は、13億4,994万9,000円と定めるものでございます。

以上の結果、本年度の収支は、医業収支で7,830万円の欠損と相なりますが、医業外収支で7,860万円の利益を計上することができ、予備費を含めた当年度の病院事業収支は、均衡を保つことができるものでございます。

次に、病院事業会計に影響を及ぼします不良債務額は、本年度で1億5,045万2,000円解消し、本年度末不良債務額は、6億6,077万3,000円と相なる見込みでございます。

御案内のとおり、医療を取り巻く環境は非常に厳しいものがございまして、なお一層の努力を傾注し、市民の医療需要にこたえてまいりたいと存じます。

なお、5ページ以下に予算に関する説明書、30ページ以下に予算参考資料等を添付してございますので御高覧賜り御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 以上で諸議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については十分御審議をお願いいたしたいと思っておりますので、次の日程で特別委員会を設置願ひ付託の上、休会中の御審議をお願いいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第 12「予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第 1 号

予算審査特別委員会設置について

地方自治法第 110 条第 1 項並びに和泉市議会委員会条例第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

昭和 63 年 3 月 7 日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

1. 委員会の名称

予算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和 63 年度各会計予算並びに関連する諸議案

3. 委員会の構成

本委員会は委員 13 名をもって構成する。

4. 付託期限

昭和 63 年和泉市議会第 1 回定例会会期中

- 議長（池辺秀夫君） 本件は、先ほど上程されました日程第 3「和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について」から日程第 11「昭和 63 年度和泉市病院事業会計予算」までの各議案を慎重に御審議を願うため、本特別委員会の設置を願うものでございます。

お諮りいたします。本特別委員会を設置するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第 1 号は原案どおり可決いたしました。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第 13「予算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第 2 号

予算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第 4 条第 1 項の規定により選任する。

昭和 63 年 3 月 7 日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

予算審査特別委員会委員（13 名）

- 議長（池辺秀夫君） 本予算審査特別委員会委員の選任については、私から選任させていた  
だきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から選任させていただきます。

委員の氏名を局長をして朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。  
予算審査特別委員会委員に田中包治、竹内修一、奥村圭一郎、穴瀬克巳、並河道雄、仁井 明、  
松尾孝明、天堀 博、西村慎太郎、若浜記久男、西口秀光、西口平和、大谷昌幸。

以上、13 名でございます。

- 議長（池辺秀夫君） ただいまの朗読どおり選任するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第 2 号の委員選任は朗読どおり選任すること  
に決しました。委員の皆さんには大変御苦勞でございますが、付託されました諸議案をよろし  
く御審査賜りますようお願いいたします。

- 
- 議長（池辺秀夫君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

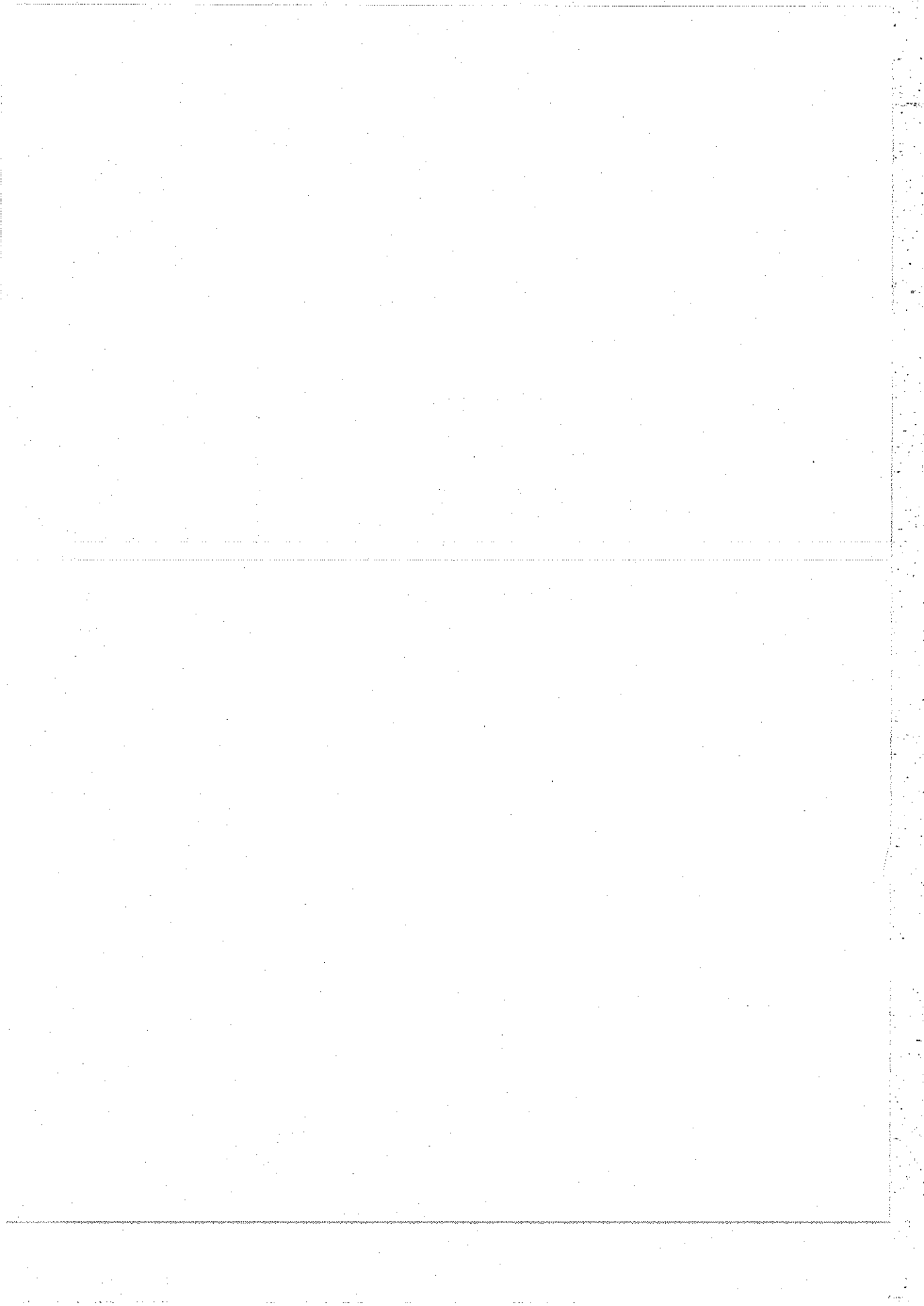
なお、明 8 日、9 日は休会とし、10 日より一般質問を行いますので、定刻御参集くださ  
いますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後零時散会）



第 2 日



昭和63年3月10日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 飯坂楠次君  | 17番 | 西村慎太郎君 |
| 2番  | 奥村圭一郎君 | 18番 | 勝部津喜枝君 |
| 3番  | 田中昭一君  | 19番 | 原重樹君   |
| 5番  | 西口平和君  | 20番 | 坂口敏彦君  |
| 6番  | 赤阪和見君  | 21番 | 若浜記久男君 |
| 7番  | 藤原正通君  | 22番 | 西口秀光君  |
| 8番  | 穴瀬克己君  | 23番 | 柳瀬美樹君  |
| 9番  | 並河道雄君  | 25番 | 大谷昌幸君  |
| 10番 | 竹内修一君  | 26番 | 池辺秀夫君  |
| 11番 | 仁井明君   | 27番 | 金谷衛君   |
| 12番 | 竹下義章君  | 28番 | 出原平男君  |
| 15番 | 松尾孝明君  | 29番 | 田中包治君  |
| 16番 | 天堀博君   |     |        |

欠席議員(1名)

- 13番 貝淵博治君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長	池田忠雄	総務部	長	麻生和義
収入	役	坂口禮之助	総務部	理事	大塚孝之
市長公室	長	中塚白	総務部	次長	森利治
市長公室	理事	杉本弘文	総務部	次長	奥村富彦
市長公室	理事	逢野一郎	財政課	長	阪豊光
市長公室	理事	神藤恒治	同和対策部	長	橘本昭夫
市長公室	理事	隆埜大我	同和対策部	理事	生田稔
市長公室	理事	稻田順三	同和対策部	次長	向井洋
秘書課	長	井阪和充	福祉事務所	長	中川鉄也
人事課	長	西岡正徳	福祉事務所	次長	原美助
企画課	長	今村堅太郎	市民生活部	長	中西淳富

市民生活部理事	中上好美	消 防 長	角谷泰夫
市民生活部次長	岸田秀仁	消防本部次長	高宮武男
市民生活部次長	坂田平之	消防本部次長	一ノ瀬喜広
産 業 部 長	松村吉堯	用地担当理事 土地開発公社事務局長	明坂貞士
産 業 部 次 長	高三一行	用地担当参事 土地開発公社事務局次長	中辻寿夫
産 業 部 次 長	赤田倚信	教 育 委 員 長	堀内由延
建 設 部 長	浅井隆介	教 育 長	西川喜久
建 設 部 次 長	山崎琢磨	管 理 部 長	逢野博之
都市整備部長	萩本啓介	管 理 部 次 長	白樫通有
都市整備部理事	高橋欣吾	指 導 部 長	崎山繁昌
都市整備部次長	三井義秋	指 導 部 次 長	鹿島賢昌
改良事業部長	富田宏之	社会教育部長	青木孝之
改良事業部理事	堀 宏行	社会教育部理事	竹田明郎
改良事業部次長	笠木恒忠	社会教育部理事	佐原行雄
改良事業部次長	大宅清臣	社会教育部次長	明坂文嘉
水 道 部 長	田中 稔	社会教育部次長	北野喜平
水 道 部 理 事	岩井益一	会 計 課 長	藤木意継
水 道 部 次 長	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水 道 部 次 長	仲田博文	選挙管理委員会事務局長	農端小一
病 院 長	竹林 淳	監 查 委 員	庄司 清
病院事務局長	藤原光夫	監 查 事 務 局 長	吉田陽三
病院事務局次長	藤原清司	農 業 委 員 会 会 長	森口義忠
病院事務局次長	谷上 徹	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田 種行

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 蒔 男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野 敦 雄
次 長	河原 茂 隆
主 幹	大 中 保
係 長	佐土谷 茂 一
係 員	井之上 光 一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和63年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月10日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨(昭和63年3月第1回定例会)

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 18番 勝 部 津喜枝 議員

1. 良好で快適な生活環境、コミュニティと連帯のまちづくりについて
2. 高齢者対策について
3. 行政境界適正化について

② 7番 藤 原 正 通 議員

1. 老人及び障害者福祉について
2. ラーバン・ライフ・リゾート基本構想について
3. コスモポリス構想について
4. 道路問題について

③ 19番 原 重 樹 議員

市政運営方針について

1. 財政問題について
2. 開発問題について
3. 環境・公害等について
4. 教育問題について
5. 同和問題について
6. 福祉問題について
7. 国際交流協会について

④ 6番 赤阪和見 議員

市政運営方針について

1. 昭和63年度の市政の基本指標の内容について
2. 和泉市総合計画・実施計画内容について
3. その他の施策について

(午前10時00分開議)

- 議長(池辺秀夫君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは16名でございます。欠席届けのある議員さんは貝沢議員さん遅刻届けのある議員さんは奥村議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告とおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 
- 議長(池辺秀夫君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(池辺秀夫君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。

最初に、18番・勝部津喜枝君。

(18番・勝部津喜枝君登壇)

- 18番(勝部津喜枝君) 18番・勝部津喜枝でございます。一般質問をさせていただきます。

まず第1点は、良好で快適な生活環境、コミュニティと連帯の町づくりについてであります。市長の市政方針の基本指標として示されました5つの点は、福祉、教育、産業など、人々の暮らしのすべてにわたって町づくりの観点からとらえ示されているものと思います。高度成長時代と違いこれからの町づくりは、じっくりと温められた町の味わい、人と人、人と土地の関係の積み重ねが大きな要素になってくると思われまます。定住の町づくり、定住の時代は、地

域とか町のあり方が、人間生活の本当の豊かさや活力、潤いのある大きな要因になるものと思われま

そこで、3カ年ごとの実施計画策定は、一定の評価をするものであります。しかし例えば、お役所特有のわかりにくい言葉でオブラートに包まれた内容であること。また、62年度は、実施計画に基づいてどうであったかという総括が示されていないことなど、意見や問題点もあります。

共産党議員団を代表しての代表質問は、後日、原重樹議員が行いますので、私は、一般質問として市長の市政方針と実施計画に基づき、各般にわたり大変まとまりのない点があることをお許しをいただきまして、何点かについて質問をさせていただきます。

まず第1点、具体的な問題でございしますが、伏屋町にあります「マイ・シティ泉北」で現在、開発行為に関して業者と入居者との間で話し合いが行われております。この件についてはすでに御承知のことと思いますが、入居後、なぜこのような問題が発生するのか、お尋ねいたしたいと思います。

第2点に、62年度開発負担金収入決算状況はいかほどになるのか、お示し願いたいと思います。

第3点、土地利用構想とはいかなるものか、簡略にお示し願いたいと思います。

第4点、市民祭りにつきまして、62年度実施状況といたしまして、市補助金300万円のほか、寄付財源として個人、企業はいかほどになっているのか、合計としてお示し願いたいと思います。

第5点、池上曾根遺跡買収は、61年度決算審査の中で52%の買収が行われていると報告されております。今後の方向として、具体化していく取り組みが本年度、どのように示されているのか、お示し願いたいと思います。

第6点といたしまして、防災計画の見直しはどこまで進んでいるのか、お示し願いたいと思います。

次に、高齢者対策であります。実施計画の中に示されております老人福祉施策の推進状況について、62年度の状況をお示し願いたいと思います。高齢化社会についての調査、検討はどこまで進んでいるのか、お示し願いたいと思います。

最後に、行政境界適正化問題についてであります。これは御承知のように泉大津市、和泉市の行政境界適正化問題であります。過日の61年度決算委員会で助役さんからも御答弁をいただいていることとでございます。本年度も20万円の予算化がされておりますが、本年度は明快な方針で臨まれることと思っておりますが、その点の披れきをお願いいたしたいと思っております。

以上、簡潔に質問の要旨を申し述べさせていただきました。自席での再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 伏屋町の問題につきまして、都市整備部長より概略申し上げます。

伏屋町のいわゆる桜池に関連いたしまして、いろいろと開発に関連する積み残しの事項と申しますか、周辺隣接地主との関連におきまして、開発者との間に十分な解決策がとられていなかった問題等がございます、それが未解決のまま若干の時間が経過したわけでありまして。しかし、周辺地主との最終的な煮詰めもされました関係で、一部開発公園の手直しをさせていただいた、こういう次第でございます。

なお、62年度の開発負担金につきましては、後ほど御報告させていただきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 都市整備部次長（三井義秋君） 62年度の開発負担金についての現在までの状況でございますが、3億4,800万円が歳入されております。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市長公室理事（稲田順三君） 3点目の土地利用構想につきまして、市長公室稲田より御報告申し上げます。

総合計画では、おおむね地形に合わせて平地部、丘陵部、山地部に区分し、5つの土地利用ゾーンに分かれてございます。1つは、大阪岸和田南海線から泉大津市境界の間の既成市街地ゾーン。2つ目は、泉州山手線と大阪岸和田南海線間の市街地誘導ゾーン。それから光明池春木唐国線と泉州山手線の新市街地開発ゾーン。光明池春木唐国線から大阪外環状線間の開発調整ゾーン。それから上につきましては保全ゾーンの5つのブロックに分けて和泉市の町づくりを進めていくよう、総合計画で位置づけされております。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 広報広聴課長（着本善夫君） 4番目の市民祭りについて、広報広聴課長からお答えいたします。

市民祭りの300万円以外の寄付金等につきましては、573万1,000円でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 社会教育部次長（明坂文嘉君） 池上曾根遺跡の買い上げ状況について、社会教育課明坂よりお答え申し上げます。

62年度におきましては、12月議会で3億50万円の補正を認めていただきました。去る



5日に財産評価審査委員会にお諮りいたしまして、8筆、3,917㎡を買収いたすべく、ただいま地主さんと交渉中でございます。これが予定どおり買収されますと57%の買い上げ率になりまして、今後鋭意、文化庁に働きかけまして買い上げ債の増額をお願いし、公園化に向けて努力していきたいと存じております。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 企画課長（今村堅太郎君） 5点目の防災計画の問題につきまして、企画課今村よりお答えいたします。

62年4月より計画の見直しを事務的に進め、府に対しまして事前協議等も終わりました。去る3月3日、和泉市地域防災会議を開かせていただき、御承認をいただきました。その後、業者に対して印刷の見積もり等を取りまして発注する段階でございます。したがって、先生方には3月末あるいは4月初めにはお渡しできると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 大きな2点目の高齢者対策についてお答えいたしたいと思っております。

和泉市総合計画の実施計画の高齢者対策についての調査、検討について、ということで、昭和62年度より実施ということで計画をしておりましたが、市内部の事情により62年度から取り組むことができなかつたことをおわび申し上げたいと思っております。63年度より取り組んでまいりたいというぐあいに考えておる次第でございます。

御承知のとおり、人生80年時代と言われているごとく、人口の高齢化が急速に進んでおります。すなわち65歳以上の方が、すでに昭和60年で人口の1割、10人に1人となっております。これから30年先には、4～5人に1人が65歳以上の老人になるというぐあいに推定されております。

老人施策としては、御承知のとおり広くとらえ、福祉、医療、健康、保険、年金など多岐にわたっており、これらはほとんど行政の縦割り制度として行われているのが実態でございます。今後の高齢者対策といたしましては、これらの施策の充実と合わせ、高齢者自身の参加による余暇活動、生きがい対策、就労、社会参加の促進などが課題であるかと考えております。

先生が御質問の高齢者対策につきましては、まず、これらの業務に従事しております市職員で勉強会を開催し、共通の認識の上に立って迫り来る高齢化社会にどう対応していくべきかというテーマで調査、検討を進めてまいりたいと考えております。その過程で必要に応じ庁内の方や各種団体の御協力も仰ぎ、また、これらをすでに調査、検討しております先進都市の資料収集、行政視察なども場合によっては行い、一定の方向を出せるように研究してまいりたいと

考えておる次第でございます。

以上です。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市長公室長（杉本弘文君） 3点目の行政境界適正化についてお答え申し上げます。

泉大津市との行政境界適正化につきましては、過去、再三にわたって御質問をいただいておりますが、正直申し上げまして、非常に難しい実態でございます。住民要望を受ける中、それにこたえるべく長期間にわたって泉大津市との間で協議を重ね、いろんな方法を検討してまいっておりますが、私ども事務局として最も適切な方法として考え、話し合いを進めてまいりましたのは、御承知のよう、飛び地と飛び地の適正化でございます。

しかし、これとても両市間において試案を示しながら検討を進めてまいりましたが、両地域を比較するとき、その面積についても、泉大津市の示される対象区域の飛び地については道路敷地等が含まれ、有効利用いたしてまいる面積が非常に少ない実態でございます。また、これに伴う税関係についても推計をいたしますと、大きな差が生じてまいります。しかしながら、泉大津市としても当該地域における飛び地については、これ以上は無理な実態でございます。したがって、事務局段階として一応の試案を出して検討いたしてまいったものの、いまだ結論に達していないのが実情でございます。今後、何とか妙案を得るべく努力いたしてまいりたいと存じておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○ 18番（勝部津喜枝君） 何点か、私自身として再質問をさせていただかなければ納得がいかない答弁がございます。第1番目、町づくりに関する中での1つは、「マイ・シティ泉北」の問題については、それなりに行政側としてとらえた答弁だったと思っておりますが、私がお尋ねしていますのは、すでに入居が始まり、暮らしが始まっている中でなぜこうした問題が起こったのか。その点について、行政側としてどこら辺に問題があったととらえているのか、この点を明らかにしていただきたいと思うわけです。

2番目に、開発負担金収入については、すでに財政当局はおわりのことと思っておりますので、62年度決算見込みをもう少し明確にさせていただきたいと思っております。

3点目の市民祭りの問題ですが、企業と個人の寄付といいますが、これの内訳を明らかにしていただきたいと思っております。

○ 都市整備課長（田中武郎君） 開発問題につきまして、都市整備課長田中がお答えいたします。

このマンションは長谷川工務店が事業者でございますが、以前の申請時におきまして、御指摘のなぜいまごろ問題が起こってきたのか、という御質問だと思います。以前、この開発申請

地内に一部里道がございました。そこを一部の方々が通行していたという形の中、その通行権に伴いまして別の道路を確保しなければならないということで、地主さんと開発業者の間で問題が起こってきたというのが実態でございます。そして、その里道にかわるべきものを現場でつくるといって、現時点で開発者の未整備の一部という形で御理解いただければありがたいのですが、そういうことを含め現在、地元と開発者が解決に向け話し合いの場を持っておりということでございます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

- 財政課長（阪 豊光君） 財政課阪より開発指導要綱に伴う寄付金並びに公共施設整備基金の62年度の見込みについてお答え申し上げます。

開発指導要綱に伴う寄付金につきましては、追加議案で出させていただいておりますように、それも含め積立金総額が3億4,845万円でございます。

- 、 それ以外の公共施設整備基金の積立金、それから取り崩しを相殺いたしまして、62年度末の現在額は、39億5,999万8,000円を見込んでいる状況でございます。

- 広報広聴課長（着本善夫君） 3点目の市民祭りの個人、企業の寄付金の内容でございますが、ロータリー、ライオンズなど奉仕5団体が135万円、その他個人に入るのか、団体に入るのかちょっとわかりかねる部分もございますが、いわゆる株式会社と名の付く形で御寄付をいただいているのが200万円弱でございます。ただ、寄付金一覧の中では、個人と企業の形で正確に分類はいたしてございませぬので、きちんとした1,000円単位までの金額はわかりかねるということでございます。よろしくお願いいたします。

- 18番（勝部津喜枝君） 意見というか要望を申し上げて終わりたいと思います。

「マイ・シティ泉北」の問題をあえて具体的な例で取り上げましたのは、先ほど2回ほど答弁をいただきましたが、この答弁の中では、行政側としての問題点、また、今後の課題として考える姿勢が伺えないところに大きな問題があると思います。と言いますのは、示されました2つの実施計画の中には、開発行為の推進によりましては良好な市街地、良好な住宅建設を進めていくことが明快に述べられております。これは一概に悪いとは申しませんが、それならそれなりの庁内の体制なり、良好な住環境の建設が可能な体制の保障がなされなければならないと思うわけです。

例えば私が61年度決算審査のために調査いたしました資料の1つでは、和泉市の61年度の開発関係の確認件数が939件、これを4人の職員で取り扱っております。約1,000件に近い確認件数を岸和田市では20名の職員がやっております。反対に4名の職員が行っている泉大津市では280件です。これではいかに良好な開発促進をうたっても、実務上の書類審査が非常に不十分となり、「マイ・シティ泉北」のような事後に問題が発生するような事務処理

になるのではないかと、このことを強く申し上げたいと思うわけです。

最近、マンション問題について、さまざまな新聞報道がされているのは御存知のとおりです。例えば同じ長谷川工務店が建設したある市のマンションに対しては、財テク目的でたくさん確保したとして、住環境を軽視するとともに全体の住民意識が薄れるということで訴訟が起こっております。さらには、先日の一般紙でも報道されておりますが、大阪市内の住都公団の明け渡し請求を求める訴訟も起こっております。また、マンションの中での底地上げ問題も大きく報道されております。こうした問題は、本市においても決して他人事ではないと思います。その意味で決算委員会でも申し上げましたが、自治体にマンション対策の窓口を設けるようにという提言がなされたことにつきまして、今後、ぜひ具体化に向けての取り組み、検討を強く要望したいと思います。

合わせまして、今後、ますますふえてくるであろう開発申請に伴います業務につきましては、もっと綿密な調査や実情を把握するための職員の増員がぜひとも必要ではないかと思っておりますので、この点についても強く要望し、検討していただきたいと思っております。

さらに、共産党市会議員団が今年の予算要望として、町づくり条例を制定するよう要望しております。これは仮称でございますが、名称はどのようなものであってもいいと思いますが、示されております町づくりについての実施計画はお役所的であり、なかなか私どもにわかりにくい点がございます。これは決して非難する意味ではございませんが、もう少しきめ細かく町づくりというものをとらえていく必要があるのではないかと思います。

例えば校区ごと、または阪和線や幹線道路ごとで和泉市内を一定のブロックの分け、各ブロックの人口や公共施設の張り付け状況、市民の意識調査などをきめ細かく行った上で、そうした開発行為に対して一定の歯止めをかけるなり、より一層良好な環境づくり、開発を行っていくためには、実施計画で示されております文句は、単なるうたい文句に終わると思っております。

そのためにもぜひとも今後の実施計画の具体化につきましては、こうしたブロックに分けての地域実態調査、例えば病人が発生したときはまずカルテが必要なように、まず地域のカルテづくり、マップづくりを行政側としても行い、その上で良好な環境づくり、開発行為を進めていく必要があるのではないかと。実施計画の具体化に向けましては、この点をぜひ今後の課題として御検討いただきたく提言しておきます。

さらに、市民祭りの件につきましてあえてこの場で御質問申し上げましたのは、市長さんが毎年の市政方針で高く評価されておりますこの行事に対して、個人はともかく、団体等の寄付が大きく寄与していることにつきまして、いま、本市が取り組んでおります第三セクターを含め大プロジェクトが進められる中、ますます企業との関係が明確にされなければならない政治

姿勢が問われてくると思います。こうしたとき、一大イベント市民祭りと同程度以上は、企業との関係はある程度明確にしておかなければならないと思います。すべての寄付をいけないとはいえませんが、無制限に寄付を受け入れていかとなりますと、一定の疑念を抱くものであります。この点も今後の方向性として検討いただきたいと思います。

さらに、池上曽根遺跡に関する御答弁ですが、もう一步突っ込みが足りない、信頼性ある御答弁でなかったことを残念に思います。ことしの予算書では、新規に池上曽根遺跡の公園化に向けての協議会発足の予算が組まれております。こうした点も明快に御答弁すべきではないかと思ひます。

そこでお尋ねしたいわけですが、これは教育問題の質問ではないので、余り強く申し上げるのは若干ちゅうちょするわけですが、本市の教育委員会の中には社会教育委員会制度が確立しておりますが、こういう問題について、これまで社会教育委員会でのどのような御検討がなされた経過があるのか、参考までにお聞きをしておきたいと思ひます。

○ 社会教育部次長（明坂文嘉君） 社会教育課長からお答えいたします。

池上曽根遺跡の関係でございますが、63年度予算で池上曽根遺跡整備委員会を大阪府並びに和泉市、泉大津の両市で設置いたしまして、現在、買収しているところからでも活用していこうじゃないかということを目途といたしまして、学識経験者等から御意見を聞く予定でございます。まだこれからのことでございますので、私はあえてお答えを省略させていただいた経過でございますので、まことに申しわけございません。

社会教育委員会議でございますが、62年度におきまして5回ほど開催いたし、生涯学習の充実などの問題について、その必要性などいろんな御意見をちょうだいしているところでございます。また、先進都市も視察していただき、社会教育の充実に向けて取り組んでいきたい、かように存じておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○ 18番（勝部津喜枝君） 共産党の方の資料ですが、昨年12月の第111臨時国会におきまして、公文書館法が共産党を含む全会派の賛成によって成立しておるのは御承知のとおりです。すでにこの法律がない時期から各地方公共団体におきましては、市独自の施策として優れた歴史資料などを保存する公文書館が設置されている実情も報告されております。

本市の実施計画の中でも、優れた歴史的な文書や伝統行事の保存がうたわれております。今後の実施計画の具体化の中でも、先ほど御答弁いただきました買収済みの池上曽根遺跡用地の利用計画の中においても、長い間の学術関係者等の努力によって成立いたしました法律の中では、公文書館の設置が市町村にも義務付けられており、財源問題にも触れられております。こうした点を大きく活用していただき、本市においても優れた資料やさまざまな古文書等がある

ことはすでに御承知のことですので、教育委員会等におかれましては、町づくりの観点と合わせまして池上根遺跡の買収済みの土地利用計画の中の研究課題として、公文書館法の成立を機に、本市についても御検討いただきたいと提案しておきます。

第2点の高齢者問題でございますが、お答えいただきましたことで今後大きく期待したいと思います。しかし、実際問題といたしましては、いま、進められております政府の施策の方向は、いわゆる老人医療の有料化や判定委員会の導入など、さらに、本年から中間医療制度の導入などがされてきております。老人を取り巻く現況は、決して安易な状態でないことは御承知のとおりです。そこで、改めて「枯れ木の施策」とも言われております老人対策については、今後の研究課題として大きく期待するとともに、現況の高齢者対策を正面から見据えた取り組みも一定必要ではないかと思えます。その点では、決して切り捨てる方向ではなく、温かみのある施策を強く要望するところです。

先ほど申し上げました町づくりとの関連においても、和泉市の状況を見ますとき、古くからの既存住民の方々と、大きな開発やさまさまの開発の中での新住民の方々の2つの層に分かれているのが実態だと思います。「隣は何する人ぞ」の中での大切な触れ合いなどが問題になってくると思います。とりわけ福祉施策におきましては、申請主義が第一となっております。その点で施策を知らないため、いろいろ困難な目に遭っているということでもあります。そのために民生委員さんやわれわれ議員も大きな役割を果たさなければいけないと思えますが、行政側が一層市民と密着した窓口を持たなければいけないと思えます。こうした点について、中川福祉事務所長さんの当面の対策も大切であるという観点からの御意見を最後に伺っておきたいと思えます。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） 先生が御指摘のとおり、福祉関係は老人問題だけではございません。障害者問題等も含めほとんどの制度が申請主義であるのが実態であると思っております。その点では、絶えず市の広報等にもそれらの時期をとらえてPRもやってきているつもりでございますが、今後、当然のこととしてさらに啓発活動を強化していきたいと存じております。

また、昨年10月から事業を行っておりますが、本年度が本格的な初年度となります福祉会館にも多数の老人の方々がお見えになっておりますので、それらの方々と核をしながら、老人福祉対策の充実に向け特にソフト面の充実に対応してまいりたいと考えております。

- 18番（勝部津喜枝君） ひとつ窓口当たられます職員の皆さんも、ぜひ温かい立場で来られる皆さん方に対応していただくことを要望しておきたいと思えます。

第3点目の行政境界適正化問題でございますが、非常にむずかしいことは、今日までの経過

から私も理解するものです。すでに関係住民の方からの請願も出されまして、この審議の過程で直接市長さんを含め現場を見ていただいた経過もございます。こうした中、なお解決に至らないという点でのむずかしさは理解するものです。

しかし、先日の決算委員会でも申し上げましたように、行政に携わる者として、一定の時期での決断も要るのではないかと思います。その決断がどのようなものであるかということは論議しなければいけないと思いますが、助役さんの御答弁では、たしかこの協議会の存在についても検討する中、63年度で何らかの明快な態度を打ち出していきたいということであったと思います。先ほどの御答弁では、私としてはちょっと物足りない、明快でないと思いますので、もう一步突っ込んだ御答弁をぜひお願いしたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 勝部議員さんの行政境界適正化問題についての再度のお尋ねでございます。非常にむずかしい問題ですので、責任者の市長からお答えを申し上げたいと存じます。

領土問題、境界問題についてのむずかしさは、長い年月の問題であることは御案内のとおりでございます。住民の世論、そして両市間の絶ゆまない境界の経過から悔いを後世に残すべきでない、こういう2点の中でのどのように接点を見つけていくかがポイントであろうと思います。御指摘のとおり、むずかしい、むずかしいと言うだけでは解決になりませんので、何らかの打開の糸口を見出していかなければならないことは十分に認識いたしております。

そこで私どもとしては、まず近いうちに私と泉大津市長の責任者同士がこのことで腹を割って話し合い、何らかの打開の糸口を見い出せないものかどうか、いろいろ協議をしてみたいと思っております。また、本市でも議長さんを含め常任委員長さんを初め8名の行政境界適正化委員会の委員さんも御選出をいただいておりますが、この委員皆様方とも御協議を申し上げる中、何らかの打開の糸口を見出していきたいと存じます。

長い年月でございます。先ほど公室長がお答えいたしました、非常に利害が相反する面が多々ございます。両市の行政境界で一番わかりやすいのは、第二阪和で線を引くという点がございまして、これは泉大津市側がとうてい受け入れられないところでございます。さらに、飛び地で一番顕著なのは、本市では泉大津市にございまして助松団地でございます。いろいろな住民の要望をいただいていることは重々承知をいたしております。また、阪和線を越えて泉大津市の28番地があることを放置しての境界適正化が、果たして行政境界の適正化という言葉につながるのかという、根本的に本市側の言い分もあるわけでございます。泉大津市側もこれだけはどうしてもならんと譲れない線があります。

こういう経過の中、何らかの糸口を見出していくべく、飛び地と飛び地の交換についても、両市側に利害が相反する面が多々ありますので、苦慮しているのが現実でございます。そうし

た諸点を踏まえまして、いずれは決断しなければならないと存じておりますが、先ほど申し上げましたように、両市のトップ会談を開かせていただき、本市の行政境界適正化委員さんとも御協議をする中、この問題のむずかしさをどこで線を引くか、打開の糸口を見出してまいりたい、このように存じております。御指摘いただきました諸事項、身にしみておりますので、今後とも精一杯対応してまいりたい、このように存じておりますので、どうか御賢察賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

- 18番(勝部津喜枝君) 昔の話を申し上げますと年をとった証拠かと思いますが、振り返りますと、この泉大津和泉市行政適正化協議会の第1回の会合が開かれましたのは、泉大津の消防署の2階であったと記憶しております。私が初めて当選いたしまして初めて出た会議でして、何がなんだかさっぱりわからないまま、話を聞いていたことも懐かしい思い出でございます。

ここ10年来、住民の皆さんと接触する中、とりわけ市長さんのお言葉にもありましたように、助松団地の皆さんの日常生活の御不便は、この身を通じて実感してまいりました。この問題のむずかしさはよくわかりますが、単に議会で答弁にとどまらず、何かの解決策を打ち出していきたい。それがむずかしいならむずかしいで、英断をもってこの協議会の存在も含めてははっきりすべきだと思います。そのきっぱりした態度が一時期非難を買ったとしても、今後の新しい方向性を打ち出せるのではないかと、そうした点をむしろ強く感じております。

決算委員会でも申し上げましたように、規約に反する運営があったことも認めていただいております。予算、決算の承認もないままに今日まできていることもお考えいただきまして、63年度におきましては必ず会合も開いていただき、明快な解決の方向性を見出していただくことを強く要望しておきます。

議員の皆さんには、大変検討不足のままの質問ではございましたが、貴重なお時間をいただき、まことにありがとうございます。

最後に、池田市長さんに一言、申し上げたいと思います。私が熟慮の末の苦言として御理解いただきたいと思います。

4選目の市政運営に当たりましては、どうぞ独善とおごりに陥ることなく、市民の立場に立って市政を進めていっていただきたいと思います。さらに、先ほども申し上げましたように、町づくりについては、非常に伝わりにくい質問であったかと思いますが、今日、大規模開発が進められる中、各地で不祥事件が起きているのは御承知のとおりです。そのようなことが本市で起こらないことを心から願っております。その点で綱紀の粛正、清潔な政治を進めていただくよう強く要望しておきたいと思います。和泉市を永遠の住み家として望んでいる党派を越



えた多くの市民の願いでもあります。このことをお汲み取りいただきまして、今後の市政を進めていっていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、7番・藤原正通君。

（7番・藤原正通君登壇）

○ 7番（藤原正通君） 7番・藤原正通でございます。通告順に従って質問の要旨を説明させていただきます。理事者におかれましては、明確なる答弁を願います。

1点目として、老人及び障害者福祉についてお伺いをいたします。

確かに市長の市政運営方針でも述べておられるとおり、昨年10月にオープンいたしました市立総合福祉会館は、多くの市民の要望でもありましたので、その完成を喜びとする市民は多く、利用するお年寄りも多くおられます。また、本年度を初年度として障害者の方々のための機能回復訓練や日常生活訓練など、また、老人の方々には昨年来実施している老人大学その他の教養娯楽講座を充実し、当会館を気軽に利用できるよう配慮、障害者や老人の方々の自主的な活動を促進するとともにボランティア活動の育成も諮り、名実ともに総合的な福祉活動の拠点施設にふさわしいものにしたとのことでもあります。

しかし、近隣のお年寄りの方々にとっては利用できるのでは喜ばれているであろうが、全市のお年寄りが利用するためには交通の便が悪いので、横山や南北松尾の問題だけでなく、全市的に老人や障害者の方々のために交通の便を考え、何とか市より週1回でもいいので、遠い校区の人々が利用できるようなバス運行を、との強い要望があるが、この点、どのようにお考えがあるのか、前向きな御答弁を願います。

2点目には、ラーバンライフリゾート基本構想についてお尋ねいたします。

ラーバンライフリゾート構想は、完全週休2日制時代に向け実りあるウィークエンドライフを送るための優れたリゾート環境、都市圏から近く気軽に繰り返し訪れることができ、しかも、質の高い都市型施設とサービス、大自然と触れ合う健康的な空間を同時に選べる総合スポーツ・レクリエーションセンターを目指しています。隣接の農作物を得ることもでき、共同利用など周辺地域との連帯も可能な和泉丘陵が多くの人々に利用されることで地域の活力と魅力が生まれ、南大阪の地域経済圏を活性化することになるとの説明であり、大変結構なことであると思いますが、若干の疑問点をお尋ねいたします。

市民が豊かな暮らしを享受するための余暇対策の強化は欠かせないものであり、一般的に認識されていたような労働の再生産のための手段にとどまらず、余暇それ自体が市民の1人1人の生活を充実させ、健康を増進させるための生き方の基本的な要素であると認識していますが、

市独自の開発でなく、26団体の推進事業施設に向けての基本構想、事業計画であり、第三セクターで開発されるので、市として次の3点についてどのような考え方、また、指導をされていかれるのか、お伺いをいたします。

①余暇を享受するための機会平等の原則②余暇における消費者保護の原則③自然環境の保護と適正利用の原則、を明確にお答え願いたい。

器のリゾート施設だけでは市民に生かされることはないと思いますし、また、各都道府県が構想ないし計画づくりに励んでいるリゾート地開発であれば、いかに余暇時間が増大するといっても、各地にできたならば共倒れができないとも限らないと思いますので、具体的な成功に導くための基本的な政策実現方策の考え方をお聞かせ願いたい。

3点目に、コスモポリス計画についてお尋ねをいたします。

市長は和泉市の将来像コスモポリス計画のあいさつ文の中で、本市は古くから文化の先進地域であり、都市づくりの先進地域でもありました。池上曾根遺跡や和泉国府は、それぞれの時代の先住民が築いた町であり、これを基礎に本市は発展してきました。近年では、地場産業都市から大都市の近郊住宅都市へと本市の基本的機能に変化しつつあります。21世紀を展望する今日、中部の丘陵地域では和泉ニュータウンの新しい都市開発が進められ、一方では、関西国際空港の設置と、それに関連する主要幹線道路や公共下水道などの都市基盤施設の整備推進、泉北高速鉄道の本市への延伸など、新たな都市の発展段階を迎えようとしております。

中でも本市の南部丘陵地帯を開発し建設するコスモポリスは、時代の経済を担う先端技術産業を中心に、また、中堅企業やベンチャービジネスが持つ活力を活用して一大産業拠点を形成しようという計画であり、市を挙げてその実現に向け全力を傾注しております。企業の皆さんにとっても、本市のコスモポリスに立地することにより情報、人材、環境など多面的なメリットを享受できるものと信じております。貴社の将来計画……、ということであります。この計画はぜひとも成功を、と私もそう思いますが、次の数点をお聞かせ願いたい。

誘致企業数約50社。従業員数約7,000人。誘致対象は、先端技術産業の研究試作製造部門等、ただし非用水部門となっているが、このような制約付きでいい企業を誘致できる確信がおりなのか。行政の考え方としてはミクロでなければならないが、ミクロでなければいい企業は来ないのではないかと思います。これらの点をどう志向されておられるのか。

また、コスモポリス計画は、岸和田や泉佐野両市とも何としても成功させようとしておられますが、まさに自治体間競争の時代あるいは自治体知恵比べの時代などと言われ、地域独自の政策課題を発見し、実現していく方策を開発しなければ成功はないと思うが、この点をどのように考え、指導されるのか。特に市のイメージ、地価、用地集約の3点を明確にしていただ

きたい。また、道路、教育、住宅環境、労働力調達などの面は、競争上有利に立つ上でこれらの点を考えてのことと存じますが、失敗は許されないとしますので、具体的かつ明確なる答弁を願います。

4点目に、道路問題についてお尋ねをいたします。

市長は、市政方針の中で「今日の本格的な車社会の到来と関西国際空港の関連交通アクセスの建設が一段と促進され……」、「本年は構想に基づき必要な新規計画路線あるいは計画変更を必要とする路線等について関係機関と協議を進め、都市計画にかかわる所定の手続を行い、21世紀に向けた町づくりに整合する道路網の確立に取り組んでまいります」と決意を述べておられます。

前回も一般質問で取り上げさせていただきましたが、地元からも強い住民要望書等も提出されておりますが、岸南線が開通したときの小田、今福地域からの松尾川の堤防を利用する進入路及びニチイ、ダイエー出店も近いとの話も聞き及ぶところであるが、その際の道路の車交通のことを思うと、1本でも多くの逃げ道を確保しなければならないと考えざるを得ないが、この点で松尾川、槇尾川両堤防を利用するのが一番実現が可能ではないか。現実利用を具体化しなければならないと思うが、どうなのか。

また、中央丘陵もコスモポリスも完成した時点での車交通の量を何台と予測されているのか。和泉市の縦の道路は、中央線1本の整備だけで十分であるとお考えなのか。忠岡では、河川改修の際に堤防を5mの幅員の道路に整備すると府の計画であると聞き及ぶが、和泉市も府に話されたのかどうか。話されたとするならば、どうであったのか。府がだめだと言うのであれば、なぜ和泉市も松尾川の河川改修をするのに和泉市だけなぜできないのか。市が府に対して積極的でないのではないか。具体的な答弁を願います。

以上、自席での再質問の権利を留保して説明を終わります。答弁いかんによっては時間の延長もあらかじめ御了承願います。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 福祉会館館長（松尾 守君） 第1点の福祉会館利用のための巡回バス運行についての御質問について、福祉会館の松尾からお答え申し上げます。

御案内のとおり、福祉会館は昨年10月のオープン以来、広く対象者の方々に御利用をいただくための施策として、広報活動はもとより老人大学講座を初め、各種講座、教室などの諸事業を順次実施してまいりました結果、2月末現在、延べ7,700名余の方々の御利用を願っております。63年度事業といたしましては、機能回復訓練、幼児教室、ボランティアの育成等、会館利用の促進を図るための事業内容の一層の拡充に努めてまいりたいと考えております。

御質問の巡回バスの運行につきましては、財政上の問題を初めいろいろとむずかしい問題もございまして、この件につきましては、今後の検討課題とさせていただきますたく存じますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 市長公室理事（稲田順三君） 第2点目のラーバンライフリゾート構想につきまして、稲田より御報告させていただきます。まず、昨年、発表させていただきました和泉ラーバンライフリゾート構想について、その後の取り組み状況について御報告申し上げたいと存じますが、その前段で当構想を発表させていただきました根拠と申しますか目的についてまず、御報告申し上げたいと思います。

この構想は、御存知のように和泉市総合計画を基本としているところであります。当エリアは、総合計画の土地利用構想において、開発調整ゾーンと位置づけられている地域であります。当エリアには、既成市街地ゾーンや新市街地整備ゾーンにある都市機能を補完し、本市の調和ある発展を図る上で必要となる産業文化機能やスポーツ・レクリエーション機能などの整備に役立てていきたいと考えているところであります。

当構想を推進するための基本的な考え方の1つは御指摘のとおり、本格的に訪れるであろう完全週休2日制の定着、それに伴いますウィークエンドライフ時代の始まりであります。2つ目は、都市に隣接したアメニティー、快適度の高いリゾート地に対する関心の高まりであります。当市は大阪都心から25km、空港から20kmとほぼ中間に位置し、大阪府でリゾート地を形成する上での唯一の適地であるといわれておるところであります。この地に和泉市民のみならず、大都市の住民が繰り返し訪れることのできる総合スポーツ・レクリエーションセンターとしてのラーバンライフリゾート構想を発表させていただいたということでございます。

当構想発表後、いかなる方法でこの計画を進めていくか、いろいろ研究、検討を重ねた結果、関係機関等の御協力を得る中、昨年9月に大阪府をオブザーバーとし、和泉市を初め関係26団体をもって「和泉ラーバンライフリゾート推進協議会」を設置したところであります。その後、11月にはスポンサーとして大阪府も出資し、また、職員も派遣しております財団法人関西情報センターに本格的な調査研究をお願いしたいという経過でございます。また、この調査研究期間といたしましては約2年を想定、62、63年をもって一応の調査研究を終わりたいと考えているところであります。

また、御指摘のように市民に開かれたリゾートというのは当然のことでありまして、われわれ和泉市民が気軽に利用し、健康の増進、余暇の活用等非日常的なエリアにしたいと考え、同時にこの場におきまして和泉市の経済、商業の振興を何とか図れないものか、地域の活性化を

図りたいという考え方も進めてまいりたいと考えているところであります。

また、事業主体であります、最終の調査結果を持たなければ何とも申し上げられませんが、和泉市の持つ特性、すなわち地元の調整、大阪府の行政間調整、加えて民間が持つノウハウを最大限に生かすための組織としては、やはり第三セクター方式が最善の方法かと考えておりますが、これも正式決定はいたしておりません。今後、調査研究を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、この用地の地価問題であります、当構想で発表しておりますとおり、この地域はできるだけ自然を生かし、自然を残していこうという形を考えておまして、全面買収方式は考えておりません。いろいろな方式があらうかと思いますが、1つは、借地方式や買収方式、あるいは土地信託方式、また、地権者の方々による共同事業方式等によって土地集約に全力を挙げてまいりたいと考えております。

いずれにしても、基本計画はこれからでございます。この基本的な調査研究結果の上で立って、当事業を推進するための資金をだれがどのような形で負担するか、また、この事業の採算性をどう確保するか、地元地権者の協力は得られるのか、特に大阪府との行政間調整、開発許可がどうなるのか、という事柄について今後1年をかけて詰めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

また、第3点目のコスモポリス計画についてであります。

まず、第1点目の非用水型企業ということでありますが、これにつきましては、コスモポリス計画の使用する用水については、日量3,000m<sup>3</sup>を考えております。これは当然、市営水道より供給されることと想定しております。したがって、特別に多くの水を使用する産業は除きたいと考えております。大部分の企業の水需要は、そういうことで対応できるのではないかと考えております。

しかしながら、本市のコスモポリス計画は御存知のように、水を余り使わない非用水型の産業の誘致を前提として考えております。と申しますのは、近年の産業構造の転換に伴って、大都市圏においては水などの資源を余り消費しない、いわゆる技術集約型産業の立地が増加している現状を踏まえて考えておるものであります。したがって、本市コスモポリス計画の誘致企業を産業分類で申しますと、例えば一般機具製造業、電気機械器具製造業など、また、研究開発ゾーン、加工組み立てゾーン、先端技術産業の応用利用部門が適当であると現時点では考えております。

第2点目の近隣市の泉佐野市や岸和田市でもそれぞれ特色ある計画を進めておりますので、和泉市が持つ独自性を発揮し成功させなければならないという考え方に立ちまして、和泉市と

しての有利性について御報告申し上げます。

まず、和泉市コスモポリス計画は、和泉市の産業構造の高度化のみならず、泉州あるいは広く大阪における技術革新、先端技術の拠点となるべきものであり、企業につきましても、大阪経済圏を引っ張っていくような優秀な企業を誘致したいと考えております。したがって、当計画地に立地することが企業にとって魅力に富んだものにしていく観点から、計画当初から豊富な企業情報を収集、また、産業用地の開発ノウハウを持つ民間の感覚を得ながら事情を促進してまいりたいと考えております。

和泉市のセールスポイントとしては、1つは、大阪国際空港と大都市圏のほぼ中間地点にあり、むしろ大阪経済圏に近いということが有利性であり、また、高速道路のインターチェンジや幹線道路がきわめて近く、また、鉄道の新駅が隣接していることも有利な点であります。さらに、3点目として特にわれわれが持つ特性は、周辺に住宅地が提供できるということ。加えて高等教育機関の設置が進んでいることでもあります。また、周辺には美術館や音楽ホール等の文化施設があり、加えて計画ではありますが、ラーバンライフリゾート構想、ゴルフ場等々レクリエーションの場も確保されていることも有利な要素であります。

このことから、コスモポリス計画自体も他の諸計画との整合性を図りながら産業用地の造成を主目的とし、自由な企業活動の場を配慮しているものであります。加えて現在、大阪府との連携を特に深めながら、高度な技術力を持つ試験研究機関の誘致を図りたいと折衝もしております。このような公的研究機関を確保し、中小企業等の技術開発の支援体制を充実してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 建設部次長（山崎琢磨君） 道路問題につきまして、建設部山崎より御答弁させていただきます。

和気校区とその周辺では、ダイエー、ニチイ出店計画や中小の住宅団地が開発されておりました。時を同じくするように岸和田南海線、松尾川の改修などが進められております。松尾川につきましては榎尾川とともに、昭和59年度に制定されました総合計画におきまして緑道に位置づけられております。このため改修される時点で具体的な計画を定める必要がございます。昨年末から関係課が集まりまして現在、検討しているところでございます。

その考え方でございますが、総合計画の理念に基づきまして、潤いのある施設が適当ということで、中央丘陵開発などによって松尾川付近が谷間になるわけでございますが、この谷間の環境も含めて増進をしようという考え方でございます。

現在、縦方向の交通といたしましては、中央線1本ということで非常に悪いというのが現実

でございます。しかしながら、将来構想といたしましては、都市計画道路で補完するという考え方でございまして、あの堤防でそれを受け持つこととなりますと、堤長が8mの管理道路ですが、現在の交通量に対応するには、線形、幅員、その他橋の取り付けなどの勾配、隅切りなどの問題がたくさんございまして、現在のところでは、位置づけが非常に困難でございます。しかしながら、この改修に向けましては、堤防が道路と宅地と直接つながるということですので、緑道計画あるいは潤いのある施設も合わせ考え、両面の御意見について実態を検討して調整してまいりたい考えでございます。

なお、忠岡の堤防につきましては、私の方で聞いた話では、河川幅と管理道路との関係でございまして、いわゆる忠岡や泉大津の要望によるものではないと聞いております。

また、中央線の交通量問題ですが、これにつきましては、都市内区域ということで道路構造上で交通量が定められておるものでございます。

以上でございます。

- 7番(藤原正通君) 1点目のお年寄りの利用状況がかなり多いということは認識しております。しかし、遠く離れた校区からは来ようがない。だから、何とか考えてくれ、ということです。検討するということです。私がいま言うてすぐというわけにはいかないことは当然です。バスを出せと言うても、バスだけではいけない。運転手も要ります。障害者の人たちを乗せて福祉会館まで来るには、それを助ける人も要ります。そのためには、市の職員も増員しなければならないが、現状の和泉市の財政では、2人、3人の職員をふやすことは無理ではないかと思えます。答えははっきりしております。

しかし、私が昭和58年の補欠選挙で当選させていただいた折、どうしても身障者や寝たきり老人の方々が入浴バスがほしいと言うてますから考えてくれ、と言うたとき、理事者の答弁は「和泉市の道路は狭いなのでバスなどは考えておりません」とはっきりおっしゃった。ところが、現在、入浴バスができてるのが事実です。だから、簡単に「考えます」と言うだけでなく、これから真剣に考えてやってほしい。心障者の方々は、福祉会館が1カ所ではなく、地域に分散した形ではほしいと言うておられます。そのことの方が不可能ですよ。その点考えた場合、市で対応できる範囲内で努力してほしいと思えます。

市長が福祉を充実していくと言われてます。りっぱな市長ですよ。だから、言うたことについては、最小の経費で実現できる方策を考えていくことが大事やないかと思えますので、ただ検討するだけでなく、数年後にバスを走らせるというんじゃなく、来年ぐらいから、というぐらいのことはお聞かせ願いたかった。どんなもんでしょうか。

- 福祉会館館長(松尾、守君) お話の件はよくわかりますけれども、この件につきましては、

さらに検討してまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

- 7番(藤原正通君) あまりしつこいのも能やありませんが、どうぞよろしく前向きに御検討のほどをお願いいたします。この件は終わります。

2点目のラーパンライフ構想ですが、これはとやかく言われぬようにうまくお答えいただきました。そこでまずお尋ねしますが、市民に開かれた施設にするのは当然やおっしゃった。そして、総合的な構想を話されましたが、市長も言われているとおり、和泉市でとれる野菜を活用したり、兵庫県の真似をするわけやないが、リゾートですから焼き肉もでき、みかんから果実酒のできるような施設を建設、大都市から大勢の人たちを呼び寄せ、気軽にいろんな施設やサービスを提供でき、土地を提供した人も和泉市も活気を呈するというのが基本的な構想やと思います。

しかし、入場料を取るために全部バリエードを張ったというのは問題やと思う。そういう施設を利用するときはちょうどいするけれども、ラーパンリゾート内に和泉市民が入ることは、料金に関係ないと考えていただいているのか、そこなんですわ。

- 市長公室理事(稲田順三君) 端的なお話ですが、そこまでまだ検討は煮詰まっております。ただ、良好な管理は大事な部門でして、当然、経費が要ります。そういうことで入場料を取るかどうかはまだ定かではございませんが、管理経費は必要であると申し上げたいと思います。

- 7番(藤原正通君) はっきり塀はつくらんと言うてほしかった。塀はつくるべきやないと思います。いろんな施設を利用する場合の料金体系は考えられても、本当に市民に開かれたリゾートにしていきたい。いま、各府県がやっていますね。漁港ならば新鮮な魚をメインに売るなど、その地域文化の特色を生かせるようにリゾート計画をしますよ。だから、和泉市も健康公園という形の中では立地条件もいいのですから、ありきたりのものをつくったらいかんのやないか。あくまでも、和泉市の特色、文化を生かしていくならば、よそにないものができていくと思います。これからよく煮詰めていかれるわけですから、十分に研究して成功するように持って行っていただきたい。

市長が述べておられるように、先住民の方々がこの和泉市の文化を築いてこられたんです。リゾートにしてもコスモにしても中央丘陵にしても、いま、まさしくこの和泉市が21世紀に向かって発展していくか失敗するか瀬戸際の決意を述べておられます。私もそう思います。だから、あえてよそに負けることのないように研究され、当然、採算性も考えなければいけないと思いますが、市民に開かれたものにしていただきたい。「和泉市はほんまにすばらしいアイデアのリゾートをつくったもんやな」と全国津々浦々まで響くような、岸和田の地車だけや



なく、和泉市のイメージが高揚するようなリゾートの建設を研究し、進めていただきたいことを要望いたします。

3点目のコスモですが、これも会社を設立して取り組んでおられます。こういう資料を読ませていただきましたが、なるほど関西空港に近いので和泉市の立地条件がいい、というような感覚で見がちなんです。しかし現状を考えた場合、堺市の企業がなぜ八代や滋賀県へ移転していくのか、十分に考えなければいけないものがあると思います。計画しているのが先端産業ですよ。いままでみたいな船で運ぶようなものにならない。アタッシュケースに入れて持ち運びができる価値の高い、金額が張る製品なんです。関西空港に近いから企業が絶対に来てくれる、私も一見、そう思います。

ただ、和泉の久井地区の丘陵地帯を産業都市にするならば、企業が望んでいるのは、コンピューターを操作するような従業員が、遠くの緑を眺めて目の疲れを癒やせる立地なんです。仕事をする前に壁があってもぐあいが悪いと言われていました。その面では、まさしく快適な環境にあると思いますが、関西空港に近いというだけで成功し、売れていくんだという考え方は危険ではないか。心配です。

なぜならば、企業は当然、採算性を考えます。辺りな地方にでもなぜ先端産業が立地していくか。半導体産業では、アメリカあたりでは純度95%を目指しているが、日本は100%を目指しています。供給される水そのものも企業内で再生産して不純物を除くのに努力しているのが実態なんです。その点でも、ただ空港に近いからというだけでは先端産業が惚れて来ない。先見の明があって非用水型企业とされたんでしょうが、いかに土地が安かろうが、水のコストが高ければ採算が合わなくなる。当然、そういう点もお考えだとは思いますが、だから、ただ関西空港に近いからというだけではだめやと思います。

八代を視察してびっくりしました。市がえらいとは思いません。あれを成功させたのは市民が協力したからできたと思う。山を買うんじゃなく、いまあるたんぼを買収した形で八代工業団地ができています。どこに緑があるか、周辺の工業団地を取り巻く山が緑なんです。それで目の疲れを癒やせる。和泉市もいいんですが、問題はやはり地価ですね。競争に勝てる値段で御協力いただけるかどうか。そこらをものすごく努力はしておられると思いますが、ちょっとお聞かせ願えません。一番気になるのでね。

○ 市長公室理事（稲田順三君） お答え申し上げます。

御存知のように地元の対策委員さん、あるいは連合対策委員さんを窓口にしながらい進めておるのが実態でございます。われわれも精一杯努力し、地元地権者の皆さん方の何とか御協力をいただける方法を探ってまいりたい。地権者の皆さん、議員先生方を初め関係者の御協力も仰

ぎながら努力してまいりたいと存じております。

○ 7番(藤原正通君) ここで値段のことは言えないとは思いますが、どうしても他の地区との比較で値段が高くなるのではないかと思います。しかし、土地の値段が少々高くなっても、どうしてもあそこに工場をつくりたい、と企業が惚れ込んで来るよようなものにしていくことが一番大事やないか。その点でよろしく願いいたします。だけど、もう少し詰めて大体どのぐらいになるものか、ちょっと聞かせてください。このままでは何のために聞いたんかわからへん。このままでは中途半端でね。

○ 市長公室理事(稲田順三君) 分譲価格等の話になるかと思いますが、御存知のように先般、忠岡で販売されましたのが34万円と言われ、発売と同時に完売したということです。いろいろ土地の買収価格によって販売価格が変わりますが、現段階で申し上げることは、御勘弁いたしたいということで御了解賜りたいと思います。

○ 7番(藤原正通君) とにかく成功するように頑張ってください。お願いしておきます。  
道路の問題ですが、質問要旨でも言いましたように、これは府の方に話をされたんですか、具体的に答えてください。

○ 建設部次長(山崎琢磨君) 府との協議ということでございますが、これは道路問題だけでなく、川の全面的な改修の問題について常に府とは協議をしております。昨年7月でしたか、御要望がございました件につきましても、向こうの方も検討していると言うております。全体としての協議は常にやっているということです。

○ 7番(藤原正通君) 全体としての協議をしているというのは間違いないと思いますが、一番気になるのは、松尾川の堤防が緑道の計画になっているからできないとおっしゃるのな、その全体像としての図面を見せてくださいよ。そんなもの、何もできてないでしょう。

○ 建設部次長(山崎琢磨君) 緑道計画につきましては、関係部局で検討中でございます。  
なお、緑道であるから道路はできないという位置づけの問題もございまして、物理的な直線の半径とか勾配、それから幅員、一番ネックになるのは橋詰めの細くて家が詰んでいるところとか、そういう解決しなければならぬ問題が多々ございまして、困難だということでございます。

○ 7番(藤原正通君) いま聞いてたら、むずかしいからできない、できないというふうにしか聞こえない。これは地元の住民が強く要望しているんですよ。せっかく岸南線ができるのに進入路が1つもなかったら困るじゃないかということで、松尾川の改修工事が始まる時点で何とか府と協議をお願いしたいという地域住民の要望書も出ているんですよ。あれから8カ月も9カ月もたってるのに同じことでしょう。

○ 建設部次長（山崎琢磨君） 先ほども申し上げておりますように、物理的な問題、例えば通過交通を通すには道があればいけないかという話もございますが、御存知のとおり、時速30キロぐらいな規模の道路をつくる必要がございます。それをしないと、そこに住んでおられる人たちが危険になるということもございます。先ほど申し上げましたように、位置づけ的には、通過交通は都市計画道路で補完するものでございますし、総合計画で緑道に位置づけられておりますので、その方向で整備を図りたいということでございます。

なお、それだけではなく、いわゆる堤防沿いに農地を持っておられる方とか家を持っておられる方とかの通行については、それなりに配慮があるわけでございまして、その方々の対策については別途、十分に考えさせていただきたいと思うものでございます。

○ 7番（藤原正通君） 余り言いたくないが、これでは話になりませんよ。ニチイやダイエーが来ることは間違いありませんよ。いまの和気町の交差点の状態、朝になったらどこまで停滞してますか。そんなことをどう考えてるんですか。河川の堤防は破防法という法律があるから利用してはいけないというのなら、忠岡や泉大津はなぜ利用できてるんですか。明確に言うてください。

それから、緑道計画があるからできない、他の計画道路があると言うのなら、その計画道路をはっきり言うてくださいよ。

○ 建設部次長（山崎琢磨君） 忠岡の件でございますが、河川幅が広いことによって堤防の幅員も広いということを知っております。本市においては、というよりは、上流においては直線的な問題があります。いわゆる堤防が狭いということと、橋がありますので、その橋ゲタ分だけ上がってくるわけです。そのようなことから勾配的に非常に取りにくい道路になるということで、少なくとも、安全を保つことは困難だということです。ただ、3mの余裕の空間があるから、すぐそれを道路にするということにはなりにくいという考えでございます。それで総合計画がつけられました59年時点で御議論願ったわけですが、そういう問題等からマスタープランも含めまして、緑道にしようじゃないかという考え方になったわけでございます。私どももそういうことを受け、いま、関係課でどういうものにするか、検討をしているところでございます。

○ 7番（藤原正通君） 何回言うても押し問答になりますが、これだけは明確にしましょうや。市行政はだれのためにあるんですか。市全体としての利便性を考える上においては、緑道というものも決して無視はしませんよ。しかし、それではニチイやダイエーが来て大きな停滞が起こってくるとき、混乱させない計画はどう考えておられるのか。私の言うてることができないのなら、それ以外の対策をどう考えておられるのか、聞かせてくださいよ。

○ 建設部次長（山崎琢磨君） ニチイ、ダイエーにつきましては、関係各課で十分に調整、開発に当たるよう決定しておるものでございます。

○ 7番（藤原正通君） どうか明確に頼みますよ。和泉市の道路が狭いからということで黒線線を計画して何年かかっているんですか。それと同様に多くの市民が「あんたら、議員として出ている以上は縦の道もどう考えてくれてるんや」とおっしゃってます。高圧線が通っている下は家も建ちにくいんじゃないか。だから、その下は道路でもつくってもらわんことにはどうしようもない、と言うておられる市民がたくさんおられる。総合計画の中でそういうものができていったとき、中央線1本ではどうしても足らんでしょうが。そのとき縦線の道路も考えていかないかんでしょうが。そんな言い方をされたんでは、言わなしようがない。

○ 道路課長（谷 俊雄君） 道路課長よりお答えさせていただきます。

先生がおっしゃるように、確かに和泉市の縦の線は、幹線道路としては府道のみといった状態でございまして、非常に弱いというのが現実でございます。したがって、縦線の基本的な考え方としましては、和泉中央線あるいは池上下宮線に積極的に取り組んでいるわけですが、それが完成するには若干の時間を要しますので、その間、いまおっしゃっておられます堤防の利用という御要望をいただいているわけでございます。

これにつきましては、道路課としても府と一定の協議をしましてまいりましたが、先ほど、次長から申し上げておりますように、端的に堤防を通れば、と考えられますが、若干の問題点がございまして。その問題点というのは、河川の規模が小さいこととございまして。忠岡の方ではできていないか、ということですが、本市の場合は幅員の問題、あるいは河川の堤防を利用する場合接続道路の能力問題、既存の道路に接続した場合の能力問題がございまして。また、その道路を市で管理するとなりますと、地下埋設の開発の問題等もございまして、非常にむずかしいとございまして。したがって、縦の弱い線につきましては、中央線を初め幹線道路をできるだけ早く実現できるように努力すると同時に、既成街路につきましても、62、63年度において都市整備部の方で見直しの検討もしていただいております。

以上、担当課といたしましてお答え申し上げます。

○ 7番（藤原正通君） よくわかるんですが、現実の問題として、その地域に住んでおられる住民の皆さんの立場になって考えてあげなさいよ。全体的に考えても、コスモとか新住法に基づく整備で西部地区が産業用地になった場合、幅員16mの道路を縦線として1本設けていくという構想もできております。しかし、下の方の計画は何もない。そのような中で現実にニチイ、ダイエーの店が迫ってるんですよ。その時点でまだ川の幅がどうだ、こうだと言ってるようでは理由になりませんよ。

それやったら、和泉市が縦線を確保するために用地買収をしてどこに道をつくるんですか。全然ないじゃないですか。だから市の財源問題そのものも考えて、地域の人たちが、おカネがかからなくてわれわれの要望を満たすことをお願いしているのが、この両河川の利用じゃないですか。それを3mなんてとんでもない。堤防ののりを考えてくださいよ。新たに用地買収をしてつくるよりは、現在あるものを最大限に利用していけばりっぱなものができるじゃないですか。そんなことばかり言うてたらできっこない。いままでどのように努力されたのか、その結果だけ聞かしてください。

○ 建設部次長（山崎琢磨君） 通過交通につきましては、75年の計画では、都市計画道路を整備すれば間に合うということは、中央丘陵建設の時点では説明されております。その後に発生する通過交番については現在、都市整備部で街路交通計画を検討中でございます。確かに3mないしは何がしかの堤防敷地はございますが、これの位置づけは、正式には大阪府、建設省の認可ももらわない限り、比較的金額は安くても補助金がもらえないということでございます。したがって、交通量が増大して道路が不足するとなれば当然、都市計画決定をする手続をとってもらわないと、なかなかその位置づけがむずかしいということです。現段階では、その後の開発計画も含めまして見直していこうということですので、現状でそれを位置づけるのは非常に困難であるということでございます。

○ 7番（藤原正通君） 話になりませんよ。何言ってるんですか。市の方で一たんは模尾川の堤防を利用したら一番ええぜ、と考えられたことがあったんじゃないか。現在でも市民盆踊りのためにきれいに舗装もされているじゃないですか。それをきちんとした形で整備をして道路につくり、それを市が管理すると言うても大阪府があかんと言うてるんですか。

○ 建設部長（浅井隆介君） 先生の端的な御指摘はごもっともでございます。しかしながら、河川の堤防を利用するいうところに問題がございます。道路というのは、単に車や人を通すだけではございません。都市の1つの基盤になり、そこでは当然ながらも開発も伴います。先ほどから次長がるる御説明申し上げておりますが、まず第1に、河川は曲線で通るというのは自然の理でございます。この面でも線形がきつうございますので、道路としてはまず不適格でございます。それから、堤防というのはカサ上げすれば確かに幅員は広がるでしょう。しかし、あの地域では、すべて天井川的な要素を含んでおりますので下排水管等は埋設できません。そうすると、さらに外側に持っていかななくてはなりません。

そのようなことから、地元の既設道路としての位置づけのつながりの中でさらに検討を加えていきたいということは、次長も答弁申し上げております。非常に無責任な言い方ですが、市の認定した計画道路でなく、単に通過する管理道路として、いま、先生がおっしゃっている模

尾川の堤防上を走っているのが現実でございます。その現実と1つの規格に従ったものの2つに分けてお考えいただきたい、かように思っております。われわれも公式な場で発言するのは控えねばならない問題でございますが、形式的には、先ほどから次長が語る御説明しておりますでございます。現実の問題というのは、また、生きた行政をする中で考えていかねばならない、かように考えております。

以上でございます。

- 7番(藤原正通君) よくわかりました。私がなぜこのようにしつこく聞くか、議員としての立場上、この部分だけのことをお願いするわけにはいきませんので、全体的な意味で申し上げたわけです。この地域の市民の本当に切なる願いなんです。行政面でいろんなむずかしい問題はありますが、市民のことを考えてもいただきたい。おこがましいようですが、私自身がなぜこういうことを申し上げるかと言いますと、本当に和泉市は大事なときなんです。和泉市が20万都市を目指しています。住民がたくさん住む都市づくりは、基本計画の策定を義務づけられているすべての都市が計画しております。その基礎となるものは人口であるはずなんです。なぜならば、納税の対象になる市民は、失礼かもしれませんが、和泉市を株式会社とするならば、税金を納めている市民は株主なんですよ。

それを盤石な基盤に整備するためのいろんな施策であり、調査研究であるはずなんです。その人たちを満足させるかさせられないか、成功するか失敗するかは、都市の発展につながるわけではない。市民のためになる施策として行政が研究し、知恵をしぼるのは当たり前じゃないですか。その意味でしつこくお願いもし、いろんな角度からも質問もさせていただいたわけです。したがって、市民から税金をいただいて市行政を賄う以上は、自主財源が少ないならばその充実に努力され、あるいはいかにその少ない財源でより効果的な行政を実現するために、市長を先頭に日夜努力しておられることは、私が一番よく知ってますよ。それが本当に実りあるようにするためには頑張っていたいただきたいことを強くお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

- 議長(池辺秀夫君) ここで暫時休憩いたします。

(午前11時50分休憩)

---

(午後1時00分再開)

- 議長(池辺秀夫君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、19番・原 重樹君。

(19番・原 重樹君登壇)

○ 19番(原 重樹君) 19番・原でございます。共産党議員団を代表いたしまして、市政運営方針を中心に質問をいたします。

まず、個々の問題に入る前に、市政運営方針でも国家財政につきまして述べておりますので、一言、最初に意見を申し上げておきます。

まず、国家予算につきまして、緊縮予算から積極予算へとと言われておりますが、その中身が問題です。一言で言えば、福祉、教育を削っての大軍核予算であり、地方財政圧迫の予算です。地方財政との関連で言えば、補助金カットはそのままですし、国保制度改悪による地方自治体への負担転嫁など、地方財政へのしわ寄せの予算であると言わざるを得ません。

また、市政運営方針でも触れられているN T T株売却収入での公共事業拡充の問題でも、経済情勢に適切に対処するというようなものではございません。このN T T株売却益も大企業奉仕、拡大に使われ、本来の国民のふところを豊かにするような内需拡大とは正反對のものになっております。さらに、赤字公債依存体質からの脱却についても、N T T株売却益を利用することは一時しのぎにしかならないばかりか、N T T株価もいまやN T T神話が崩れ落ち込んでいる状況ですから長続きしませんし、期待もできない状況です。それどころか、こうした状態は、国民の財産を切り売りした不健全な予算編成であるという意見を申し上げ、具体的な質問に入りたいと思います。

まず、第1番目の財政問題についてです。63年度予算に占める同和関連経費と財源内訳、建設事業に占める分についてもお願いをいたします。

助政問題の2番目に、補助金カット問題についてであります。本市の厳しい財政環境下に置かれている理由の1つに、市政運営方針で国庫補助率の引き下げが引き続き実施されることを挙げております。この補助金カットは、もともと昭和60年の1年限りでスタートし、61年にはあっさり3年間延長されました。しかも、カット額は、60年5,800億円から61年1兆2,800億円に拡大され、さらに62年には、2,170億円のカットを上乗せするというように、自民党政府の地方財政へのしわ寄せをしたものでした。

この補助金カットの時限措置が、63年度で期限が切れることとなります。政府は、これを無期限に延長しようとしておりますが、これを許すのかどうかは、この1年間の闘争にかかっているというふうに思います。私は、地方財政を悪化させるこの補助金カットを重要な課題として、国に中止を要求する必要が63年度に特にあると考えております。しかし、市政運営方針では、国、府に対する要望事項でも超過負担の解消というだけで、特別にこの問題には触れられてはおりません。そこで、市長としてこの問題をどう考えているのかを端的にお答えをお願いいたします。同時に63年度の影響額についても明らかにしていただきたいと思っております。

2番目に、開発問題についてです。市政運営方針では、新住法の一部改正が行われ、時代が要請する複合的で多機能都市にするということで公団と協議が進められており、近く都市計画に係る手続きをすと述べております。この問題につきましては、1月27日より開かれた決算委員会審議でも「現在、公団の考えを聞いている。夏の地方審議会へ」という答弁でした。こうした重要な問題、計画変更にもかかわらず、議会には質問しないと明らかにされない点は、まず最初に、厳しく指摘をしておきたいと思います。今回は、こうした経過もあり市政方針で出てきましたので、その内容について質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、改めて今日までの経過及び今後の日程について明らかにしていただきたい。

2つ目には、変更の内容について、当初計画と比べてどのようなになるのか。公団からの変更計画も合わせて説明を願います。

3番目に、公団が変更を申し出ている理由は何か。単に法律改正だけでなく、この和泉中央丘陵開発が変更される理由を明らかにしていただきたいと思います。

最後に4つ目、市長としてすでにこの変更基本的に同意しているということで市政方針にも出していると思いますが、そのことを確認しておきたいと思います。

3番目の環境・公害等についてですが、昭和62年度市政運営方針は、近畿自動車道など広域幹線道路について一層の促進を要請する一方、騒音公害や大気汚染の環境保全対策の必要性を明らかにしております。しかし、63年度の市政運営方針は、一層の促進の働きかけは述べておりますけれども、広域幹線道路に対する公害対策は述べておられません。近道を中心とする公害対策問題では、基本的に解決したことになるのかどうか。経過も含めまして現状を御説明願いたいと思います。

環境・公害問題の2つ目は、泉北環境の余熱利用についてです。この問題は、いままでからも何度か議会で取り上げている問題でありますし、一定進んでもきております。そこで、市長に今後の決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。泉北環境では、炉の建て替えを65年度完成の計画で進めておりますが、実際に余熱を利用していくということは、泉北環境側の新炉に対する設備と同時に、市のこれを利用する施設の建設など受け入れ体制が必要です。市長として、65年度までにこうした受け入れ体制をする決意があるのかどうか、改めてお聞かせ願いたいと思います。

4つ目の教育問題についてです。市政運営方針では、臨時教育審議会の審議が終了し、その提言を受け、改革の実施に向けて着手することを最初に無批判に述べ、道徳教育の充実や教職員の教育に対する熱意の高揚を強調しております。臨教審は教育基本法の本質にのっとると言



いながら、その示す人間像は、教育基本法に盛られた平和的な国家及び社会の建設や、真理と正義を愛する主権者としての人間像ではなく、公共のために尽くす人であり、国を愛する人です。つまり、愛国の思想を注入することによって軍国主義、大国主義を進めていくための人づくりを目指したものであります。

教育課程審議会では、このため異常なまでの道徳教育の強調、そして、日の太、君が代教育の義務化が打ち出されております。また、選択という名の振り分けなど、戦後教育の総決算をもくろむ臨教審教育改革路線の具体化構想を出しております。さらに、国の63年度予算は、教員統制のため重視している初任者研修制度予算の大幅増、道徳教育の振興も10%アップというふうに臨教審答申の具体化予算となっております。そこで、臨教審問題での基本的な考えを改めてお答えを簡潔に願います。

さらに、市政方針では、いじめや校内暴力が鎮静化の傾向にあると述べておりますが、その根拠について御説明を願いたいと思います。

5点目の同和問題についてです。市政運営方針で述べられている部落解放基本法の制定に関する要望決議については、昭和60年6月19日に決議をされたものです。共産党議員団は、対案の意見書を出しこれに反対してきたものですが、この点はさておきましても、すでに新法も2年目を迎えようとしております時期に、わざわざ市政運営方針で部落解放基本法制定の要望決議を持ち出し、それに沿ってやっていくという決意表明は、市民から見ましても、また、行政という立場から見ましても許されるものではないと考えております。

そこでまず第1点目に、この要望決議が法期限切れ1年数カ月前に、その後の新法のあり方をめぐっての要望決議として決議されました。その証拠に62年の市政運営方針では、この要望決議を踏まえ、その実現を国に求め一定の成果を見たと総括しております。私どもは、一定の成果を見たとは思えませんが、ともかくも総括しております。それを63年度も新法にはさまざまな問題点があるとして、部落解放基本法をあくまで要望しようとしております。

さらに、新法がつくられる経過等を見れば、市長の考えが国民、府民に、そして市民にいかんに入れられないものであるかは明らかです。地対協の意見具申、啓発指針、また、「新法と新法の施行について」という総務庁事務次官通知などを見ても明らかです。また、府下市長会が啓発指針に反対する意見の合意、まとめをできなかった点から見ましても、市長の考えが反府民的であり、反市民的であることは明白です。

まず、このことを意見して申し上げまして質問をしたいと思います。

まず、第1点目には、新法のどこが問題で、どんなものを国に求めていくのかという点であります。いままでも同和問題の根本的解決などという言葉を使いまして、部落解放基本法とは

別のニュアンスであるかのような答え方をされたこともあります。結局のところ、市長が国に求めようとしているのは、解同が主張する部落解放基本法ではないのか、市長の明確なお答えをお願いいたします。仮にもし違うというのなら、どこが基本法と市が要求する法律とは違うのかを明らかにしていただきたいと思います。

2つ目には、人権問題に関する市民意識調査についてです。この実施は、昨年3月議会の市政運営方針で明らかにされ、実施してまいりました。今回、63年度で分析するという事です。しかも、結果が出るのは秋ごろとも聞いております。そこで、このようなもので2年間もかけなくてはできないのかどうか、非常に長すぎると思うんです。さらに、この意識調査は、今後は啓発が大事だということでその資料をもとにしていく、という答弁をしておりますが、基本は、啓発指針のはずです。以前、こうした啓発指針や意見具申などは、法律でないから従う必要がないという市長の見解でした。いまもそういう立場なのか。この啓発指針を基本とせず、調査結果を出して何を基本に啓発しているのかとも明らかにしていただきたいと思います。

6番目の福祉問題についてです。まず、63年度予算は、保育所保育料金の値上げをしておりますが、この点に関連して質問ではありませんが、意見だけ述べておきたいと思います。

今回、和泉市保育所保育料審議会が開かれ、その答申に基づき保育料金値上げの予算となったものです。役職上、わが党の天堀議員が今回、この審議会の会長となりましたが、この審議会設置の審議の当時、規則、内容等につき質問をしましても明確にされないままいまままで経過してきましたが、一応、審議会も開かれ、答申も出された段階でございますので、共産党議員団としての立場、考え方を申し上げておきます。

和泉市保育所保育料審議会は、条例制定当時指摘いたしましたように、多くの人たちの意見を聞くために、という理由でつくられましたが、結局は、肝心の利用者代表はメンバーにも入れませんでしたし、保育料値上げのねらい、目的でつくられたことがはっきりしたわけです。よって、共産党議員団は本条例制定のときも反対をしましたが、現時点において、和泉市保育所保育料審議会の解散を要求するものです。

この問題は、もともと市民生活の実態に即した保育料の改善を求める請願から始まりましたが、この請願の趣旨に全く反したことがこの審議会で行われてきました。保育料金を規則でなく条例事項にすべきであるという要求も含めまして、この審議会設置条例を廃止すべきであると考えております。この件につきましては、答弁は要りませんが、共産党議員団としての立場を明らかにしておきます。

それでは、福祉問題についての質問をしたいと思います。

市長は、本予算を総括し、限られた財源を効率的に配分し、市民福祉の向上を目指し最大の努力をした、と述べております。しかし、63年度の福祉施策を見ますと、福祉タグシーの創設などがあるとはいえ、社会保障の根幹である福祉施策の基本とも言うべき生活保護費の扶助費が、62年度当初に比べ7,300万円も削減されております。63年度生活扶助費基準はわずかですが改定、アップされております。従来どおり実行していれば、これら自然増があり増額になって当然であります。これを逆に削減しているということは、国の福祉切り捨て政策に追随するものであり、とても市民福祉向上などと言えるものでないことは明らかだと思いますが、いかがでしょうか。削減の根拠、理由を含めて基本的見解をお答え願いたいと思います。

最後の7番目、国際交流協会についてであります。この国際交流協会については、総務委員会でも聞かせていただきましたが、今後、この協会が具体的にどのような活動をしていこうとしているのか、どこまで市がかかわっていくかなど疑問点が多いため、改めてお聞かせ願いたいと思います。

まず、この協会の発案者はだれなのか、市が指導してつくったものかどうか。2つ目には、この協会に対して63年度予算で300万円の助成をしているが、この協会そのものの予算はどうなっているのか。そして、内容等についても、簡単に結構ですから御説明を願いたいと思います。

以上、質問の内容が多岐にわたっておりますので、答弁は簡潔にお願いしたいと思います。答弁のいかんによりましては、時間の延長もお願いしたいと思います。再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 財政課長（阪 豊光君） 第1点目の財政問題について財政課よりお答え申し上げます。

一般会計に占める同和経費は62億7,088万円。財源内訳につきましては、国庫支出金12億2,511万4,000円、府支出金8億3,427万8,000円、地方債6億8,980万円、その他の特定財源として1億1,072万6,000円、一般財源34億1,096万2,000円。そのうち建設事業費は23億8,062万7,000円。財源内訳といたしまして、国庫支出金11億8,987万1,000円、府支出金1億9,644万3,000円、地方債6億8,700万円、一般財源3億731万3,000円でございます。

2点目の補助金カットの影響額でございますが、一般会計といたしましては4億1,554万6,000円、特別会計の公共下水道事業といたしまして1億7,198万3,000円、一般、特別を合わせまして5億8,752万9,000円の影響額でございます。この影響につきましては、国家財政の財源不足から昭和60年度として、61年度からさらに3カ年の暫定措置として補

助金が削減され、63年度は御指摘のとおり、最終年度を迎えております。

当初、補助率の引き下げ措置を講じるに当たり、政府は1点目としては、昭和60年度における暫定措置とする。2点目としては、昭和61年度以降の補助率のあり方については、国と地方間の役割分担、費用負担の見直し等とともに政府部内においても検討を進め、今後、1年以内に結論を得るものとする。この2点を大蔵、厚生、自治の覚書に基づき補助金カットを実施いたしました。見直しを行わずして、3カ年の暫定措置として社会保障関係、公共事業費等の補助金カットを行ってきたことは、国と地方の財政秩序を乱し、窮状する地方公共団体の財政を圧迫してきたところであります。

かかる状況を速やかに復元するよう、市長会を中心に要望活動を今日まで活動を続けてきたところであります。63年度末は暫定措置の期限切れであり、国庫補助率削減の復元を強く要望するとともに、地方財政の充実に積極的に取り組んでまいりたい決意であります。議員各位の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 都市整備部次長（三井義秋君） 2点目の開発問題につきまして、都市整備部三井からお答えいたします。

すでに議員さん御承知のごとく、新住宅市街地開発法の一部改正の法律が昭和61年8月15日より施行されております。今回の改正の趣旨は、居住者の雇用の場の増大、昼間人口増による事業地の都市機能の増進、良好な居住環境を保障する複合的機能を兼ね備えたニュータウンの開発を行い、高度化かつ多様化している居住者のニーズにこたえつつ、真の時代の要請に応じた活力ある町づくりを行うこととされております。

この法律の改正を受けまして昨年、住宅・都市整備公団より和泉市中央丘陵新住宅市街地開発法の開発事業の一部計画変更についての申し入れがございました。変更案の内容につきましては、主として西部ブロックの用途地域変更と特定業務施設用地の導入が主な内容でございます。現在、計画決定されております西部ブロックの用途地域は、第1種及び第2種住居専用地域と住居地域になっておりますが、変更案では、西部ブロックを3つに区分し、特定業務施設用地として、近畿自動車沿いの用途を準工業地域として研究所など研究的施設を誘致し、旧市街地に接する部分を住居地域として研修所、厚生施設などの施設の誘致を図り、残る南側の山間部の一部を第2種住居専用地域として計画住宅の建設をすするという変更案でございます。

特定業務施設を導入いたしました場合、現在の住宅計画8,500戸、3万2,000人が減少いたしまして、7,000戸、2万6,400人程度となる計画案でございます。本市といたしましては、かねてより中央丘陵開発計画当初より複合的な町づくりを目指してシビックセンター

用地や研究学園ゾーン並びに公園施設用地などを計画しておりましたが、今回の法律改正によりまして特定業務施設用地が導入可能となり、住む、働く、学ぶ、憩うという複合的多機能を兼ね備えた新市街地開発となり、居住者のニーズにこたえるとともに、望ましい地域構造を実現するという観点から基本的に了とするものでありまして、現在、事務段階で最終の詰めを行っているところであります。今後、市の原案がまとまった時点で所管委員会に御説明、御報告を申し上げてまいりたく存じますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 産業部次長（赤田信君） 御質問の第3点、公害関係につきまして、産業部の赤田がお答えいたします。

近畿自動車道及び泉州山手線の公害対策につきましてたゞいまのところクリアされているのか、という御質問でございますが、現在のところでは、地元とは話がついておりません。そこで、現在の状況はどうか、ということですが、現在では、地元におきましても公害対策面について研究、検討中でございます。市といたしましても、一定の予測対策案は検討を行っておりますが、さらに、通過自動車台数と今後の伸び率、高層建物、高架部分等特に注意すべき部分をピックアップし、よりよい対策を公害専門家のお知恵を拜借しながら研究、検討を重ねているところでございます。今後は、地元の御意向を承る中、市として研究いたしましたものと比較検討を行いまして、よりよい地域の環境保全対策に努めてまいりたく作業中でございます。

なお、市政方針の件でございますが、13ページ上段にございます浮遊粒子状物質測定装置は、これら自動車公害のバックデータ収集用として本年度に購入するものでございます。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） ごみ焼却場の新炉更新に伴う余熱利用施設整備につきまして、市民生活部次長岸田よりお答えいたします。

ごみ焼却場の余熱を利用する広域的な施設建設につきましては、地元信太校区町会を初めといたしまして御意見、御要望をいただいております。また、12月市議会におきましても、一般質問で取り上げられたものでございます。泉北環境整備施設組合では、旧炉の代替施設として建設を予定しております焼却炉に耐熱ボイラーを取り付け、場外給湯ができる方法等の検討を進められておるところであります。例えば25mの6コース程度のプールの給湯が可能な規模の設備の付加を研究中でございます。本市といたしましては、本事業は、本市と泉大津市、高石市の3市の共同事業であるとの認識を持ちつつ、地元住民の御要望でもございますので、早期具体化に向けて泉北環境並びに泉大津、高石両市に働きかけてまいりたいと思います。

以上でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 指導部長（崎山 繁君） 4番目の教育問題についてお答えいたします。

臨時教育審議会答申についての基本的な考え方ということでございますが、臨時教育審議会答申は、教育の現状について鋭い分析を加え、急激に変化する社会の中で教育の諸問題について指摘を行い、教育改革の方向を示したものであると受けとめております。各テーマにおける指摘と提言については、いろいろ論議のあるところであると考えております。

なお、今後、提言の実現につきましては、文部省並びに大阪府の諸施策と相まって対応していきたいと考えております。

次に、いじめと校内暴力の鎮静化と申し上げました根拠でございますけれども、数年前に社会問題となって以来、教育委員会といたしましては、学校に対しまして、その背景や実態把握に努めるとともに、問題行動等の未然防止と望ましい人間関係の育成に配慮するよう指導いたしてきました。以来、発事件数等を見まして年々減少してきているという状況がございますので、鎮静化の傾向にあるという形でとらえたということでございます。

以上でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 同和対策部長（橋本昭夫君） 続きまして、第5点目の同和問題に関する2つの御質問にお答え申し上げます。

部落解放基本法に関する先生の御意見は重々、承っているところであります。大阪府、大阪府市長会あるいは町村会が合同で政府に対して要望しているところでありますが、その中で基本法にかわって一体、国に何を求めているのか、という点につきましてお答え申し上げたいと思います。

本年4月から地対財特法が5カ年の時限立法で施行されたところでありますが、一言で本法の特徴としては、ハード対策を完了するための財政上の特別措置法としての性格と評価をしております。したがって、国の同対審答申を受けた旧同対法あるいは地対法に比較して、国の直接的な責任を後退させた条文になっているとわれわれはとらえております。

それを受けまして昨年12月、いま申し上げました三者が総務庁及び関係省庁に要望いたしました、その基本になります事項について申し上げたいと思います。

まず、前文は省略いたしますが、国におかれましては、同和対策審議会の答申等の精神に沿い、次の事項に留意して同和問題の根本的解決のための基本となる法的措置及び財政措置を講じ、総合施策の推進を図られるようお願い申し上げます。

以下、①同和問題の早期解決について国の責務を明確にすること②地方自治団体である地方公共団体の財政負担軽減について十分な措置を講じること③産業、就労、教育、福祉等の施策の充実④啓発活動の強化を図ること⑤人権擁護制度の充実と体制の強化を図り、悪質な差別行為の根絶を図ること……、この5点に集約いたしまして、それぞれ関係省庁に対してはもっと細かいものもありますが、実質的な法的整備について運用面での注文をつけておるものがございます。

総務庁が国における同和対策の総括窓口ですが、参考のために現法後の法的措置についてどのようなスタンスを持っているかについて、簡単ですが回答がございますので、御披露したいと思います。

新法が本年4月に施行されたところであり、この新法をうまく軌道に乗せて残事業を消化できるよう予算の確保に努めてまいりたい。しかし、2～3年後には、法期限切れ後の問題についても十分検討することが必要だという、現在の段階ではこのような見解でございます。

それから、これは地対協の磯村会長さんが自民党本部で講演された内容でございますが、その一部を御紹介申し上げますと、「先ほど、堀内さん（前政府自民党地域改善対策特別委員長、現環境庁長官）が、5年後には一般の法律で、と申されましたが、それでは、一般法律の中で人権といったものはどこにも決めていないと思う。これが一般の法律に移っていった場合、同和問題と一般福祉とは違う。ただ事業だけを一般法律で行っても本当の同和問題を理解されません。また、それが本当の解決につながらない」という見解を述べられております。

次の啓発指針でございますが、府下30市で意見を取りまとめておりまして、このような取り扱いをしております。啓発指針は、恒例的な政府資料として送付されたもので、地方公共団体を拘束する性格を持つものではないが、以下の問題点を含め、基本的には、現状では啓発効果を高めるための参考にするには疑問が多い、という結論でございます。12～13項目ございますが、御回答にかえさせていただきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 保険年金課長（長岡敏晃君） 6点目の福祉問題の生活保護費について、保険年金課長長岡からお答えいたします。

昭和63年度予算案の生活保護扶助費が前年度当初予算額より減少しておりますのは、先生の御指摘のとおりであります。しかしながら、ここ3年間、本市におきましては、生活保護人員がほぼ横ばい状況となっております。新年度予算案は、この傾向を踏まえまして計上したものでございまして、当初予算額との比較では、7,000万円余の減額となっておりますけれども、本年度決算見込み額と比較いたしますと、2.3%の増額となっております。決して

福祉を後退させるものではございません。どうぞよろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 秘書課長（井阪和充君） 最後、7番目の国際交流協会につきまして、秘書課井阪よりお答え申し上げます。

国際交流協会の設立でございますが、去る2月22日、市民の御理解と御賛同をいただきまして、和泉市国際交流協会が設立をされました。国際化時代の大きな潮流がいま、わが国に押し寄せております。諸外国との相互理解の交流の重要性が各方面において論議され、その声は、日増しに広がり深みを増しつつあります。また、地域の振興、活性化を促進させる観点からも、国際化を積極的に推進していくことが重要な課題となっております。

現在、南大阪泉州では、相互の情報の集まる世界との交流の窓口として関西国際空港の建設が着々と進められており、そのインパクトをテコとして、本市においても和泉ニュータウン開発やコスモポリス、ラーバンライフリゾート構想など、21世紀に向けて国際的に風格のある町づくりに取り組んでおります。

また、本市にあっては、市議会先生方の御参加のもと昭和60年以来、中国南通市との間に友好を深めてまいりました。今後は、中国はもとより諸外国の市民との相互理解を深め、教育、文化、スポーツ、産業、経済等々の交流活動を進めてまいりたいと存じております。

このようなことから、市の一定の助成を図りながら、広く市民の御参加をいただきつつ国際交流活動の活発化を図ってまいりたいべく、2月22日、和泉市国際交流協会を設立いたしました。国際交流協会に御参加をいただきました団体は、24団体でございます。会長には、和泉市商工会会長さんの松葉平次様が御就任をいただいた次第であります。

続きまして、本会の運営でございますが、市の一定の助成をいただきながら、市民の方々の御理解と御参画によって運営をいたしてまいるのでございます。また、本会の運営経費につきましては、会員を募りまして会費の御負担を願うものでございます。会費につきましては、個人会員は年額1口2,000円、団体、法人会費は年額1口3万円でございます。今後、各団体の皆様方の御理解と御協力をいただきまして、御入会いただきますようお願い申し上げます、努力をしております。

続きまして、今後の事業でございますが、まず、諸外国との交流でございます。先ほど申し上げましたように、議員先生方も御案内のように、すでに中国南通市との間の交流も、昭和60、61、62年度の3カ年にわたりまして友好訪問をいたしました。またこの間、昨年5月には南通市の張市長さんも本市を訪ねられ、お互いの交流も深まりました。つきましては、本年11月上旬をめどに文化交流といたしまして、和泉市混成合唱団が南通市を訪問し公演す



べく、南通市外事弁公室と連絡調整に入っております。具体的には、受け入れの御返事もいただき、合唱団の方も南通市公演に向けて取り組んでいる現状でございます。

またさらに、昨年、市長がコスモポリスアメリカ視察に行かれたとき、カリフォルニア州のシリコンバレー先端技術産業都市を訪問いたしまして、その中の都市との友好交流のお話も現在でございます。このような問題も含めまして交流協会としての事業に取り組んでまいり、これら諸外国との交流に市と市民が一体となって交流協会の発展拡充を図り、支援を行ってまいりたいと考えております。また、本市の市政要覧、市の紹介誌等の作成もしてまいる考えでございます。

なお、今後、発展に向けて友好都市提携に取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

- 19番(原 重樹君) 問題が多岐にわたりますので、簡単に1つずつ再質問させていただきます。

まず、補助金カット問題ですが、答弁の中でも市長会等を通じていままで以上に強力に要望していく、ということですが、私がなぜこれを取り上げたかと言いますと、先ほども言いましたが、この1年間で非常に重要であるということを確認していただきたいと思うからです。特に63年度が最後の年になるように努力をしていただかなければならない。決して63年度が最後の年になるという保障はいまのところないのです。政府の答弁等によってもそうですし、いままでの経過を見ても、1年だけというのが3年になってますからね。

また、大蔵省が発表している財政の中期展望によりますと、昭和65年度で赤字国債ゼロ、収支均衡させるためには、高率補助金、負担金をカットしていくという数字上の必要性が出てくるんです。これが無期限延長を意味してくると思うんです。それだけにはとどまらないんです。無期限延長になれば、当然、地方財政は困難になる。その穴埋めを何とかしてくれという駆け引きに使われるのではないかと。その一番大きいのが大型間接税の導入だろうと思います。その辺も含めまして、非常にこの1年が重要な時期なんです。だから、いままで以上にこの補助金カット問題については、市長会等も含めて頑張ってもらわなあかんということを申し上げているんです。その辺で市長の端的に決意のほどを示していただきたいと思います。

- 市長(池田忠雄君) 先ほど来、7項目にわたる御質問があり、それぞれ担当理事者よりすべてお答えを申し上げたとおりであります。とりわけ、この補助金カットにつきましては地方財政を圧迫するものであり、あるいは財政秩序を乱していくという意味から、従来から国に対して復元すべきであると強く迫っております。一応、この63年度が最後になっておりますけれども、政府の動きはややこしく、継続するんじゃないかと予測も察知されるということであ

ります。とりわけ、これは和泉市だけの問題でなく全国的な問題ですので、全国市長会の中で強く国に対して補助金カットを本年度で終わらせ、もとの補助率に戻すようにという動きを強めてまいりたい、このように決意をいたしております。

以上でございます。

- 19番(原 重樹君) これは市政方針に1項目入れて当然のものだと思いましたが、わざわざ取り上げさせていただきました。市長の決意のようにぜひとも頑張っていたいただきたいことを意見として申し上げておきます。

次に、開発問題で中央丘陵開発についてですが、まず、法律改正によって市政方針の言葉を借りれば、多機能都市の町づくりが可能になったと言わんばかりの答弁だったと思います。基本的に了とするとされておりますが、市長を含めそういう態度になったということでしょうけれども、決算委員会では、行政の中では検討段階だということで、計画委員会まで早急に持っていきたいという話でした。それが市政方針に盛り込まれたことで、現実にはクリアされているということだと思います。

そこで、1つ問題なのは、この問題がいつ時点で市の方でわかったのか、ということなんです。決算委員会では、昨年5月に申し入れがあったと言われましたが、これは御存知のように「トリヴェール和泉、1986年、心の町づくり」のパンフレットですが、その年代の話なんです。これをよく見ますと、北部、東部、西部各ブロックの土地利用計画が書いてありますが、西部ブロックのところを書いてある近畿自動車道と歌山線のインターチェンジの建設が予定される条件を生かして最先端技術産業、研究所等の施設ゾーンを設定する、とあります。その下に人口計画のところにもわざわざ「都市計画決定内容」と書いてます。つまり、1986年時点ですでに公団の方ではこのような変更案を考えていたわけでしょう。市が本当に昨年5月に申し入れがあって初めて知ったのかどうか非常に疑問なんです。それとも、公団が勝手につくっていたのか、どちらなんですか、第1点として、その点をはっきりさせていただきたい。

それと変更の理由なんですね。先ほどの答弁では、導入が可能になった、と言われましたが、市は望んでいたが、最初は法律的にできなかった。それが法律の改正によって可能になったというのか、その辺についてどう考えておられるのかを2点目にお聞かせ願いたい。

もう1つ、パンフレットにも書いてますが、研究所等と書いてますが、この西部ブロックの隣はコスモポリスでしょう、その関係は全然問題はないのかどうか。

- 都市整備部長(萩本啓介君) 中央丘陵に関しましては都市整備部長、お答え申し上げます。

1986年発行のパンフレットでございますが、従来の西部ブロックの中の特に和泉岸和田インターチェンジ付近に、公益的施設用地というものを一定設置させていただいてますが、そ

のことを指していると思われます。

それから、変更の理由でございますが、まず、当初の54年にわれわれが取り組みました段階では、いわゆる和泉市の総合的な町づくりの中で、中央丘陵にもできるならば無公害型の内陸産業を導入できないかという構想がございましたが、当時の法律の中では不可能でございました。

今回の改正に当たりまして変更の理由でございますが、1つは、昭和40年代あるいは50年代を通じ、いろいろ多摩ニュータウンを初めといたしまして、新住法だけではありませんが、住宅開発が行われてまいりました。しかし、そこでは一定の偏りがございまして、昭和60年代に入ってから初期の段階から従来の町のあり方の分析が行われまして、それが新住法の改正に結びついていったと考えております。

今回の特に西部の計画変更の背景といたしましては、やはり関西国際空港等によりまして、和泉市の中央丘陵開発の時期なり立地がかなり重要視されてきている、こういったことが一定の変更の理由になっていると思われます。

それから、コスモとの関係でございますが、従来、公団がやっておりますのは御承知のとおり、新住法はもともと住宅開発が基本でございまして、各自治体が空港関連でコスモに取り組んでおります立場とは若干、異にしております。その意味で今回の法律改正に当たりましては、コスモに研究所等を導入することによって、先導的あるいは支援的な役割とか泉州のイメージアップに役立たせるとか、一歩退いた形で考えるということでございます。

- 19番(原 重樹君) いまの答弁を聞いておりますと、市が望んでいたものが法律改正によってできるようになったという意味ですね。そういうことですね。そこで、改めて確かめておきたいんですが、住宅をこれだけ開発しても売れないからそういう措置をとっていったるんではないのですか。その確認だけ、はっきりしてください。
- 都市整備部長(萩本啓介君) 住宅に関しましては、現在でも宅地に対する需要は引き続き強くあるわけです。ただし、今回の位置づけにおきましては、トライアングルゾーンと言いますか、和泉市、岸和田市等でのコスモ計画という3つの関係の中で、和泉中央丘陵、いわゆるトリヴェール和泉については、一定の住宅用地と支援的な機能を持つという、役割分担の上でこういった考え方も出ておりまして、決して住宅問題を放棄したわけではございません。
- 19番(原 重樹君) もちろん、放棄したわけではないということは確かなんですが、これだけにかかっておれませんかので意見だけにしておきます。

市長も市政方針で複合的な多機能都市の建設などと格好のええことを言っていますが、これが西部地区の一部を示したものだと言われましたが、必ずしもそうではないと思う。もし、本

当に市が望んでいて今度の法律改正でできるようになったというのなら、これは市から申し入れた話でしょう。ところが、決算委員会では、5月に公団から申し入れがありました、となっています。私は、基本的に今回の措置に合わせた答弁だと思います。市から望んでやったんやったら、もっと積極的に公団に対して要求していけばいい、議会に対しても明らかにしていけばいいでしょう。それを明らかにされずに5月に公団から変更の申し入れがありました、ということに対応してきたというのは、全くでたらめな答弁だと思うんです。

いずれにしても、住宅関係が用途変更になりますと、実際には税の優遇措置もとっていかなくてはいかんでしょう。コスモとの関係もあるでしょうし、固定資産税も宅地並みというわけにはいかんでしょう。こういうことから見れば、現実的に市はかなり譲歩している計画変更案だと思うんです。それを本当に夢のある町づくりのように答弁するのは、根本的に間違っていると思います。

もう1つのコスモとの関係で言えば、今回の法律改正によって20%までが変更できると思うんです。370haとすれば74haになるわけですが、システム的に基本的に違うというのはわかりますが、実際には、同じようなものということになるのでしょう。中身や実態は知りませんが、藤原議員の質問に対しても、コスモに研究所等と言われておりましたし、私の質問に対する先ほどの答弁でも、中央丘陵の用途変更についてもそういうことが言われています。そういうことからすれば、100haのコスモポリスができて影響がないはずはないんです。そういうことを一切オブラートに包んで、市が望んでいたというような答弁は絶対にあかんとします。これは意見にしておきます。

次に、公害問題ですが、クリアされていないと言われておりますので、引き続いて頑張ってもらわなあかんとということになります。これは前回の3月、天堀議員が代表質問をいたしましたときもこの問題で答弁をいただき、いまの答弁の中にも多少ありましたが、市独自としても環境調査の実施を専門家などに依頼してそれらを相互検討する中、公害の最も少ない案を生み出してまとめ、設置者に要望してまいりたいということでした。

ここで1つ心配なのは、公害が最も少ない案を生み出し、ということなんですが、まだそれが出てない。これは道路公団等を含めまして、建設者、いわゆる設置者ですが、それらに要求していかなくてはあかんわけですね。いまの事業進捗からいって間に合うんですか。いつまでかかるのか。その辺はどう考えているのかということですが、格好ええことばかり言っているが、ずるずる延びているのが実態ではないかと思っておりますので、その辺の再質問だけお願いしたいと思います。

それから余熱利用につきましては、3市の共同事業になると言われていますが、この姿勢は、

基本的にも崩さないものなのかということです。受け入れ体制という点から言えば、3市共同というのは、かなりむずかしいのではないかという気がします。泉大津や高石の状況を考えればね。そう判断していいかどうかは別にしてね。これについては、65年度までの市長の判断、市長としての受け入れ体制づくりをどうしていくかの決意を述べていただきたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 泉北環境の炉が古くなったので建て替えをする計画ですが、それに伴いまして地元住民の皆さんより、また、一般質問等で何とか付近住民のためにもなる施設を、ということで、ごみ焼却場の余熱を利用、例えばプール施設をつくってほしいというのが、信太校区を中心とする要望でございました。

私といたしましては、あくまでもごみ焼却場というのは、和泉市のみならず、泉大津市・高石三市のすべての住民の台所から出されるごみを和泉市の第2事業場で処理をいたすものでありますので、当然、こうした事柄についても、3市の共同的な考え方というものがないと存じます。たまたま、所在地が和泉市であるからというだけで、本市だけの問題ではないと考えるものであります。ただ、地元住民が和泉市民でありますので、3市のうち、とりわけ和泉市がこうした問題に熱心に取り組んで実現をしたい、このように考えまして泉北環境あるいは3市の中でも力説をいたしております。

先ほど、担当理事者がお答えいたしましたように、これは3市の共同のごみ処理でございます。そうしたことが原因で余熱利用が出てきているという認識を持ちつつも、地元住民の強い要望でございますので、本市といたしましては、早期具体化に向けて泉北環境、とりわけ泉大津、高石両市の市長にも働きかけていかなければならないと存じます。

ただ、泉北環境一部事務組合というごみ、し尿処理、下水処理機関が、余熱施設利用の共同運営ができるのか、あるいは設置主体になれるのか、補助金の関係等非常にむずかしさもございますので、それらを含めて3市でよく話し合っていきたい。事業主体についても、実現するための方途についてシビアに話し合って解決を図っていきたい、このように考えております。設置主体は3市ですが、所在が和泉市にありますので、本市としては、地域住民の気持ちを考え主体的に動いてまいり、よく両市と話し合っていきたい、このように存じております。

- 産業部長（松村吉堯君） 公害問題についての重ねての御質問に対し、産業部松村よりお答え申し上げます。

先ほど来、私どもの次長の方から市としても一定の予測を立てまして専門のコンサルタントに依頼をし、というお答えをいたしました。それで時間的に間に合うのか、という御指摘と存じます。市といたしましても、一般的に検討しておりますものに加え、これらの環境アセスメントの結果と同時に、さらに、市で検討しております自動車台数の伸び、高層建物の周辺ある

いは高架部分等、特に公害の発生が予想される箇所についてのさらなる専門家による予測をお願いをしているところでございます。

そうしたものも出てまいった上に立ちまして、私ども関係部課におきまして対策を検討し、さらには、地元住民の御意見もお聞きしていきたい。地元住民の皆さんも公害対策については、非常に御勉強なさっておられるわけですので、これらの御意見も聞く中で対策を立てていきたい、かように存じますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 19番(原 重樹君) 時間がかなりたっておりますので、簡単にいたします。

余熱利用につきましては、いままでからいろいろ努力していただいておりますので、これからも実現に向け頑張っていただきたいと要望しておきます。

それから、公害問題に関するいまの答弁の問題ですが、とにかく言われていることもわからんではないですが、実際には、後へ後へずるずるいっている感じもしなくもないんです。今回、市政方針からも抜きましましたので、後からやっぱり抜いた対応しかとらないと言われることになように、きちんとしっかりやっていただきたいと意見を申し上げておきます。

次に、教育問題ですが、この問題でやっておりますとたくさん時間を取りますので、今回、再質問いたしません、市政方針を見ますと、62年度は二番手に書いてありました道徳教育が、63年度はトップに書いてます。また、教員に対しては、新たに熱意の高揚が付け加えられておりますし、初任者研修や道徳教育の強調に通じるような市政方針になってはいないかという疑問もあるので聞かせていただきました。その辺、よくお考えをいただいて対処していただきたいと思えます。

次に、同和問題ですが、これもいままでから意見を申し上げ、これだけで一般質問をさせていただいたこともありますので、端的に1点だけお聞かせ願います。

市が国に要求する法律というのは、部落解放基本法そのものではないという理解でいいのかどうか、お聞かせ願います。

○ 同和対策部長(橋本昭夫君) 先ほど、現法の内容充実を含め、同和問題の根本的解決を図る措置を求めるということでございます。したがって現在は、基本的な法律の要求は、部落解放基本法のみでございます。しかし今後、法律の施行が3年、4年たちまして次の法的措置の段階では、人権にかかわる基本法を含め、基本的な法律実現に向けて行政として努力する。したがって、国においてもまだ議論されておられませんので、内容の詰めは今後の課題だと考えます。

○ 19番(原 重樹君) 再質問したくなる答弁ですが、質問はやめておきます。今朝の新聞で部落解放同盟の総会が終わった……、と報じておりましたが、そういうこともありまして端

的に聞かせていただきましたが、まともな答えはもらえませんでした。この問題については、いままでから意見も申し上げておりますので本日は繰り返しません、先ほどの答弁でもいろいろ紹介をさせていただいておりますので、私の方も1つだけ紹介しておきたいと思います。

9日の衆議院予算委員会の第1分科会で共産党の石井衆院議員がこの問題で関連質問をしております。こちらの主張したことを言いますと長くなるので省きますが、質問は、啓発指針に反対し、解同と癒着して主導権を放棄した大阪府の姿勢を指摘、総務庁の徹底した指導を要求しているわけです。高鳥総務庁長官は「御指摘のような問題があれば確固として対処していきたい」と答えております。いままでも申し上げてまいりましたが、今後、いままでの同和行政を反省し、啓発指針あるいは地対協の意見具申等に言われているような内容に市の同和行政が向かうことを望みます。

福祉問題についてお聞かせ願います。

ここ3年間で生活保護が横ばいであった。だから、62年度は削減しましたが、62年度決算見込みに比べればふえている、という言い方をしておりました。私が聞きたいのは、62年度が落ちているからそれをもとに予算編成をし、62年度決算見込みから見ればどうなんだ、となりますが、62年度が減になったのはどういう理由だったのかです。本市の保護率は横ばいとおっしゃいましたが、3年間横ばいなら、間違いなく増額になって当然なんです。保護率を見ますと、60年度をピークにして61、62年度は落ちているんです。こういうことがなぜ起こるのかということなんです。そのために62年度が減になっているのであれば、62年度はなぜ落ちたのか、その理由について明確にお答え願います。

- 福祉課長（金谷宗守君） 62年度がなぜ落ちたか、ということでございますが、額的に申し上げますと、61年度から62年度には落ちてございません。若干ではございますが、保護率を61年度と62年度を比較いたしますと、0.08パーミル（10万分の8）程度は落ちております。ほぼ横ばいでございます、この程度の増減は十分にあり得ることでございます。
- 19番（原重樹君） 最初にも申し上げましたように、これは今回の予算の1つの大きな特徴だと思います。国の削減措置を見ましても、いままで国庫負担の削減等がありまして国は助かるわけですが、そのものからすれば、生活保護費は落ちておった。ところが、国家予算で給付面で落ちたのは、63年度が初めてだそうです。そういうものから考えますと、これは国家予算に追随している予算だと思うんです。

決算委員会でも同じような質問をさせていただきました。要するに国の政策としては、保護率を落とすマニュアルも発行しているが、これは参考なんだ、と言われておりました。特に医

療費を抑える傾向にもあると言われておりました。そのとおりになっているかどうかはわかりませんが、ただ、医療費を抑えるということは、国保会計の方から言わせれば医療費が伸びて大変だとなりますが、生活保護世帯の受給者だけにお医者さんが差別して医療を減点しているとも思えません。それで医療費が落ちるといことも納得がいかないことになります。

明確な答弁を引き出そうと思えば時間がかかるので私の方から言いましたが、今回の予算をそのものを見る限り、いまの国の福祉切り捨て政策にまさに一致していると言わなくてはならないと思います。いろいろな理由があるでしょうが、どんな理由付けをしても扶助費の削減は、やはり保護率を下げるのか、あるいは期間を短くするのか、あるいは医療費の締め付けになるのか、こういうことでしか削減できないはずなんです、実際の額を落とそうと思えばね。

いま、国の指導でそういうことがやられております。例えば札幌では、3人の子供を残して母親が死んだ事件もありました。東京・荒川では、1人のお年寄りが自殺した事件等、深刻な事態が全国的に広がっております。本市ではそのようなことはないと思いますが、扶助費の削減は、命をも削ることにつながるんだという重大性を考えていただきたいと思います。

国際交流協会については、答弁としては実に不満なんです、総委員会等でも聞いておりますし、その内容もそのようです。ただ、わからないのは、先ほども申し上げましたように、この国際交流協会そのものが今後、どういう役割を果たし、どういう方向へいくのか。また今回、300万円の財政負担を含め、市がどこまでかかわっていくのかも非常に気になります。これは今後の活動を見させていただくということで、今回は終わっておきます。

最終のまとめとして意見を申し上げておきます。

市長は、4期目をスタートさせる年だということで市政運営方針では、市政の安定から発展飛躍の期間と位置づけられております。しかし、いままでの質問でも明らかなように、財政的には市政の安定ということ言えば、確かに黒字基調になっております。しかし、それは開発によって緑をつぶし、池などを売った財源で調整するなど、国民の財産であるNTT株売却収入で立て直そうとする国と同一のやり方によってもたらされたものだと思います。

また、発展飛躍と言いますが、町づくりは、公団という公共団体がやっている中央丘陵さえ、本当に市の意見が貫かれているのかどうか、非常に疑問です。先ほどは、市が望んでいたとおりに言ったと言わんばかりの答弁をしておりますが、私は、全く間違いだと思えます。中央丘陵でさえこれですから、コスモポリス、ラーバン・ライフ・リゾート構想などは第三セクター、民間です。今後、どうなってくるのか、全くわかったものではないと思えます。ましてや、中央丘陵は、仮に失敗したとしても直接財政負担は起こりません。しかし、こうした第三セクターで失敗すれば、直接財政負担がかかってくる問題であります。



環境問題、公害問題は二の次にされておりますし、発展飛躍と言えたものではないと思えます。

さらに、生活保護ではいまの質問に代表されるように、福祉切り捨てなど市民にとっては大変厳しいというのが実態であります。

また、本市では、不公正な同和行政を一層推し進めようという立場であります。これでは、国際都市和泉あるいは発展飛躍、調和と活力ある人間都市和泉と言われる除で、市民の財政負担、犠牲は一層強化されることになると思えます。

以上、指摘をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（池辺秀夫君） ここで暫時休憩いたします。

（午後2時25分休憩）

---

（午後2時40分再開）

- 副議長（田中昭一君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、6番・赤阪和見君。

（6番・赤阪和見君登壇）

- 6番（赤阪和見君） 6番・赤阪です。通告順に従いまして質問要旨の説明をいたします。

私は過去12年間、一貫して市民1人1人が豊かな心が養われ、安らぎとゆとりのある町づくりのための市行政を願い、その実現のためのわが議会であり、議員であり、理事者、職員であると常々主張してまいりましたが、今回の一般質問の機会は、市会議員の改選年を迎え、私たちにとっては総仕上げのときと感じ、責任を果たすべく心して過去の課題を踏まえお伺いをいたします。

1点目の先日の市長の市政運営方針について、その基本的な考え方、策定指標についてであります。市政方針の細部に目を通しますと、和泉市総合計画、実施計画の丸写しであり、美辞麗句の羅列そのものであります。和泉市の希望ある未来、夢とロマンが少しも感じられるものがありませんでした。よく先輩諸兄が市長の市政運営方針演説を「ありがたや節」と言っておりましたが、その言葉の意味が遠からずわかるような気もするもの、私1人ではないと思えます。特に和泉市総合計画そのものは、人口推移1つをとっても何の裏付けデータもないことは、皆さん方も御承知のことと思えますが、その点、市長はいかがお考えでありましょうか、お答え願いたいと思えます。

各項目については、実施計画と同じでありますので、2点目でお伺いをしたいと思えます。

ただ、63年度市政方針と総合計画の明確なる関連性についてお答えを願いたいと思います。

2点目の和泉市総合計画、実施計画の内容についてお伺いをいたします。

住宅整備の中で民間住宅の建設促進、府営、公社、公団住宅の建設促進、となっておりますが、本市人口政策をどのように考えているのか。また、市長の市政方針では、中央丘陵の一部地域に産業用地を計画し、多機能都市を、とっておりますが、人口3万2,000人ともなれば、一部地域に人口過密地帯ができると考えますが、その点、いかがでありましょうか。

次に、水質改善で光明池の富栄養化防止のため、関係機関に対し間欠エアレーション方式による水質改善を要望、なっており、また、市長は、生活排水の浄化対策を促進する必要も生じてまいりました、と訴えておりますが、どのような対策を立てるのか、はっきりとお答え願いたいと思います。

環境美化キャンペーン、市内一斉清掃デーでの空き缶等の買い上げについても有価物の別ルート化を進め、意識の高揚に努めるべきではないかと思えます。また、不燃焼廃棄物収集業務並びに民間委託について、市民のごみの減量化、分別化を図り、コストダウンを考えるときであると思えますが、どのようにされるのか、お答え願いたいと思います。

教育方法、開発特別設備事業においてパソコンの設置を計画しておりますが、メーカーは統一なのか。また、64年までにすべての小中学校に設置となっておりますが、この点と合わせて以前から質問いたしておりますLL教室の設置はどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、社会教育面では、成人教育の推進で公民館の整備を挙げていますが、どのような計画で公民館活動をしようとしているのか、合わせてお伺いをいたします。

次に、文化振興の中で文化財の愛護意識の高揚、埋蔵文化財の発掘調査となっておりますが、文化財遺跡保全について、中央丘陵万町遺跡等その他数多くの発掘がなされておりますが、その保全について何の手も打っていないのが現状ではないかと思えます。今後、どのようにしようとするのか、お答え願いたいと思います。

また、各種予防接種、ポリオ、二種、三種混合、インフルエンザ等の無料実施を挙げておりますが、混合ワクチンについて各地で問題が起こっております。今後、その事故対策等はどのように対処していくのか、お答え願いたいと思います。

3点目のその他施策について、窓口業務の調査研究は63年度において市民サービス向上のため、とのことで実施されますが、年度内云々でなく、早急に取り組むべきであると言、申し添えたいが、そのような考えはあるのかないのか。

また、国際交流の推進計画はどのようにされるのか。先ほど、答弁がございましたが、実質

的なものがあればお答え願いたいと思います。

最後に、市庁舎管理について、65年度に本館窓差し替えとなっておりますが、以前から意見を述べてきましたが、どのように私の意見を理解していただいているのか、私自身、非常に疑問を持つところであります。基本的な考え方なくして財政面のみで物事を考えることは、一時的なものは納得はするでしょうが、すべてむだ遣いとなるのではないでしょう。

市長も市政方針で経常的経費の節約を図り、それを施策経費に配分する等財源の効果的な配分に意を配り、1つでも多くこたえるべき、と言われておりますが、市長の立場上、市民全体に目を配り、限られた財源の中で運営をしていかなければならない苦勞もわかりますが、何かもの足りなさを感じてなりません。

よく例として出される年度末になると、日本国中どこへ行っても道路を掘り起こし、また埋め戻し、また掘り起こす、工事に次ぐ工事が見られ、また、報道されているのが現状と同じではないでしょうか。国民、市民の皆さんが納めた血税と言われる税金の使われ方が、納得のいかなむだであるとするならば、前回述べた兵庫県のマイナス緑化を考えずに緑化日本一と同じ実態となるのではないのでしょうか。窓の差し替えをすれば、その窓は何年の耐久力があるのですか。また、市庁舎の基本的な考え方はどのように計画されているのか、お答え願いたいと思います。

また、庁舎管理はすべて総務が責任を持っているのか、最後に、はっきりした答弁を願って趣旨の説明を終わります。答弁のいかんによっては自席での再質問をさせていただきますが、私の意のあるところお汲み取りいただきまして、再質問をしなくてもよいように責任ある答弁を期待しております。

以上です。

○ 副議長（田中昭一君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 赤阪議員さんからの御質問の第1点目、私が過日申し上げました市政運営方針について第1点目、総合計画とよく似ている、丸写しのようなだとその関連性を問われているように存じます。ごもっともな御指摘でございます。市の単年度の市政方針というものは、御議決をいただきました総合基本構想にのっとってそれを実現していく本市の山登り、このように位置づけておりますので、基本構想の丸写しのような感をお持ちいただくのもむべなるかなと存じております。

本市の総合計画は昭和59年10月、市議会の議決を得まして和泉市の将来構想として決定されたものでございます。地方自治法第2条には、「市長村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構

想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と定められております。

つまり、和泉市総合計画は、昭和70年の本市のあるべき姿、望ましい姿を想定し、その目標設定に向けまして、市行政が一步一步近づけていくことが肝要でございます。こういう考え方のもとに基本構想が定められております。私ども行政全体がそれを目標とし努力いたしてるところでございます。一方、市政運営方針は、当該年度の市長の行政執行の目標設定と申しますが、重点施策について御説明を申し上げ、御理解を賜ろうとしておるものでございして、すべての施策について論及することはもちろん困難でございますので、当該年度の市行政として力点を置き、あるいは市民サービス向上のために新たに興した施策等を中心に取りまとめをしておるものでございます。したがって、予算案と密接に関連をいたし、まさしく執行施策そのものであるわけでございます。

冒頭申し上げましたように、本市の基本構想にあります和泉市のあるべき望ましい姿にいかにか近づけていくか、という観点から予算編成をさせていただいております。かつまた、市政の重点目標を定めておるものでございます。したがって、単年度の市政運営方針と総合計画とは、密接な関連を持っております。大きくは基本構想の考え方のもとに単年度予算編成をし、かつまた、市政運営方針が決められるという事柄でございます。こうした観点から市政方針にあります基本指標としての5つの柱も総合計画の目標と同じものであるか、それに近いものになっておるということでございます。

先ほど申し上げた観点から、和泉市の70年を目標とした基本的な総合構想と、それに近づけていく単年度の当該予算、それを重点的に配分したのが市政方針であり、まさしく密接な関連を持つものであると御理解をいただきたいと存じます。また、後ほど、担当理事者からお答えいたします実施計画についても、これを3カ年ずつ想定、ローリング方式で何とか望ましい総合基本構想に近づけていくための一歩ずつの努力を位置づけておりますので、御理解を賜りますればありがたいと存じます。よろしく願いをいたします。

○ 副議長（田中昭一君） 次の答弁。

○ 市長公室理事（稲田順三君） それでは、第1点目の総合計画における人口推移の裏付けの問題でございます。市長公室稲田よりお答え申し上げます。

本市町づくりを推進していく際、過去あるいは将来における人口の移り変わりを的確に把握し、市政運営に反映させていくことが一番大事であるということは、御指摘のとおりであります。したがって、過去、策定いたしております昭和61年度の「統計和泉」に掲載しておりますとおり、昭和55年の国勢調査をベースにコーホート要因法という手法をもちまして、5年刻みで人口推移を出しております。これによりますと、昭和70年における人口推計は約

16万7,000人となっております。総合計画におきましては、この推計人口をベースにしなが  
ら、本市及び泉州地域を取り巻く社会経済情勢の今後の見通しを加味し、本市への人口流入  
の可能性を最大限にとらえまして、昭和70年人口20万人と想定いたしました次第でございます。

本市の人口政策であります。御存知のとおり、本市は大都市の近郊都市として、昭和30  
年から50年にかけて公的、民間による大規模開発が相次ぎ、これに伴いまして本市の人口も  
増加してきたわけでございます。加えて今回、住宅・都市整備公団を事業主体とする和泉中央  
丘陵開発、いわゆるトリヴェール和泉の開発により、さらに、大都市近郊の近郊住宅都市とし  
ての性格が強まってまいると考える次第でございます。

御指摘の本市の人口政策につきましては、本市総合計画の基本構想の土地利用構想に基づき  
まして、5つのゾーンに区分に従って進めておるのが実態でございます。今後、現在進行中の  
事業は別といたしまして、丘陵部の開発調整ゾーンにおける住宅開発は極力抑制基調で臨み、  
それにかわるものとしてコスモポリス計画の早期具体化、和泉ラーベンライフ構想を推進し、  
総合計画の基本テーマである調和と活力ある町づくりを進めてまいりたいと考えてところであ  
ります。

それから、第4点目の中央丘陵の一部を産業整備用地として計画していることと3万2,000  
人との関連でございますが、先ほども御議論がありましたように、和泉中央丘陵開発地域の一  
部に人口過密地帯ができるのではないか、という御指摘でございます。具体的に申し上げます  
と、和泉中央丘陵開発計画の一部変更につきましては、計画戸数約1,500戸、人口約5,000  
人が変更になるわけでございます。これによりまして計画人口は3万2,000人から2万7,000  
人に住宅戸数は8,500戸から約7,000戸に変更になるものでございます。そういうことで  
一部特定業務エリアに変更を考えております。したがって、中央丘陵事業の住宅問題につ  
きましては、良好な住環境を提供できるということで従来と変わりはないと考えております。

以上でございます。

○ 副議長（田中昭一君） 次。

○ 水道部次長（仲田博文君） 2点目の光明池の水質改善につきまして、水道部仲田からお答  
え申し上げます。

光明池水質の現況につきましては、大腸菌などの環境項目等につきましてはおおむね基準値  
内でございますが、やはり季節的には植物性のプランクトンの発生がございまして、富栄養化  
の徴候が出ております。将来的には、さらにこの現象が進行するものと予想されます。対策と  
いたしましては、間欠エアレーション方式で池の表面の水と底の水を強制的に循環させ、水  
質の改善を図ろうとするものでございます。これらの設置につきましては、光明池水質保全連

絡協議会等の関係機関を通じまして、光明池土地改良区に要望しているところでございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 副議長（田中昭一君） 次。

○ 産業部次長（赤田備信君） それでは、生活排水対策につきまして、産業部赤田からお答えいたします。

河川等の公共用水域の水質汚濁につきましては、公害関係法令による工場、事業所等からの排水規制を実施してまいりました結果、これら公共水域に与える影響が軽減してまいりました。その反面、家庭からの生活排水による水質汚濁の割合が大きくなってまいりました。このような状況は全国的にクローズアップされ、国、府においても今後積極的に対処すべく、対策の方法を具体化しつつある現況でございます。

そこで、現状の対策と今後についてであります。現状では、リーフレットやパンフレットによる住民への啓発活動が主体であります。今春には、大阪府生活排水対策推進要綱が施行の見込みであります。本市におきましても、次年度からなお一層具体的かつ積極的な対策を次のように強化してまいり所存でございます。

①市内河川水路における生活排水による水質汚濁影響調査②啓発リーフレットの導入③小規模浄化槽に対する今後の対策としては、小規模浄化槽取り扱いの指導、が大切かと考えております。つきましては、保健所等関係機関と協力の上推進してまいりたいと存じておりますので、よろしく願いいたします。

○ 副議長（田中昭一君） 次。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） リサイクル化の意識高揚等につきまして、市民生活部岸田よりお答えさせていただきます。

ごみのリサイクルを前提とした分別収集は、処理過程の負担軽減に非常に役立っております。さらに、御質問の趣旨にあります有価物回収の別ルート化、すなわち民間でできるものは民間で行う方が、行政の負担軽減に役立つものであらうと考えております。しかし、受け皿となる業者側の問題として、近年の円高不況等で再生資源回収業者の経営問題もきわめて不安定であり、これら業者の経営が破綻した場合、また、別ルートの確立を図る必要があり、また、売却価格等も必ずしも一定したものではございません。したがって、経済変動の影響をまともに受けやすく、回収システムが崩壊する恐れがあり、行政側のサポートもどの程度まで必要なのか、むずかしい面がございます。

なお、このようなシステムを採用している自治体もあり、今後、研究を進めてまいり有意義なものでありますので、市民の協力を求め、可能であれば採用を検討してみたいと存じます。

以上です。

○ 副議長（田中昭一君） 次。

○ 秘書課長（井阪和充君） 続きまして、国際交流の推進計画につきまして、秘書課長井阪よりお答え申し上げます。

先般2月22日、市民皆様方の御理解と御賛同をいただきまして、和泉市国際交流協会が設立されました。今後の推進計画でございますが、先ほどもお答え申し上げましたとおり、まず、諸外国との交流でございますが、先生方も御承知のとおり、中国南通市あるいはまたアメリカのシリコンバレーの中の先端技術産業都市との友好交流のお話も現在ございます。それらとの提携が主体となっております。さらにまた、市の紹介誌の作成も考えておるところでございます。どうぞよろしく御理解賜りたいと存じます。

○ 副議長（田中昭一君） 次。

○ 指導部長（崎山 繁君） パソコンの機種についての御質問でございますけれども、小学校、中学校の校種別に統一した機器を用いるということでございます。

それから、64年度までに全小中学校に設置する予定でございます。

次に、LL教室の設置についてであります。御承知のことと思っておりますが、LL教室は、外国語の音声面での学習を充実される目的でつくられたものでありまして、カセットテープ、マイクロホン、ヘッドホンといったものを用いまして、それらの機材を整えた教室でございます。特に語学の発声練習とか、会話の指導に役立っているわけでございます。

現在、本市では、2校におきましてLL教室を活用してきておりますけれども、ここで1つの問題点としまして、英語につきましては、読み書きの力が入学試験等で要求される現状がございまして、それへの対応。それから、中学3年においては、英語の時間が削減されるといったことがございまして、LL機器を活用した英語指導と教科書に盛られた内容を指導するという、その間におきまして、いわゆる学力にかかわるむずかしい問題がやっております。こういった中、LL教室の活用につきましては一層研究を進め、英語指導のみでなく、その他の教科指導についても今後の見通しと必要性を十分検討して考えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○ 副議長（田中昭一君） 次。

○ 社会教育部次長（明坂文嘉君） 公民館の整備と文化財保全につきまして、社会教育部明坂からお答え申し上げます。

まず、公民館整備でございますが、公民館活動については、総合基本方針におきまして社会教育施設の体系的な整備を整えることといたしております。以前からたびたび御指摘をいただ

き、基本的な考え方を申し上げてまいりましたが、これからの社会教育施設は利用者側の住民ニーズにこたえるため、やはりコミュニティセンターのようなユニークな複合的施設と、車社会における駐車の実便性を基本とした考え方が必要ではないかと存じます。

都市化の進行と近隣地域とのつながりを基盤とした活動から住民活動が広域化しているもので、このような意味からして、これからの社会教育施設は公民館にとらわれず、コミュニティセンターのような複合的施設を計画しなければならないと考えてございます。したがって、和泉中央丘陵開発地域に成人教育学習施設の場を求めていくべく、住宅・都市整備公団に強く施設整備を要望しているものでございます。

続きまして、御指摘をいただきました和泉中央丘陵の埋蔵文化財の保全を中心にした御質問にお答え申し上げます。

住宅・都市整備公団からの委託を受け、和泉丘陵内遺跡調査会が56年度より発掘調査を実施し、62年度には池田下地域から弥生時代終期の縦穴住居跡などの遺構を検出しており、また、万町北遺跡では、6世紀後半から7世紀初めごろの横穴式石室を有する円墳5基を陰出しております。いずれも保存状態がきわめて良好なものでございまして、公団の理解を求めまして保存の方策を立てていく所存でございます。

また、事業地内における文化財の重要性から、発掘された文化財の成果を広く一般市民の皆さんに公開する義務を有することから、発掘物の保全のための展示施設建設につきましても、公団と大阪府、私ども市の三者が目下、協議をいたしておるところでございます。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○ 副議長（田中昭一君） 次。

○ 健康課長（池辺修次君） それでは、予防接種関係につきましても、健康課池辺よりお答えいたします。

現在、本市において実施しております各種予防接種におきましては、事前対策といたしまして、日程上予備日を充実いたしまして、健康状態のよいときを選択できるよう配慮し、予防接種に係る注意事項を広報、保護者への通知文等で徹底を図っているのが現状でございます。また、問診につきましても、医師会先生方の御指導をいただき、きめ細かいものにしております。又、2回の体温測定（起床時と接種の実施）、接種を受ける保護者の方の意向にも配慮し、また、接種会場における出務体制の安全対策を優先したものとしております。また、ワクチン等の医薬材料の徹底管理、使い捨て注射器によるB型肝炎等の感染を防ぐとともに、接種後注意書を配布し、体調に異常があれば保健センターに連絡をいただき、症状に応じて適切な指導を行い、経過観察に努めているところでございます。



御指摘の混合ワクチンについて、各地で問題が起きている予防接種についてであります、新聞等で取り上げられているインフルエンザ予防接種かと思えます。本市における62年度のインフルエンザの予防接種につきましては、厚生省の通達並びに大阪府の説明会に基づきまして、実施に当たっては保護者に説明書を配布、十分な理解を得るとともに、特に問診を従来以上に注意深く行うこととし、問診表に接種をうける人と保護者の意向を記入する欄を設ける等の指示に従い、周知徹底を図り実施いたしました。

おかげをもちまして、インフルエンザの予防接種も医師会、幼稚園、保育園、小中学校の先生や保護者の方々の御協力をいただき、事故もなく事業を完了いたしました。本市におきましては過去10年間、予防接種における事故はございません。今後も広報や保護者の方々への予防接種に関する注意事項等の配布などで周知徹底を図り、予防接種による事故防支対策に配慮してまいる所存でありますので、よろしく願いいたします。

○ 副議長（田中昭一君） 次。

○ 市長公室理事（稲田順三君） それでは、窓口事務の関係につきまして、稲田よりお答え申し上げます。

窓口事務の改善につきましては、さきの決算委員会を初め、各議員さんから御指摘、御提言をいただいているところでございます。御承知のとおり、各証明書の発行等の窓口事務は、最も市民の方々と市行政のかかわり合いの深いところでございます。市政運営方針にもございすように、本市におきましては、昭和56年より南松尾、横山、鶴山台の3地区につきまして事務取次所を設置し、市民サービスの強化に取り組んできたところであります。

しかしながら、当取次所についても、市民の方々に二度足を運んでいただく必要がある等、市民サービスに不十分さがございます。とりわけ、府下6番目という広大な面積を有する本市にとっては、窓口におけるサービスの向上は、重要な課題であると認識いたしておるところでございます。したがって、過日もお答えいたしましたように、将来を展望した地域における窓口サービスのあり方につきまして、企画を中心として関係各課でプロジェクトチームを編成し、改善を前提として、この取り扱い方法等の調査、研究を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 副議長（田中昭一君） 次。

○ 総務課長（池辺 功君） それでは、庁舎管理の御質問の中の窓枠を差し替えれば何年の耐久力があるのか、という御質問につきまして、総務課池辺よりお答えさせていただきます。

窓枠の耐用年数は、管理の仕方や立地条件等によりまして一概には言えませんが、一般的には10年ぐらいとなっております。

次に、庁舎管理はすべて総務で行っているのか、という御質問でございますが、そのとおり総務課で行っております。

- 市長公室理事（稲田順三君） 庁舎問題の基本的な考え方につきまして、私よりお答え申し上げます。

庁舎問題につきましては御指摘のとおり、非常に狭あいであることは事実でございます。また、一時的な解決策はむだな投資であるということも御指摘のとおりであると考えます。そのような中、庁舎問題については、抜本的な方策を検討する必要があると常々、認識しておるところでございますが、現在、本市を取り巻く現実といたしましては、住民サービスの向上、良好な町づくり、いわゆる都市基盤整備に全力を挙げなければならない時期であろうと考えております。したがって、庁舎改善計画の基本方針を明確にしたいのはやまやまですが、現時点では、まだまだであるということで御理解賜りたいと存じます。しかし、当面の対応策も講じなければならないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 6番（赤阪和見君） 最初に、市長から答弁をいただきましたが、内容はわかっています。しかし、人口推移と言いますと、5年ごとの推移を国が出してくると、和泉市の分についても計算したらすぐ出てきます。そうじゃなく、本当に毎日生活をし、また、1年、1年の計画というものがなければ人口推計が立てにくい。その統計学というか、そういうものをきちんとしておくべきである。最後の質問で言いましたように、あるいは以前の一般質問で言いましたように、庁舎管理についても、来年、再来年に窓枠を差し替え、今年是非常階段のペンキを塗り替える。一度にやるおカネがないのでそれだけずつやっていくとなります。

そこで、これは市長、非常にむずかしいところがあると思うんです。いま、例えば1億なら1億のおカネを出してこの庁舎を15年持たすためにここまでしますよ。ところが、その1億のおカネがないので今年1,000万円、来年3,000万円と10年で1億かけてやる。その間の10年間は無茶苦茶辛抱してきて、あと持つのは5年ですわ。いま、ここでボンとやっけば15年間住めるという、計算の仕方としてそういう考え方もありますね。この庁舎が建て30年です。そういうふうな形をもうちょっとしっかり考えていかんことには、いま、借金してでも直したとしても、後での話は後での話、しっかりと仕事に取り組みるんじゃないか。あそこが悪い、こども悪いとピピッと直すんやったら、建て直す前の年も直さなあかん。そこら辺の基本的な考え方を持っていただきたい。

助役さんも決算委員会で答弁してくれましたね。その点、庁舎管理についてはズバツとした、市民も「なるほど、職員さんはよう辛抱してわれわれのために一生懸命にやってきてくれてる」という目で見られるようにしていただきたい。建て替え計画は15年、20年先でも結構

ですよ。いま現在をどうするかについて、この際市長、基本的な考え方を答えてください。

- 市長（池田忠雄君） 昭和33年にこの庁舎が新設されて30年。その当時、私が議会に出る寸前、人口5万有余で本市がスタートした時点でございます。自来30余年、その間、幸、偕太の合併がございましたが、現在の人口は14万5,000人。人口推移はいろんな基礎データもございますが、先ほども申し上げましたように、中央丘陵の今回の変更案で住宅を減らしますと、3万2,000人から2万7,000人に押さえていくであろうと思いますが、好むと好まざるとにかかわらず、昭和70年には、人口70万人を想定せざるを得ない、発展途上の本市が置かれている立場であります。

その意味合いでこの庁舎が狭あいになっていくことは、もろもろの人口増と合わせた社会増と、それに対応する行政体制を考えますと、建て継ぎ、建て継ぎで今日に至っております。現在もお狭あいでございます。基本的な問題は、長期的な観点に立って考えていかなければいけません。たし方ないと思いますが、私の方針としては、この若い発展途上の市でございますので、何とか市民サービスのでき得る施設を優先しなければならないという基本的な方針でこの12年間、一生懸命に議会の御協力をいただきながらつくってまいりました。

庁舎が一番最後だとは思っております。狭いということで皆様方、とりわけ職員には辛抱させているのが実態でございます。建て替えは将来の問題といたしましても、これに何とか対応していかなければならないと考えているのが昨今の状況でございます。赤阪議員さんの御指摘にあるように、対応の諸点につきましては胸にいただいております。何とか建て替えるまでの間、狭さに対応する、あるいは手直しをせざるを得ない、こういう置かれている立場でございますので、より一層創意工夫をこらしながら先を見定めつつ、御指摘のように御納得がいくような対応の仕方を真剣に考えてまいりたい、このように存じます。

- 6番（赤阪和見君） 真剣に考えていただくのは結構ですが、ほんまに真剣に考えないかんとときですわ。ポンポンと建て増したとしましよや。しかし、それをつぶさないかんのです。むだなカネを使っているように市民に錯覚を起こさせないような体制をとってください。

住宅抑制とか言われていますが、いま現在の中央丘陵開発計画の人口は何ぼですか。

- 市長（池田忠雄君） 3万2,000人です。
- 6番（赤阪和見君） 2万6,500か2万7,000人がもう当たり前に定着したかのような感じで話されています。僕がここに質問要旨に書いたのは、3万2,000人を基本として話をしています。5,000人の差がある。自分らが59年につくった人口推移の中でどう変わってきたのか。また、住宅抑制という言葉を使っていますが、ここでは促進になってますね、どういふことですか。

る時間にまた1台に積むというサイクルでやってるからね。3台なら3台、4台なら4台来てぱっといけば、一緒にして破砕機に放り込んでも、この車は空き缶の方へ行け、この車はびんへ行けとすればいい。もったいない話ですよ。1本350円で売れるビールびんの箱ごしがチャガチャですわ。日本の裕福なところはそこら辺ですね。そういう点をちょっと考え直してください。よろしくお願いします。

次に、公民館の問題ですが、広域文化ということで広域的に動くというのが、モーターリゼーションで全部で車で動くというのが、そうでもないですよ。やはり地域、地域に公民館があってもいいわけです。センターへ来い、来いという方が無理ですよ。先ほどの話のように、市街化区域以外の調整区域には人が住んでないと思うてるのと違うか、ちょっと言い過ぎかもしれませんがね。父鬼にも南面利にも人が住んでますよ。しかも、何も車に乗る若い人ばかりと違いますよ。中央丘陵の中に成人教育の何かをつくらうと言うてますが、中央丘陵の中ばかりじゃ困ると思う。府下6番目の広い市域ですからね。全市をながめてよろしくお願いします。

それから、最初のLL教室は何年にできましたか。

- 指導部長(崎山 繁君) 昭和48年、郷荘中学校です。
- 6番(赤阪和見君) もう15年ですか。15年間研究してわからなかったらもうやめや。毎年、同じことを言うてるのに、研究してる、何かええ方法はないかということです。

もう1点、パソコンの問題ですが、68年度から小中学校の授業に導入とかで研究してますね。「小中学校用授業に導入される教育用パソコンの試作品が報道陣に公開された」と報道されてますね。

- 指導部長(崎山 繁君) 今朝の新聞で見ました。
- 6番(赤阪和見君) これはいいことだと思うんです。しかし、こういう形で進められるものと、LL教室のように進められないものがあります。これは以前から言うてますように差別ですよ。また、その学校、学校の特色を出そうとするならば2校でも結構だと思うんですが、そのかわりいろんなものを張り付けたユニークな学校にしていくためには、もう少し考えていただくべき問題があるんじゃないかならうかと思いますが、いかがお考えですか。

- 指導部長(崎山 繁君) LL教室のことですが、これは言いわけになるかもしれませんが、48年当時、現場の英語の先生からの強い要望もあって実施しましたが、その後、英語教育に対する状況が変化し、時間の削減等が行われる中、何度も、ということでございますが、2校以外の設置については研究をしていかねばならないという立場をとっております。おっしゃるように、ユニークな学校運営のための教育機器の導入については、今後も考えていきたいと思えます。

○ 6番(赤阪和見君) この際、希望しておきますが、学校によってユニークな活動をしているところでありますが、それらをひとつ小冊子にでもしてくれませんか。それを知らなくては、われわれもそれらの学校の特色もわかりませんのでね、お願いします。

埋蔵文化財の件ですが、この話になるといつも観音寺山遺跡が出てきます。寄付をもらうて保険金まで使ってしまった、悪代官と言われてもしょうがないことまでしてきたが、これはひとつきちんとしていただきたいと思います。

庁舎管理で締めくりたいと思いますが、その前に、公害課で自転車置き場から引き揚げたきた自転車の中で取りに来ないやつは何台ぐらいありますか。

○ 産業部次長(赤田篤信君) 自転車の撤収につきましては、約2カ月に1回やっております。裏に一杯詰めまして400台近くですが、そのときにもよりますが、前回は、ほとんど70%取りに参りました。その前は、50%余が残りました。

○ 6番(赤阪和見君) 本当にわれわれが見てもほしいな、と思うような自転車がたくさんあります。古い自転車を再生して乗れるようにするのはむずかしいですが、国際交流の面からも考えていただきたい。このたび四条畷でインドに井戸を掘る運動を進めているアジア友の会がこの自転車をいただき、市民の中で自転車の修繕をようする人がボランティアで直して神戸から船積み、スリランカに50台プレゼントしたということです。なるほど裕福ということは結構ですが、ともすれば、心が貧しくなると思います。100台のうち50台が取りに来ない。本当に新品のようなわれわれがほしいな、と思うような自転車もたくさんあります。その点、もう少しものを大事にする活動もしていただきたいと希望します。

それと、庁舎管理で以前、何かの機会で言ったことがあります、この「1998年に旭川で行われるオリンピックの啓蒙」のポスターをちょっと借りて来たんです。あるいはシルグロードのポスターなどが無造作に張られています。特に建設部へ行くと5月ですか道路の愛護週間、ということはいコール去年のことでしょう。また、水不足がどうのこうのというポスターなど、乱雑な張り方が目に余ります。1998年のものをあと10年間張ろうと思うたら、よっぽど管理しなければ張れませんよ。

もう1点、これだけははっきり言うときますが、12月、私が市役所へ入るとき、入り口で福祉の方に年末の見舞金を渡す日でコミセンへ行ってください、とあります。また、反対側に献血推進月間のポスターも張ってありました。私もあと3回で150回の献血をするぐらい興味を持ってんです。市長にもお願いしたように頑張っているつもりです。そのポスターが、張るところがなかったんかわかりませんが正規のルートで張られずして、おまけに裏が使われておった。裏が主体で表がぼかしのポスターです。このような実態があるわけです。庁舎管理

の面でこれこそはっきりと返事をいただいて終わります。

- 総務課長（池辺 功君） 庁舎管理のポスターの掲示につきましては、今後は、総務課を通じて掲示期間等の確認印を押すなど、なお一層指導監督をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 6番（赤阪和見君） 了解。
- 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力、厚く御礼を申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

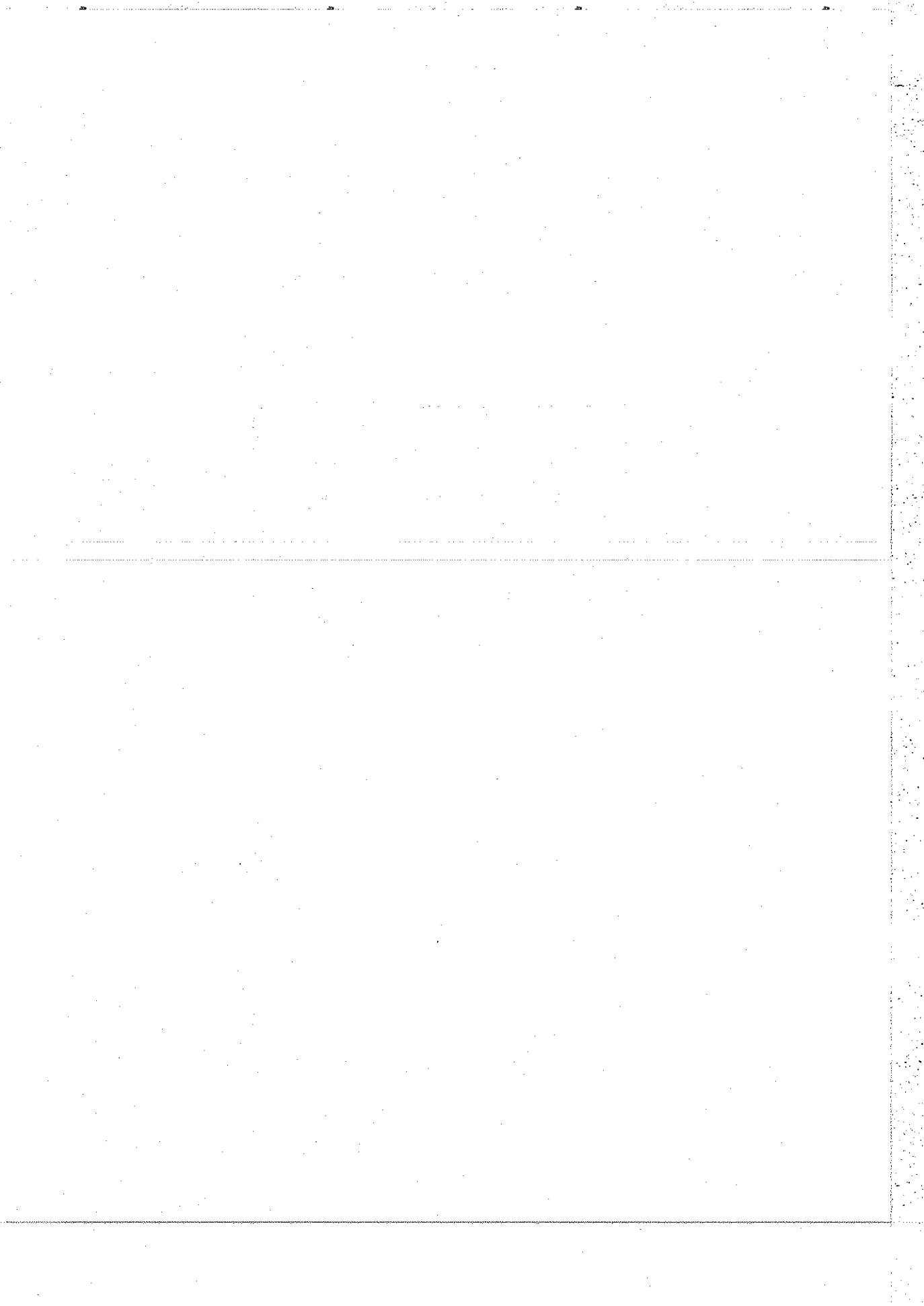
御異議ないものと認めます。

なお、さきの議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、明日より引き続き議案審議をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さんでした。

（午後 3 時 4 5 分散会）

第 3 日





昭和63年3月11日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	飯坂楠次君	17番	西村慎太郎君
2番	奥村圭一郎君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
5番	西口平和君	20番	坂口敬彦君
6番	赤阪和見君	21番	若浜記久男君
7番	藤原正通君	22番	西口秀光君
8番	穴瀬克己君	25番	大谷昌幸君
9番	並河道雄君	26番	池辺秀夫君
10番	竹内修一君	27番	金谷衛君
11番	仁井明君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君
16番	天堀博君		

欠席議員(3名)

12番	貝渕博治君	23番	柳瀬美樹
13番	竹下義章君		

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	総務部	長	麻生和義
助	役	坂口禮之助	総務部	理事	大塚孝之
収入	役	中塚白	総務部	次長	森利治
市長	公室	長杉本弘文	総務部	次長	奥村富彦
市長	公室	理事逢野一郎	財政	課長	阪豊光
市長	公室	理事神藤恒治	同和	対策部	長橋本昭夫
市長	公室	理事隆崎大我	同和	対策部	理事生田稔
市長	公室	理事福田順三	同和	対策部	次長向井洋
秘書	課	長井阪和充	福祉	事務所	長中川鉄也
人事	課	長西岡正徳	福祉	事務所	次長原美助
企画	課	長今村堅太郎	市民	生活部	長中西淳富



本日の議事日程は次のとおりである。

昭和63年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月11日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第1号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和62年9月分)	P. 1
2	監査報告 第2号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和62年9月分)	P. 11
3	監査報告 第3号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和62年9月分)	P. 17
4	監査報告 第4号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和62年10月分)	P. 22
5	監査報告 第5号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和62年10月分)	P. 32
6	監査報告 第6号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和62年10月分)	P. 38
7	議案 第13号	施設の所在地の表示の整備に関する条例制定について	P. 10
8	議案 第14号	町の区域及び名称の変更について	P. 20
9	議案 第15号	工事請負契約締結について(市立青年の家新築工事)	P. 26
10	議案 第16号	工事請負契約締結について (永尾団地4棟建設工事)	P. 28
11	議案 第17号	昭和62年度和泉市一般会計補正予算(第6号)	追加 P. 1
12	議案 第18号	昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	追加 P. 17
13	議案 第19号	昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	追加 P. 24
14	議案 第20号	昭和62年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	追加 P. 32
15	議案 第21号	昭和62年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)	追加 P. 48

(午前10時00分開議)

- 議長(池辺秀夫君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中連日にわたり御出席、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは17名でございます。欠席届けのある議員さんは貝淵議員さん、竹下議員さん、遅刻届けのある議員さんは柳瀬議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思っております。

以上でございます。

- 議長（池辺秀夫君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 
- 議長（池辺秀夫君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

- 議長（池辺秀夫君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第6までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

監査報告第1号 例月出納検査 収 入 役 扱 昭和62年9月分

監査報告第2号 例月出納検査 水道部企業出納員扱 昭和62年9月分

監査報告第3号 例月出納検査 市立病院企業出納員扱 昭和62年9月分

監査報告第4号 例月出納検査 収 入 役 扱 昭和62年10月分

監査報告第5号 例月出納検査 水道部企業出納員扱 昭和62年10月分

監査報告第6号 例月出納検査 市立病院企業出納員扱 昭和62年10月分

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第1号より第6号までの報告を終わります。

- 
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第7「施設の所在地の表示の整備に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第13号

施設の所在地の表示の整備に関する条例制定について

施設の所在地の表示の整備に関する条例を次のように制定する。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

施設の所在地の表示の整備に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、条例における施設の所在地の表示について、その表記方法の統一を図るとともに錯誤等の不備についても併せて整備を行うことを目的とする。

(和泉市役所の位置を定める条例の一部改正)

第2条 和泉市役所の位置を定める条例(昭和31年和泉市条例第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「和泉市府中町2丁目7番5号」を「和泉市府中町二丁目7番5号」に改める。

(和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正)

第3条 和泉市立小学校及び中学校設置条例(昭和39年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「和泉市府中町2丁目5番20号」を「和泉市府中町二丁目5番20号」に、「同 鶴山台1丁目9番1号」を「同 鶴山台一丁目9番1号」に、「同 鶴山台4丁目1番1号」を「同 鶴山台四丁目1番1号」に改める。

第2条中「和泉市伯太町1丁目2番1号」を「和泉市伯太町一丁目2番1号」に、「同 鶴山台1丁目1番1号」を「同 鶴山台一丁目1番1号」に改める。

(和泉市立幼稚園条例の一部改正)

第4条 和泉市立幼稚園条例(昭和34年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「和泉市伯太町二丁目35番4号」を「和泉市伯太町二丁目14番5号」に改める。

(和泉市福祉事務所設置条例の一部改正)

第5条 和泉市福祉事務所設置条例(昭和44年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「和泉市府中町2丁目7番5号」を「和泉市府中町二丁目7番5号」に改める。

(和泉市保育所設置条例の一部改正)

第6条 和泉市保育所設置条例(昭和48年和泉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表中「和泉市黒石町59番地の1」を「和泉市国分町59番地の1」に、「和泉市福瀬町188番地」を「和泉市福瀬町188番地の1」に、「和泉市唐国町827番地」を「和

和泉市唐国町 1 0 3 7 番地」に、「和泉市王子町 9 8 6 番地」を「和泉市王子町 9 8 6 番地の 1」に、「和泉市王子町 6 番地」を「和泉市王子町 6 4 番地の 1」に改める。

(和泉市立解放総合センター条例の一部改正)

第 7 条 和泉市立解放総合センター条例(昭和 5 2 年和泉市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「和泉市伯太町六丁目 3 0 7 番地」を「和泉市伯太町六丁目 1 番 2 0 号」に改める。

(和泉市営住宅条例の一部改正)

第 8 条 和泉市営住宅条例(昭和 3 5 年和泉市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表中「伯太町一丁目 9 番 1 号～ 2 5 号」を「伯太町一丁目 9 番」に、「伯太町四丁目 1 1 番 1 号～ 2 2 号」を「伯太町四丁目 1 1 番」に、「井ノ口町 7 番 1 2 号～ 1 5 号」を「井ノ口町 7 番」に、「伯太町五丁目 7 番 1 4 号」を「伯太町五丁目 7 番」に、「伯太町二丁目 3 0 番 1～ 5 号及び 3 3 号」を「伯太町二丁目 3 0 番」に、「幸町 1 3 8 番地」を「幸町 1 3 6 番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例における施設の所在地の表示について、その表記方法の統一を図るとともに錯誤等の不備についても併せて整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事(稲田順三君) それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第 1 3 号「施設の所在地の表示の整備に関する条例制定について」、その提案の理由並びに内容について御説明を申し上げます。

本条例案の目的とするところは、条例における施設の所在地の表示について、その表記方法の統一を図るとともに、錯誤等の不備についても合わせて整備を行うものであります。

表記方法の統一の基準は、次の 2 点であります。

まず、第 1 点目は、住居表示が実施されている場合は、その施設の所在地は、地番でなく街区符合及び住居番号を用いて表示することとさせていただきます。例外といたしまして、市営住宅の所式地の表示につきましては、住居番号を省略しておりますが、この理由につきましては、後ほ

ど述べさせていただきたいと存じます。

第2点目は、町の名称の中の数字は、算用数字でなく漢数字を用いることと存じます。公用文における固有名称につきましては、漢数字を用いることが決まりとなっております。例えば例を挙げますと、「府中町二丁目」までは町の名称であり、固有名称となるわけであり、したがって、この中の数字につきましては、算用数字でなく、漢数字を用いなければなりません。府知事名による町、字名の告示等におきましても、同様の表記がなされております。つきましては、従来、この件について表記方法がまちまちでありましたので、今回、一括して表記を統一したいと考えるものであります。

次に、本条例案によります関係条例の一部改正の概要について御説明を申し上げたいと存じます。

第2条の和泉市役所の位置を定める条例につきましては、第2点目の基準により市役所の所在地の表示を改めるもので存じます。

第3条の和泉市立小学校及び中学校設置条例についても同様、第2点目の基準によりそれぞれの小学校及び中学校の所在地の表示を改めるもので存じます。

第4条の和泉市立幼稚園条例につきましては、伯太幼稚園の所在地について不備がございましたので改めるもので存じます。

第5条では、福祉事務所の所在地の表示について、第2点目の基準により改めるもので存じます。

第6条の和泉市保育所設置条例については、それぞれ保育園の所在地の表示について不備がございましたので改めるもので存じます。

第7条の和泉市立解放総合センターにつきましては、その所在地が地番により表示されていたのを、第1点目の基準により改めるもので存じます。

第8条の和泉市営住宅条例につきましては、さきに申し上げましたように、住居表示が実施されている地域の市営住宅の所在地の表示から住居番号部分を除いたほか、一部錯誤等の不備を改めるもので存じます。市営住宅につきましては、部分的な増改築または用途廃止によっても住居番号を改める必要が生じ、その都度条例の一部改正を行わなければならない、不必要に議会のお手数を煩わすこととなりますので、住居番号を省略することが適当と存じまして、そのように改めるもので存じます。

以上が、「施設の所在地の表示の整備に関する条例制定について」の概要の御説明でございます。

なお、14ページから18ページまでにそれぞれ新旧対照表を参考資料として提示させてい

ただいておりますので、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番（天堀 博君） 16番・天堀です。この条例そのものについては、これでよしとしているわけですが、この中にそれぞれの算用数字を漢数字に改めるとか、それぞれの町の地番の一部に不備があったのを整備するのはいいんです。ただ、第6条の保育所設置条例の中で「黒石町59番地の1」を「国分町59番地の1」と番地は同じなのに、町名が全く違ってきます。この辺の誤ってきた経過を含めて説明を願いたい。

それから、いわゆる地籍図その他の問題もあろうかと思いますが、私が経験した中でも地番参考図の間違いで大きな事件が発生したことがございますので、この辺は、経過を含めてはっきりしていただきたい。それから、いままでそのことによる問題がなかったのかどうか、その辺もはっきりしていただきたい。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 児童課長（加久本良一君） 児童課の方からお答えいたします。  
南池田第二保育園につきましては、用地が借地でございます。この黒石町の誤りの原因ですが、この辺は、町の境界が入り乱れた大変ややこしい地点でございまして、原因を調べましたところ、合併前の設置のため引き継ぎの際、間違われたものと思われまます。借地の地主さんも通常、黒石町と表現されていたせいもあったかと思えます。今後、かかることのないよう十分にチェックしながら努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

- 16番（天堀 博君） いままで問題や事件があったとか……。
- 児童課長（加久本良一君） いままでではございません。
- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（池辺秀夫君） 日程第8「町の区域及び名称の変更について」を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
（市議会事務局長朗読）



議案第 14 号

町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、本市の町の区域及び名称を次のとおりとする。

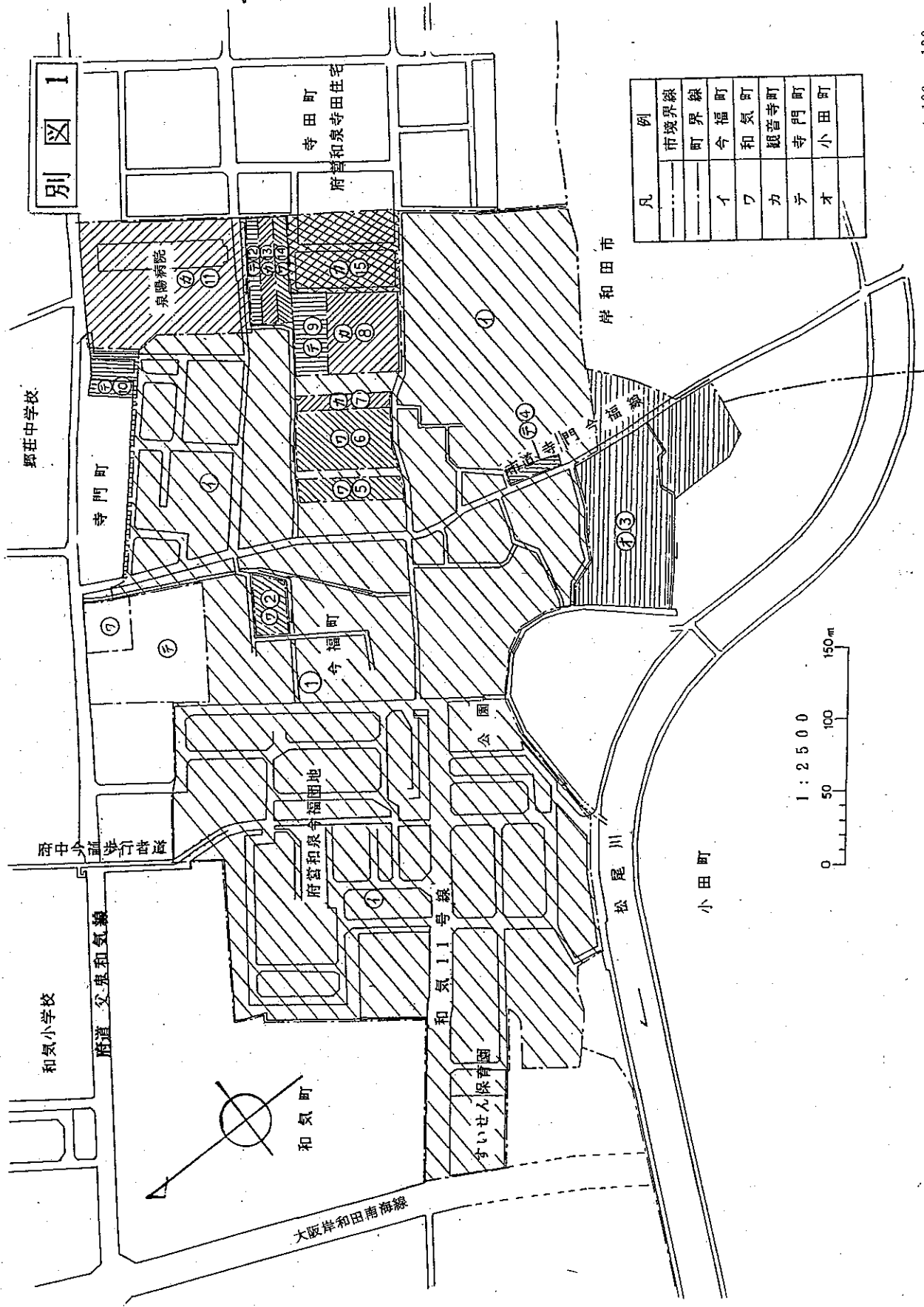
その実施期日は、別に市長が定める。

昭和 63 年 3 月 7 日提出

和泉市長 池田 忠雄

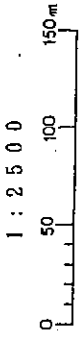
1. 今福町、和気町、観音寺町、寺門町及び小田町の区域を別図 1 の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
2. 1 の変更により除いた区域のうち別図 1 の斜線で示す⑮の区域を寺田町に編入する。
3. 1 で除いた区域のうち別図 1 の斜線で示す①～⑭までの区域をもって別図 2 で示すとおり今福町一丁目及び今福町二丁目を新設する。

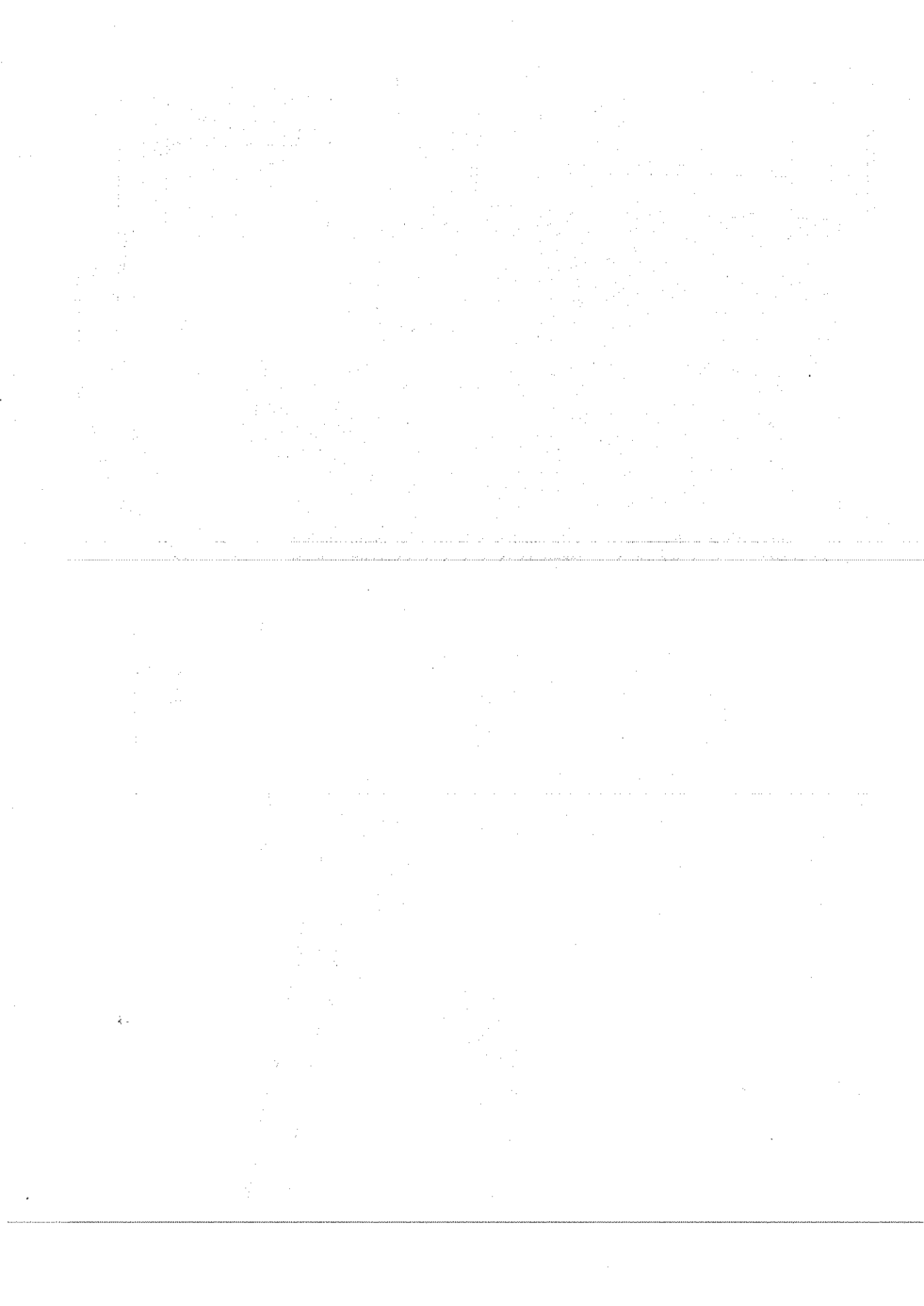




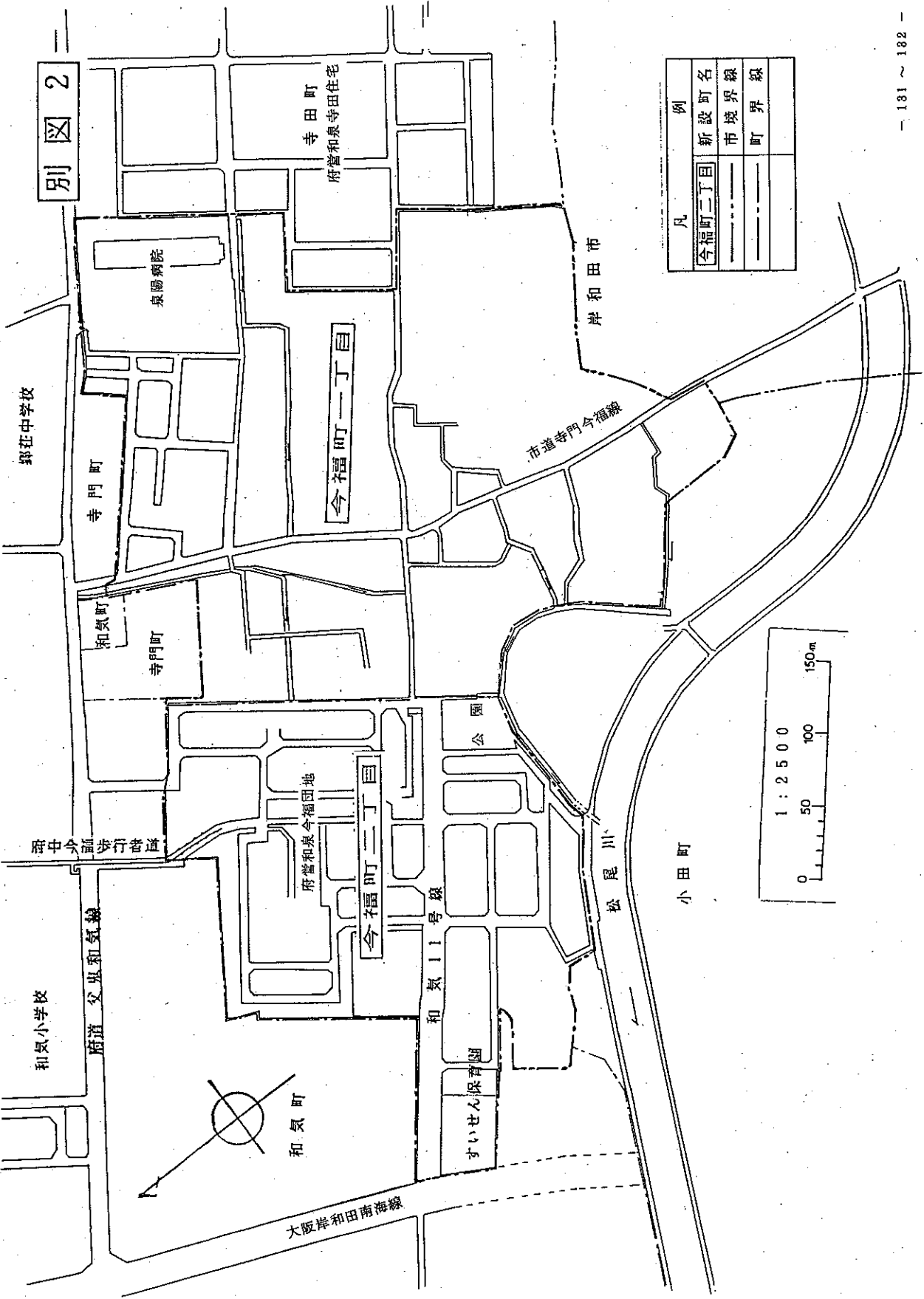
別 図 1

凡	例
— · — · — ·	市境界線
— · — · — ·	町界界線
イ	今福町
ワ	和氣町
カ	観音寺町
テ	寺門町
オ	小田町

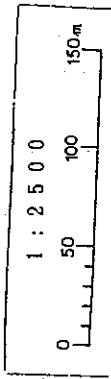


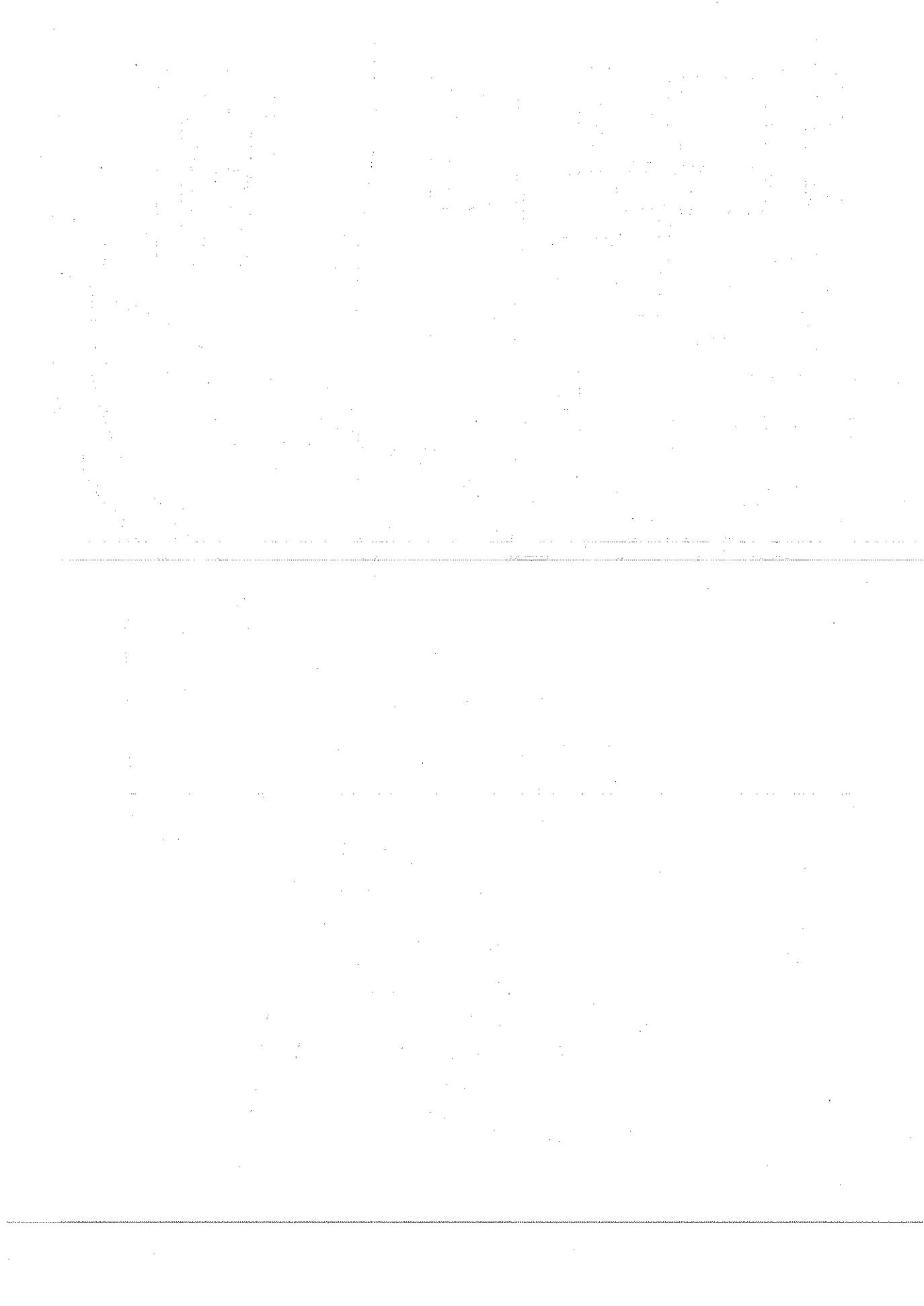


別 図 2



凡 例	新設町名
[Solid line]	合福町二丁目
[Dashed line]	市境界線
[Dotted line]	町境界線





○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第14号「町の区域及び名称の変更について」の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、昨年の12月第4回定例市議会におきまして、本件に關しまして、市街地の区域と住居表示の方法を街区方式により整備する旨の御可決をいただきました。これに基づきまして本年2月1日、和泉市住居表示審議会をお願いし、住居表示に伴う町の区域、町名及び街区割りに関する御答申をいただき、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定により答申案を2月2日より30日間公示し、また、関係町会を通じ公示の写しを配布いたしました。しかしこの間、何ら変更の請求がございましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、町の区域及び名称の変更を行うものでございます。

次に、内容でございますが、別図1でお示ししております斜線の区域が、今回の変更区域でございます。図面の中に町別及び個所別に①から⑮まで番号を付しておりますが、⑮の区域につきましては現在観音寺町で、面積約0.4ha、府営和泉寺田住宅用地となっておりますことから、寺田町に変更しようとするものでございます。⑮の区域を除いた①から⑭の区域をもって別図のとおり、市道と和気11号線と今福1号公園を境といたしまして、南東約10haを今福町一丁目、北西側約6haを今福町二丁目に変更するものでございます。

また、この変更に伴い今福町一丁目へ編入される町別の公簿面積は、観音寺町から約1.2ha、寺門町から約0.4ha、和気町から約0.6ha、小田町から約1haとなっております。また、今福町二丁目には、他町から新たに編入される区域はございません。

なお、実施期日は本年5月15日。住居表示実施区域面積は約16ha。筆数約500筆。世帯数約520世帯。人口約1,800人となっております。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の御説明といたします。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

- 議長（池辺秀夫君） 日程第9「工事請負契約締結について」（市立青年の家新築工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第15号

工事請負契約締結について

市立青年の家新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

- |           |   |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的  | 市立青年の家新築工事                              |
| 2. 契約者    | 和泉市長 池田忠雄                               |
| 3. 入札の方法  | 指名競争入札                                  |
| 4. 契約金額   | 176,500,000円                            |
| 5. 契約の相手方 | 和泉市北田中町219番地<br>大高建設株式会社<br>代表取締役 奥野喜八郎 |

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第15号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容について、総務部大塚より御説明をさせていただきます。

本件は、社会教育施設整備事業の一環として計画されました市立青年の家新築工事の施行に際し、工事請負契約の締結について、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決を得ようとするものであります。

次に、その内容でございますが、契約金額は1億7,650万円。契約の相手方は、和泉市北田中町219番地 大高建設株式会社代表取締役 奥野喜八郎と契約をしようとするものでございます。

工事の場所並びに概要でございますが、参考資料及び図面にお示しいたしましたとおり、和



泉市槇尾山町1番地21、敷地面積6,611㎡に鉄骨造り2階建1棟、建築面積745㎡、延べ床面積1,196㎡及びポンプ室6㎡、プロパン倉庫6㎡を新築するものであります。

施設の内容は、1階に事務室、厨房、食堂等管理関係施設を配置、2階は研修室、多目的ホール、宿泊室等となっております。

工期につきましては、近畿財務局を通じて手続をいたします補助金の繰越承認手続が完了いたしておらないところから、参考資料に昭和63年3月31日までと示しておりますが、実際には、御議決をいただきました日から昭和64年2月15日までの約11カ月間を予定いたしております、諸手続が承認完了いたしました後に工期を変更させていただくものでございます。

なお、市の予算措置といたしましては、繰越明許費を今回の補正予算案に計上いたしておるところでございます。

以上、簡単に議案第15号について御説明申し上げました。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 6番（赤阪和見君） これは本体工事ということですが、付帯工事の内容を若干お願いしたい。

それと、浄化槽は汲み取りだと思いますが、その内容も合わせてお願いいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 社会教育部次長（明坂文嘉君） 当面は、本体だけではないんですが、最低キャンプ設備などもこしらえたいと存じております。
- 総務部次長（奥村富彦君） 本件工事につきましては、工事の性質上3つに分離発注をしております。1つは、ただいま御上程いただきました本体工事。後は、機械水道設備関係と電気設備関係でございます。
- 6番（赤阪和見君） その内容について説明を願います。
- 建築課長（藤本 仁君） 建築課長よりお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、本体工事、電気工事、機械設備工事の3つに分かれてございます。電気工事につきましては、高圧引き込み、受変電設備、幹線動力、それに電灯、コンセント、放送並びに時計、電話、防犯用の配管、これは配管のみでございます。それに防火ドアの自動制御装置でございます。それ以外に機械設備工事といたしましては、給排水、給湯、それに衛生器具、LPガス、冷暖房、それに換気設備でございます。

なお、便所につきましては汲み取りでございます。

以上でございます。

- 6番（赤阪和見君） 本体工事以外の分は契約されているんですね。それも金額と業者がわかれば、合わせてお願いしたい。
- 総務部次長（奥村富彦君） 本体工事につきましては、ただいま御提案申し上げたとおりでございます。機械設備工事につきましては、同じ日に入札を執行いたしまして、契約金額7,650万円で内田町の新陽電機水道工業所と契約をいたしてございます。電気設備工事につきましては、2,600万円で三林電機水道工業所と契約をいたしております。

以上です。

- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（池辺秀夫君） 日程第10「工事請負契約締結について」（永尾団地4棟建設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第16号

##### 工事請負契約締結について

永尾団地4棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田 忠 雄

1. 契約の目的 永尾団地4棟建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田 忠 雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 132,500,000円
5. 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3  
株式会社 竹内建設  
代表取締役 竹内 博文

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由説明を願います。

○ 改良事業部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第16号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設しようとする永尾団地4棟建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約金額1億3,250万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社竹内建設代表取締役 竹内博文でございます。

次に、参考資料の各事項に従いまして御説明させていただきます。

工事場所は、和泉市山手町179番地ほか。敷地面積1,810㎡。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建1棟、住宅12戸、延べ床面積868㎡。その他付帯工事一式でございます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から昭和63年12月29日といたしております。

保証人は、貝塚市窪田289番地 中西建設株式会社取締役社長 中西義雄でございます。

以上で議案第16号「工事請負契約締結について」の提案理由並びに内容、それに伴います参考資料の説明を終わります。

なお、工期につきましては実質約9カ月を必要としますので、予算措置といたしましては、繰越明許費を今回の補正予算に計上いたしております。

本年度現在までの住宅建設戸数は1,512戸でありまして、今回、御審議をいただきます分を加えまして1,524戸となります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 19番（原 重樹君） この改良住宅問題につきましては、共産党議員団の方からいまでからいろいろ意見を申し上げ、実際の町づくりの面からいたしましても、戸数の問題でも最終盤に入っているということで、その辺の必要性が定かでないということで保留をしていますが、今回についても保留をしたいと思いますが、数点お聞かせ願っておきたいと思っております。

現在まで1,512戸建ちまして今回が12戸、1,524戸ということですが、まず、数字上でお聞かせ願いたいのは、いわゆる政策空き家と言われる分が何戸あるのか。それと、一度入居し、その後空き家になっている分、前回、27戸とか出てましたが、それが現在ほど

うなっておるのか。それと、現在、実際に入居している戸数がわかればお願いしたい。その辺の差し引きで現在、建設中の分が何戸になるのか、その辺の数字も明確にしていきたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 改良事業部理事（堀 宏行君） 4点の御質問にお答え申し上げます。

ただいままで1,512戸建設いたしまして、政策空き家につきましては103戸でございます。空き家数につきましては、建設部の方で掌握してございますが、前回、お答えいたしました戸数と大差はないものと思います。はっきりした数字は建設の方からお答えいたします。現在の入居戸数は1,310戸。また、工事中のものは43戸でございます。

○ 住宅課長（岩崎充男君） ちょっと古い数字ですが、12月末現在で43戸の一般空き家がございます。

○ 19番（原 重樹君） 工事中の分も43戸ですか。

○ 改良事業部長（笠木恒忠君） 改良事業部笠木からお答えいたします。

先ほど、理事から答えましたのは61年度まででございますが、現在、工事中の分は99戸でございます。

○ 19番（原 重樹君） どの時点で切るかによって違いが出てくるとは思いますが、現在工事中の分99戸のうち、今回、提案されている契約の相手方が竹内建設となっております、その分が何戸あるのかというところで。

それから、一度入居して空き家になっている分の43戸ですが、これは以前、20余戸と聞いておりますので、どんどんふえていく傾向にあると思いますが、これの対策はどうしてるのか。実際には、入ることにはなっていないと思います。新しいのが建ってそこに入れるようにしかなっていないと思いますので、その辺の43戸の対策はどうしているのか、お聞かせ願いたい。

○ 改良事業部理事（堀 宏行君） 空き家40数戸の対策ということですが、これは建設の方で管理をしていただいておりますが、以前にも触れさせていただきましたが、最近、若干ですが、入居率も上昇してございます。最終1,642戸という数字については、空き家も含めまして決定しているところですが、最終盤になりまして、その整理をして対策を練っていきたく思います。

それから、建設戸数でございますが、ただいま落札いたしました竹内建設につきましては、99戸のうち64戸でございます。

○ 19番（原 重樹君） まず、43戸の分ですが、終結のときに対策を練っていくという答えでしたが、これは空き家のままいくだろうと思います。と言いますのは、いまのやり方では、新しいのがどんどん建ちまして、転がし方式と言うんですか、次々とそこへ入れてますね。古

いところには、だれも入ってくれないというのが現実だと思うんです。それを最後に対策を練っても古いところに入ってくれるかどうか。現在のやり方ではそうはならないと思いますので、十分に考えていただかなくてはならない。1,642戸で足りるとか足りないとかの議論がありますので、それに使うのかどうか知りませんが、その辺、実はずさんなやり方だと指摘をしておきたいと思います。

それと、99戸のうち竹内建設が64戸と言われておりますが、私がお聞かせ願いたいのは、この建設戸数については、いままで年間100戸強やってきたのが、ここ1年ぐらにはその半分ぐらにペースが落ちてますね。その理由として、用地が一部分未買収があったり、と言われてますが、この点については、私はどうも納得がいかない。ここ1~2年で始まったことではなく、もう十何年もやってきて、実際、未買収の部分もあると思いますが、そういうところと買収問題について話をしないことはないと思うんです。だから、非常に買収が困難なところが残っていつてるといことなんです、実際には、毎議会ごとに1件ずつぐらにちよろちよろ出てきてますね。

しかも、市長の市政方針あるいはいままでの答弁も含めまして、住宅建設については、法期限内にやれるという自信を持っておられる答弁をずっとしておられますね。十数年間やってきて買収がむずかしい中、あと4年ほどになって、これができるという考え方なんです。それではちょっと理屈に合わない発想なんです。

そこで端的にお聞かせ願いたいのは、ペースを落としているのは、結局、地元業者優先の措置と違うかと言いたい。これが2棟、3棟とどんどん受け入れる、あるいは1日も早くとはなっていないような気がします。急にペースが落ちてきていますが、あと4年の法期限内に1,642戸ができる。それに合わせてペースが落ちてまして、1,642戸から引いた残りを割っていったような数が出てますが、その辺はいかがですか。

○ 改良事業部長(富田宏之君) まず、お断りしておきたいのは、建設戸数の年間を通じての経過の中で、ここ1~2年、建設戸数がダウンしている理由でございますが、前回もお答え申し上げましたように、改良住宅地区内の面的整備の中で一定の計画を立て、この面については、何年度、何年度の中で用地買集をし、その中に何戸の改良住宅を建設していくという計画をさせていただきます。それが過去18年間の経過の中で、どうしても一棟建設ができないという買収済みの用地をかなり持っております。それは参考資料にもお付けしておりますが、黒く塗っていない、白く枠組みをしている住宅について、それが建設ができていないところでございます。

そういうことで62年度も約68戸ぐらりの建設にとどまっているわけですが、今回、63年の計画についても、もうすでに環境改善整備事業の中で私どもが計画しております、住宅を

建設しようとする用地買収については限られた場所だけでして、それをどうしても買収をしていかななくては、その上に改良住宅を建設できないということでございます。かなりその中にむずかしい物件があれば、その交渉に時間を要しておる状況でございます。建設計画そのものをダウンさせながら、そういう配慮しているということは一切ございません。その点、御理解を賜りたいと思います。

○ 19番(原 重樹君) 答えとしてはそうなるだろうと思います。しかし、これは実態から見て、すっと納得がいくものでないということを用意として申し上げておきます。あなた方が努力されているというのはわからんでもないが、いままでかかわってきてむずかしいところが残ってます、ということで、それを一つ一つ解決してこういうふうに出してきているとおっしゃるんですが、新法との兼ね合い等も含めまして、これはペースダウンしているとは見られないと思います。ただ、これ以上やっても平行線になりますので、これぐらいにしておきますが、そういうふうにも見られているということを御承知を願いたいと思います。終わります。

○ 議長(池辺秀夫君) 他に。

○ 29番(田中包治君) 請負契約について、私はどうも不思議に思うんですよ。ここに指名競争入札と書いてますが、ほとんど市の業者、地元業者でしょう。前のも大高でしょう。これは随意契約と違うんですか。それとも業者の談合ですか、どちらですか、はっきりしてくださいよ。市の工事のほとんどが地元業者でしょう。随意契約というのならわかるが、指名競争入札となるとそうはいかんとします。どうなんですか。実際は随意契約なんでしょう、それとも談合ですか、はっきりしてください。

○ 議長(池辺秀夫君) 答弁。

○ 総務部次長(奥村富彦君) ただいま上程されている議案とは直接関係なく一般的な話としての御質問ですので、私からお答えいたします。

もちろん、業者選定の段階で地元業者、市内業者優先の形あるいは施行能力等から判断し、指名委員会の御承認をいただいた後各業者に通知し、競争入札にかけておるわけです。談合のあるなしの問題については、私どもは、それはないと信じておりますし、指名競争入札で公正な入札という形でやらせていただいているという確信を持っております。

以上です。

○ 29番(田中包治君) おかしいと違うの。それなら、なぜ地元業者だけになるのか。競争入札ならだれでも入れるんでしょう。ところが、前の大高の問題もそうでしょう。これだけと違いますが。すべて地元業者だけでやってるんでしょう。水道にしろ同じでしょう。それ

やったら、初めから随意契約にすればいい。それとも、業者が談合してるかのどちらかでしよう。市の予算やから何は使ってもかまわんということで地元業者に請け負わせてるんでしよう。これが談合とか随意契約と言うんなら文句言わへん。談合しているからこうなるんやとなればわかる。なぜ、場所によって決まってるのに何が指名競争入札ですか。よその業者を入れたら全部取られてしまう。業者が談合して指名するときどうしてますの。こんな話はあるかいな。

- 総務部理事（大塚孝之君） 総務部の方から契約を総括している立場から若干、補足してお答えさせていただきます。

先ほど、私どもの次長からお答えさせていただきましたとおり、基本は、指名競争入札でいたしてございます。特に従前、市長の方針で市内業者育成の観点から、市内業者を優先して指名をいたしておるところでございます。前回の議案では8社でしたが、今回の分は改良事業部が担当でございますが、一定の数社を指名させていただき、一番低額なところが落札をしている状況でございますので、基本は、あくまでも指名競争入札で市内業者を優先して一般的に対応いたしておりますので、よろしく願いいたします。

- 29番（田中包治君） 私が言うのは違うんですよ。別に市内業者優先でかまわないですよ。しかし、競争入札はしておらないということです。水道もそうでしょう。全部地元業者がやっているやないか。競争入札というのは、単価を決めてするんでしよう。それとも見積書が業者にばれてるのと違うんですか。その何多かが市長の裁定になるんでしよう。その金額を知っているから、それを合わしたら初めから随意契約みたいになってるんでしよう。そうやないと、競争入札で地元が皆落とすなんて常識で考えてあり得ないですよ。

- 助役（坂口禮之助君） いろんな御指摘をいただき恐縮に存じております。こういう指名競争入札の関係の結果につきましては、田中先生がおっしゃるような見方、取り方もあり得るかもしれません。しかし、それが即業者間の談合であるかどうかとなりますと、これはいろいろ議論のあるところだろうと思います。通常、行われております入札経過等を見ますと、和泉市だけではございませんが、全般的に大阪府下あるいは大阪府の状況等を見ますと、やはり業者間においてお互いに何か「あうんの呼吸」があるように感じます。しかし、それを真っ向から「お前ら、談合やないか」と否定していくとなりますと、いろいろな議論があるところだろうと思います。御指摘いただいておりますことがないよう今後とも十分に配慮し、厳正公正に行っていくように心がけていきますので、その点を深く御理解をいただきたいと存じます。

- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第11「昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

### 議案第17号

#### 昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第6号）

昭和62年度和泉市の一般会計予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ373,265千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,214,208千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の期定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

### 第1表 歳入歳出予算補正

#### 1. 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 自動車取得税交付金		269,000	4,963	273,963
	1. 自動車取得税交付金	269,000	4,963	273,963
9. 国庫支出金		4,929,245	46,462	4,975,707
	1. 国庫補助金	2,616,956	46,462	2,663,418



(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 府支出金		2,420,964	22,768	2,443,732
	2. 府補助金	1,954,404	22,768	1,977,172
12. 寄附金		239,800	148,450	388,250
	1. 寄附金	239,800	148,450	388,250
14. 諸収入		3,224,587	10,500	3,235,087
	5. 雑入	2,059,392	10,500	2,069,892
15. 市債		2,842,971	132,300	2,975,271
	1. 市債	2,842,921	132,300	2,975,271
16. 繰越金		118,062	7,822	125,884
	1. 繰越金	118,062	7,822	125,884
歳入合計		33,840,943	373,265	34,214,208

## 2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,610,883	72,000	3,682,883
	1. 総務管理費	2,358,524	72,000	2,430,524
4. 衛生費		3,560,611	31,513	3,592,124
	1. 予防衛生費	2,010,290	28,500	2,038,790
	2. 環境衛生費	1,467,749	△12,947	1,454,802
	3. 墓地管理費	68,122	15,960	84,082
7. 土木費		6,404,908	117,859	6,522,767
	2. 道路橋梁費	1,006,867	145,200	1,152,067
	4. 都市計画費	2,011,047	△27,341	1,983,706
11. 諸支出費		1,004,000	151,893	1,155,893
	3. 基金費	909,000	148,450	1,057,450
	4. 諸支出金		3,443	3,443
歳出合計		33,840,943	373,265	34,214,208

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7. 土木費	5. 住宅費	改良住宅整備事業	913,870 円
9. 教育費	5. 社会教育費	青年の家庭建設事業	246,350
合 計			1,160,220

第3表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	補 正			補 正			後		
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	利率	借入先	償還の方法	
道路橋梁整備事業	34,800	普通貸借 又は 証券発行	年 8.0% 以内	府 行 他 政 銀 そ の	25年以内(内据置5 年以内)ただし、市 財政の都合により据 置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に 借換えすることか で	年 8.0% 以内	府 行 他 政 銀 そ の	25年以内(内据置5 年以内)ただし、市 財政の都合により据 置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に 借換えすることか で	
計	2,842,971				2,975,271				

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部理事（大塚孝之君） ただいま御上程をいただきました議案第17号「昭和62年度和泉市一般会計補正予算（第6号）」につきまして、提案理由並びに内容につきまして御説明を申し上げます。

今回、御提案を申し上げます補正予算の内容につきましては、一部事務組合に対する分担金等の事務事業費の確定に伴います補正が主な内容でございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,326万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ342億1,420万8,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表のとおりであります。

第2条は、繰越明許費でございますが、経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めたもので、内容につきましては第2表のとおり、改良住宅整備事業費及び青年の家建設事業費でございます。

第3条は、地方債の限度額の変更でございますが、内容につきましては、第3表のとおりであります。

続きまして、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。追加議案書10ページでございます。

まず、総務費でございますが、退職手当7,200万円を追加計上いたしました。

次に、衛生費でございますが、3,151万3,000円の追加計上でございますが、市立病院に対する補助金追加2,850万円、泉北環境改善整備施設組合分担金の更正減額1,294万7,000円、また、幸・王子共同墓地整備事業費につきましては、昭和61年度より繰越事業として執行いたしておるところでございますが、事業費に一部不足が生じたので、今回、補正計上いたしました次第であります。

続きまして、土木費でございますが、1億1,785万9,000円の追加計上でございます。その内容につきましては、伏屋唐国線整備事業費の追加を初め、すでに第3回定例市議会で御議決をいただいております和泉中央丘陵新住宅市街地に関連する和泉中央線整備事業が本年より事業着手の運びとなり、住宅・都市整備公団が直接施行するに当たり、国庫補助率引き下げ相当分を本市が臨時財政特例債を仰ぎ負担するもので、1億3,230万円計上いたしましたものでございます。

なお、これは後年度の元利償還時において全額地方交付税で措置される仕組みと相なっております。

ございます。

また、都市計画費につきましては、公共下水道事業特別会計におきまして、泉北環境整備施設組合分担金減額に伴う繰出金の更正減額、また、前奈池公園整備事業費を追加計上したものでございます。

最後に、諸支出金でございますが、基金費につきましては、本年度中に収入される見込みの開発指導要綱に伴う負担金を公共施設整備基金に積み立てをすべく、追加計上したものでございます。

また、諸支出金でございますが、一部事務組合に係る地方交付税配分金 344万3,000円計上いたしました。

なお、一部事務組合に係る地方交付税につきましては、昭和61年度より組合構成市でそれぞれ算入するよう制度改正がなされたところでありますが、泉北環境の59年度から61年度の新尿処理施設整備事業費につきまして、本市が59年、60年の2カ年で一括算入し、事業完了後の本年度において事業費の精算に伴う一部配分金が生じたため、計上いたしましたものでございます。

以上が、歳出補正予算の内容でございます。

続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

まず、自動車取得税交付金 496万3,000円追加計上いたしました。

次に、国庫支出金 4,646万2,000円、府支出金 2,276万8,000円のそれぞれ追加計上でございますが、歳出予算に相関連いたします特定財源でございます。

次に、寄附金でございますが、開発指導要綱負担金 1億4,845万円追加計上いたしました。

諸収入につきましては、高速自動車通過市町村関連公共施設等整備助成金 1,050万円追加計上したものでございます。

次に、市債につきましては、和泉中央線整備事業債 1億3,230万円計上いたしました。

最後に、繰越金でございますが、前年度からの繰越金 782万2,000円追加計上いたしました次第でございます。

以上が、今回御提案申し上げました一般会計補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 6番（赤阪和見君） 9ページの高速自動車道通過市町村関連公共施設等整備助成金とは、どういう性格のものか、お聞かせ願いたい。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 道路課長(谷 俊雄君) 道路課谷よりお答え申し上げます。

先生も御承知のとおり、和泉市内に近畿自動車道が延長7.1km通過するわけですので、その通過に伴って生じる市の特別な財政需要に対処するため、ということで助成金をいただくものでございます。

○ 6番(赤阪和見君) 高速道路が7.1km通過するということで、ということは、高速道路の築造におけるもろもろのものなのか、あるいは今後の方向性であるのかどうか、どういうふうに理解したらよろしいのですか。

○ 道路課長(谷 俊雄君) 近道が通る直接的に関連するものについては、近道に直接施行等をお願いしているわけですが、それに関連する若干の周辺施設整備的に必要なものという趣旨でございます。例えば今回いただいているもので一部伏屋唐国線の歩道設置もしておりますが、こういった財源に充てるものでございます。

○ 6番(赤阪和見君) 公共施設等整備助成金追加としてこれだけのおカネを渡したんやからやかましく言うな、という性格のものなのか。そういうことは関係ないですね。道路があって、取り付けがある。そこまでの一定の間は公団でやらせ、後の部分をちょっとやらないかんというおカネやと理解したらええのかどうか。それはわかりますが、ここで補正予算を組まれていますが、目的があって助成されているものですから、この補正予算の中での使い道は出ません。

○ 道路課長(谷 俊雄君) これは関連の道路整備とか交通安全施設あるいは歩道等の設置事業に使うのが対象になってございます。ここで使っていますのは、伏屋唐国線歩道設置を唐国側で行っておりますが、この事業に充当するものでございます。

○ 6番(赤阪和見君) 7.1kmの範囲で今後、総額でどのぐらいもらう予定があるのかどうか。

○ 道路課長(谷 俊雄君) 金額の件ですが、総額約6,000万円ということでございます。その内訳ですが、1km当たり定額方式で359万円あるいは基本配分として3,700万円、合計6,000万円が予定されております。

○ 議長(池辺秀夫君) 他に。

○ 16番(天堀 博君) 16番・天堀です。1つは、補正予算の内容証明そのものについて意見を言いたいと思います。われわれは、理事者の説明につきましては、それなりに信頼をして聞いているわけです。だから、冒頭で今回の補正予算の補正額が何ば、その内訳はこういうものが主なものや、という説明を受けているわけですね。先ほどの説明では、一部事務組合の分担金が決定したということが主なものやと聞いたんです。ところが実際の中身で説明がなかった分では、総務費の給与費の職員退職手当の追加7,200万円があるんです。これは他の予

算の項目から見てもかなり大きな額を占めているにもかかわらず、その辺の説明がなかったの  
で説明願いたいと同時に、中身の中心的なものがどこにあるのかという説明について、今後  
の段階では十分に配慮してほしいということです。

それから、その方に目がいったので聞き漏らしたのかもしれませんが、衛生費の病院事業  
補助金追加、これは府の補助金ですが、どういう趣旨で出てきているのかというところ辺をお  
聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 人事課長（西岡正徳君） 退職手当につきまして、人事課長西岡からお答えいたします。

実は、前回の12月議会で退職者が出まして補正をいただきましたが、12月以降さらに退  
職者が出まして、現在では、一般会計で24人が退職されることになっております。それで今  
回、前回以降の3人分の補正をお願いするというところでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 財政課長（阪 豊光君） 財政課阪より病院事業補助金について御説明申し上げます。

病院事業補助金2,850万円ですが、病院運営の健全化に対する補助でございまして、今回、  
府の補助金の増額に伴います増額分並びに医業外費用の一部を補填するという追加補正でござ  
います。よろしく御理解いただきたいと思います。

○ 16番（天堀 博君） 意見として言うときます。

やはり補正予算でありましても、われわれ議員が、理事者からお聞きしてわかるというふう  
な説明を願いたい。そうでなければ、何か都合のええ部分だけの説明となるとぐあいが悪いと  
思います。重ねて意見として言うておきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第12「昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第18号

昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

昭和62年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123,484千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,374,206千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		2,548,271	230,868	2,779,139
	1. 国庫負担金	2,076,876	136,868	2,213,744
	2. 国庫補助金	471,395	94,000	565,395
8. 繰入金		298,067	△148,067	150,000
	2. 基金繰入金	148,067	△148,067	
10. 繰越金		8,822	36,448	45,270
	1. 繰越金	8,822	36,448	45,270
11. 財産収入			4,235	4,235
	1. 財産運用収入		4,235	4,235
歳入合計		6,250,722	123,484	6,374,206

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		4,290,899	260,040	4,550,939
	1. 療養諸費	3,834,504	194,047	4,028,551
	2. 高額療養費	411,035	65,993	477,028
3. 老人保健拠出金		1,692,329	△110,791	1,581,538
	1. 老人保健拠出金	1,692,329	△110,791	1,581,538
8. 予備費		30,000	△30,000	
	1. 予備費	30,000	△30,000	
9. 基金積立金			4,235	4,235
	1. 基金積立金		4,235	4,235
歳出合計		6,250,722	128,484	6,374,206

○ 議長(池辺秀夫君) 提案理由の説明を願います。

○ 総務部理事(大塚孝之君) 続きまして、議案第18号「昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」につきまして、提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

昭和62年度予算の編成に当たりましては、一般被保険者の医療費の伸びを5.98%と推計をいたし計上したものでございますが、現実には、13.8%と急増いたしておりますところから、医療費の支払いに不足額を生じるものでございます。また、退職者医療制度の創設に伴う影響額が補填されることから、基金繰入金の減額補正を行おうとするものでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。追加議案書17ページでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,348万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ63億6,420万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。22ページをお願いいたします。

まず、保険給付費でございますが、医療費の増加に伴い療養給付費で1億9,404万7,000



円、高額療養費で6,599万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、老人保健拠出金でございますが、国から示されました額との差額1億1,079万1,000円を更正減額いたすものでございます。

次に、予備費でございますが、保険給付費不足額の財源に充当するため減額しようとするものでございます。

次に、基金積立金でございますが、昭和62年度中の運用利息423万5,000円を積み立てるものでございます。

続きまして、歳入でございます。20ページをお願いいたします。

まず、国庫支出金でございますが、医療費の増加に伴い療養給付費等負担金追加6,668万8,000円、過年度精算として療養給付費等負担金7,018万円、また、歳出で御説明申し上げました退職者医療制度の創設に伴う影響額の補填見込み額として、特別交付金9,400万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、基金繰入金でございますが、国庫支出金が増額されたことからこれを減額し、昭和63年度予算の財源に充当いたしましたところでございます。

次に、繰越金でございますが、前年度からの繰越金3,644万8,000円を追加計上いたしましたものでございます。

次に、財産収入でございますが、基金運用収入423万5,000円を計上いたしてございます。

以上、簡単ではございますが、「昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いをいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 6番（赤阪和見君） この補正予算に関連はないんですが、ちょっと疑問に思いますのは、保険料の計算の上で白色申告者の専従者給与、それから、青色申告者の専従者給与は、どんな観点でとらえて保険料の計算をされているのか、その点、教えていただけませんか。
- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 保険年金課長（長岡敏晃君） 保険年金課長長岡よりお答えいたします。  
専従者控除につきましては、一応、賦課の算定資料に算入させていただいております。
- 6番（赤阪和見君） 例えば青の専従者で120万円の申告をしますね。それは市民税の方では、120万円の給与ということで給与控除されますね。その場合、給与控除された後を足すわけですか。専従者でも青と白の差がありますね。本年から配偶者は、白では45万円から

60万円になってますが、青の場合は100万円を超えてもいけるわけやね、青色専従者の給与ということでね。その場合の賦課はどうなるかということです。

- 保険年金課長（長岡敏晃君） 専従者の場合は、全額賦課に算定されていると思います。
- 6番（赤阪和見君） そうしたら、青色申告の場合の専従者給与ということで120万円を払ったとすれば、120万円をプラスしてるんですか。それで間違いないですか。その点だけバカ念を押しておきますが、教えてください。
- 保険年金課長（尾食良信君） 保険料の賦課計算につきましては、それは事業主所得ということで専従者所間ではなく、もう一度専従者控除を取る前の事業主所得ということで計算をさせていただきますので、全額賦課対象ということになります。
- 6番（赤阪和見君） 専従者控除でなく、専従者給与となった場合はどうなりますか。自分の会社の中で同じ家族の息子が働いている、嫁さんも働いている場合はどうなるかです。これは市民税とも関連があるかとも思いますが、それだけはっきりしてください。
- 保険年金課長（長岡敏晃君） 専従者の給与については、給与所得控除をしていると思います。控除につきましては、全額賦課の対象にしております。
- 6番（赤阪和見君） 白色の場合は専従者給与というのは払えない、控除だけです。その点の差がありますからね。そうしたら、給与控除後の計算をするというならば、白色の方もそういうのを考えなさいとなります。白と青の申告の仕方によって相当違う面が出てくるということです。
- 保険年金課長（尾食良信君） 申しわけございません。ちょっと青と白の申告制度がよくわからないんですが、給与所得ということで申告していただければ、給与所得として控除させていただきますが、専従者控除ということでしていただいている場合は事業主の所得ということで、事業主所得に合算して賦課させていただきます。
- 6番（赤阪和見君） 一応、そう聞いておきます。
- 議長（池辺秀夫君） 他に。
- 19番（原 重樹君） 補正予算ですので、いままでからもいろいろ意見を申し上げてきている分もありますが、数字上のことだけお聞かせ願いたいと思います。

この補正予算を見せていただきますと、いまの説明にもありましたが、基金1億4,800余万円が必要だということで予算を組んだが、また、基金の方へ戻すという補正だと思うんです。先ほどの説明でも医療費の伸びが予想よりも大きくなったということが言われました。しかし、実際には、基金を使わなくてもいけるから当初予算で組んだのを戻す。ですから、基金を戻してもいけるという財源について正確に説明願いたいというのが第1点。

2点目は、数字上で聞いておきます。これは62年度の最終補正になると思いますが、62年度は国保料金が値上げされた年です、この62年度の値上げ分についてどうかということですね。61年度と比べ当然増収になると思いますが、その増収の見込みについて御説明をお願いします。

以上です。

○ 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。

○ 保険年金課長（長岡敏晃君） 第1点目62年度はなぜ基金を残せたかという御質問でございますが、61年度の決算から経過を説明し、答弁にかえたいと思います。

61年度は保険料の改定をお願いし、収支トントンと見込んでおりましたが、3月に決算見込みを作成した段階で赤字が予想されましたので、府を通じ国に対し再三、特別交付金の交付をお願いしたところ、国においてその要望を汲み入れられ、9,700万円の交付を受けたものでございます。その結果、約4,500万円の黒字となったものでございます。

また、62年度におきましては、療養給付費の過年度精算分7,000万円、退職者医療制度創設に伴う影響額に対する補填額が9,400万円見込まれますことから、基金を残し63年度の財源とするものでございます。

また、第2点目の保険料の61年度の調定額で説明させていただきますと25億6,466万8,000円、62年度の決算見込み額が26億5,220万9,000円、調定増が8,754万円、伸び率3.4%でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 赤阪君。

○ 6番（赤阪和見君） 市民税課にお尋ねいたしますが、専従者給与と専従者控除とはどう違うんですか。また、そういう項目はありますか。

○ 総務部次長（森 利治君） 専従者給与につきましては、同一の家族の息子さんや奥さん等が事業に専従しているということから、事業主から一定の給与をいただくという制度でございます。控除というのは、配偶者控除、扶養控除などございましたが、御指摘の専従者控除という制度はございません。

○ 6番（赤阪和見君） 先ほど、専従者控除やったら事業主の儲けとして入るが、専従者給与なら控除した後世帯主と合算計算されるということでしょう。

○ 総務部次長（森 利治君） そういう意味じゃなく、給与として申告された場合は、給与所得控除をさせていただくということです。

○ 6番（赤阪和見君） そうでしょう。そこで白色申告者が「うちは嫁さんに給与を払っている」という申告をしよと思ったら、どういうふうにしたらいいんですか。そうすると、青色と

白色の税金の申告の仕方が変わると保険料も変わるということでしょう。これは不公平だから考えてもらわんといかんということです。もうここでごちゃごちゃ言いませんから、後でしっかり検討し、そこでまた答弁します、と言うてくださいよ。

○ 総務部次長（森 利治君） 市民税の方から先生が御指摘の内容を精査した後日、御報告申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めますの。よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第13「昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第19号

##### 昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

昭和62年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,136千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,829,026千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		710,571	△34,136	676,435
	1. 一般会計繰入金	710,571	△34,136	676,435
6. 市債		858,200	7,000	865,200
	1. 市債	858,200	7,000	865,200
歳入合計		1,856,162	△27,136	1,829,026

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		1,606,235	△27,136	1,579,099
	1. 下水道総務費	780,215	△27,136	753,079
歳出合計		1,856,162	△27,136	1,829,026

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 下水道事業費	2. 下水道整備費	公共下水道整備事業	93,640千円

第 3 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正			前			補 正			後		
	限 度	額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法	限 度	額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
公共下水道整備事業	858,200		普通貸借 又は 証券発行	年 8.0% 以内	府 行 政 銀 其 他	30年以内(内据置5 年以内)ただし、市 財政の都合により据 置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に 借換えることので きる。	865,200		普通貸借 又は 証券発行	年 8.0% 以内	府 行 政 銀 其 他	30年以内(内据置5 年以内)ただし、市 財政の都合により据 置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に 借換えることので きる。

○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部理事（大塚孝之君） 続きまして、議案第19号「昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。追加議案書24ページでございます。

今回の補正の内容でございますが、第1条でございますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,713万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,902万6,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めるもので、内容につきましては第2表のとおり、公共下水道整備事業費でございます。

次に、第3条は、地方債の限度額の変更でございます。内容につきましては、第3表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出より御説明申し上げます。29ページをお開き願います。

泉北環境整備施設組合分担金の更正減額と、和泉中央丘陵新住宅市街地内の公共下水道事業整備に伴う住宅・都市整備公団の直接施行に関連する国庫補助引き下げ相当額の負担金を計上いたしましたものでございます。

また、これら歳出に充当いたします財源といたしまして、一般会計よりの繰入金の更正減額、また、地方債を追加計上いたしましたものであります。

以上、簡単ではございますが、今回御上程いただきました「昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長（池辺秀夫君） ここで、ただいま一般会計補正予算並びに特別会計補正予算が可決さ

れましたことに伴い、総務部長から昭和63年度当初予算書の地方債残高見込み調書等の修正をさせていただきたいとの申し出がありますので、これを許可いたします。

(資料配付)

- 議長(池辺秀夫君) 理事者の説明を願います。
- 総務部理事(大塚孝之君) ただいま昭和62年度一般会計補正予算並びに国民健康保険事業特別会計補正予算、公共下水道事業特別会計補正予算を原案どおり可決、御決定いただき、ありがとうございました。

貴重な時間をお許しをいただきまして、昭和63年度当初予算説明書附表239ページ及び240ページ、また、290ページの地方債の前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書の差し替えについて御説明を申し上げます。

先刻、御可決賜りました昭和62年度一般会計補正予算、また、公共下水道事業特別会計補正予算に関連いたしまして、今回の補正で昭和63年度当初予算に添付いたしております地方債の現在高調書を変更いたす必要が生じたので、ただいま御配付させていただきました調書のとおり、差し替えをお願いいたしますのでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

- 議長(池辺秀夫君) 日程第14「昭和62年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

#### 議案第20号

##### 昭和62年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)

- 第1条 昭和62年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
- 第2条 昭和62年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第4号中「32,900千円」を「13,156千円」に「26,000千円」を「20,000千円」に「155,880千円」を「185,880千円」にそれぞれ改める。
- 第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,916,608千円	58,000千円	1,974,608千円
第1項 営業収益	1,774,988千円	38,000千円	1,812,988千円
第2項 営業外収益	141,610千円	20,000千円	161,610千円



支 出			
第1款 水道事業費用	2,036,111千円	1,800千円	2,037,911千円
第1項 営業費用	1,748,460千円	3,500千円	1,746,960千円
第2項 営業外費用	290,951千円	△1,700千円	289,251千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「156,699千円」を「162,155千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	( 既決予定額 )		( 補正予定額 )	( 計 )
	収 入			
第1款 資本的収入	356,010千円	38,000千円		394,010千円
第1項 企業債	193,000千円	△1,000千円		192,000千円
第2項 工事負担金	155,500千円	39,000千円		194,500千円
支 出				
第1款 資本的支出	512,709千円	43,456千円		556,165千円
第1項 建設改良費	371,032千円	43,456千円		414,488千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額、配水管更生事業「31,000千円」を「12,000千円」に配水管整備事業「25,000千円」を「18,000千円」に水道施設等整備事業「13,700千円」を「162,000千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算第6条中原水及び浄水費「753,195千円」を「743,695千円」に支払利息及び企業債取扱諸費「290,901千円」を「289,201千円」にそれぞれ改める。

第7条 予算第9条中「135,703千円」を「137,959千円」に改める。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 水道部理事（岩井益一君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第20号「昭和62年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。追加議案書32ページでございます。

今回、補正いたします主な理由は、決算見込みに基づく収益的収支の増額並びに企業債の確定に伴い、建設改良に係る資本的収支について、それぞれ所要の補正を行うものであります。

主な内容といたしましては、第2条は、予算第2条に定める業務の予定量について、第1項第4号中、配水管更生事業既決予定額3,290万円を1,315万6,000円に、配水管整備事

業既決予定額 2,600万円を 2,000万円にいずれも減額を行い、水道施設等整備事業既決予定額 1億5,588万円を 1億8,588万円に増額するものでありまして、第4条及び第5条とそれぞれ関連するものであります。

次に、予算第3条は、予算第3条で定める収益的収支の補正措置でありまして、第1款 水道事業収益既決予定額 19億1,660万8,000円について、5,800万円追加するものであります。

その主な内訳といたしましては、第1項 営業収益では、給水需要の伸びと相まって受託工事の増加等によるものであり、第2項 営業外収益は、給水管引込口径 20ミリの増加に伴う加入金収入の増加を初め、資金運用の好転による預金利息収入の増額等をもって、補正後の水道事業収益を 19億7,460万8,000円といたすものであります。

一方、支出につきましては、第1款 水道事業費用の既決予定額 20億3,611万1,000円について、各目間の経費の増減した金額 180万円を追加するものであります。

その主な内訳といたしましては、第1項 営業費用のうち原浄水費では、電力料金の引き下げを初め、水質安定による薬品使用減によるものであり、また、受水費の増額は、光明池原料金の引き上げ分を含む給水量の増加に見合うもので、また、請負工事関係では、給水切替工事及び受託工事量の増加に伴うもの等で、以上をもって、補正後の水道事業費用を 20億3,791万1,000円といたすものでございます。

次に、第4条関係では、資本的収支の補正措置でありまして、まず、収入より申し上げますと、第1款 資本的収入既決予定額 3億5,601万円を 3,800万円追加補正するものであります。

その主な内訳といたしましては、第1款 企業債では、配水管整備事業に関連する道路工事の進捗状況や、水質安定による配水管更生工事の繰り延べ等の事情を勘案して所要の減額措置を行うとともに、住宅開発工事に係る工事負担金の増額などを加減いたしまして、補正後の資本的収入は、3億9,401万円といたすものでございます。

一方、支出でございますが、第1款 資本的支出既決予定額 5億1,270万9,000円を 4,345万6,000円追加するものであります。

この主な内容でございますが、改良工事は、負担金収入に見合う工事費の増加であり、配水管更生工事費並びに配水管整備事業費の減額につきましては、収入同様の事情に基づくものであります。

また、水道施設等整備事業費につきましては、府中地域を中心とした市の南西部の水需要の増加傾向に対処して施設の増強を図るため増額し、営業設備費では、工事器具等の購入減によ

りまして、建設改良費全体で加減いたしました結果、補正後の資本的支出額は、5億5,616万5,000円といたすものであります。

次に、第5条でございますが、予算第5条に定めた起債の限度額を起債確定に伴い改めるもので、また、第6条では、予算第6条に定めた各項の経費、流用できる金額をそれぞれ今回の補正措置に伴い関連経費を補正し、第7条では、予算第9条に定めておりますたな卸資産購入限度額についても、同様の措置を図るものであります。

なお、昭和62年度決算の見通しでございますが、収益的収支勘定の現段階においては、単年度収支で約6,000万円程度の経常損失が見込まれ、累積赤字では、約2,000万円程度発生する見込みであります。

以上が、今回提案させていただきました水道事業会計補正予算(第3号)の概要でございますが、詳細につきましては、議案書34ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいますて、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(池辺秀夫君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長(池辺秀夫君) 日程第15「昭和62年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第21号

昭和62年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)

第1条 昭和62年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和62年度和泉市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	〔 収 入 〕		
第1款 病院事業収益	4,360,700千円	35,807千円	4,396,507千円
第2項 医業外収益	236,600千円	35,807千円	272,407千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	〔 収 入 〕		
第1款 資本的収入	1,104,720千円	0千円	1,104,720千円
第1項 出 資 金	77,220千円	△ 7,077千円	70,143千円
第4項 有価証券償還受入金	0千円	7,077千円	7,077千円

第4条 予算第9条中、一般会計からこの会計へ補助する金額「212,234千円」を「247,811千円」に改める。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第21号「昭和62年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）」につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。追加議案書48ページでございます。

今回は、府補助金の確定による補正、N T Tからの電信電話債券償還による補正並びに一般会計からの繰入金の補正であります。

それでは、補正予算各条につきまして、その内容を御説明申し上げます。

予算第2条でございます。本条は、予算第3条に定めた収益的収入の予定額の補正でございます。収入第1款 病院事業収益43億6,070万円に3,580万7,000円を追加し、補正後の病院事業収益を43億9,650万7,000円といたすものでございます。

以下、その内容でございます。第2項は、医業外収益でございます。既決予定額2億3,660万円に一般会計からの補助金2,850万円を追加し、また、資本的収入の他会計出資金から707万7,000円を組み替え、さらに、府補助金の増加分23万円、合計3,580万7,000円を追加し、補正後の医業外収益を2億7,240万7,000円といたすものでございます。

次に、第3条でございます。予算第4条に定めた資本的収入第1項の出資金と、第4項の有価証券償還受入金を補正いたすものでございまして、第1項の出資金につきましては、7,722

万円のうち有価証券償還受入金の増額による707万7,000円を収益的収入の医業外収益に組み替え、7,014万3,000円といたすものであり、また、第4項の有価証券償還受入金は、電信電話債券の償還により707万7,000円を補正いたすものでございます。

次の第4条は、予算第9条に定めた一般会計からの補助金の額を2億1,223万4,000円から2億4,781万1,000円に改めるものでございます。

以上の結果、昭和62年度の収支は、現計予算による欠損金1億6,318万8,000円から3,580万7,000円軽減され、1億2,738万1,000円の欠損と相なる見込みでございます。

なお、次ページ以下にその詳細を添付しておりますのでよろしく御高覧賜り御審議の上、原案どおり可決、決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（池辺秀夫君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、明日12日より27日までを休会とし、28日に定刻御参集くださいますようお願いいたします。

また、議案審議が予定より早く終了いたしましたので、予算委員長さんにおかれましては、1日繰り上げて15日より委員会を御招集くださいますようお願い申し上げますとともに、委員の皆さんには大変御苦勞でございますが、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。どうも御苦勞さんでした。

（午前11時35分散会）

---



最 終 日





昭和63年3月28日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	飯坂楠次君	17番	西村慎太郎君
2番	奥村圭一郎君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
5番	西口平和君	20番	坂口敏彦君
6番	赤阪和見君	21番	若浜記久男君
7番	藤原正通君	22番	西口秀光君
8番	穴瀬克己君	25番	大谷昌幸君
9番	並河道雄君	26番	池辺秀夫君
10番	竹内修一君	27番	金谷衛君
11番	仁井明君	28番	出原平男君
12番	竹下義章君	29番	田中包治君
15番	松尾孝明君		
16番	天堀博君		

欠席議員(2名)

13番	貝淵博治君	23番	柳瀬美樹君
-----	-------	-----	-------

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	総務部長	麻生和義
助役	坂口禮之助	総務部理事	大塚孝之
収入役	中塚白	総務部次長	森利治
市長公室長	杉本弘文	総務部次長	奥村富彦
市長公室理事	逢野一郎	財政課長	阪豊光
市長公室理事	神藤恒治	同和对策部長	橋本昭夫
市長公室理事	隆埜大我	同和对策部理事	生田稔
市長公室理事	稻田順三	同和对策部次長	向井洋
秘書課長	井阪和充	福祉事務所長	中川鉄也
人事課長	西岡正徳	福祉事務所次長	原美助
企画課長	今村堅太郎	市民生活部長	中西淳富

市民生活部理事	中上好美	消 防 長	角谷泰夫
市民生活部次長	岸田秀仁	消 防 本 部 次 長	高宮武男
市民生活部次長	坂田平之	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬喜広
産 業 部 長	松村吉堯	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	明坂貞士
産 業 部 次 長	高三一行	用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	中辻寿夫
産 業 部 次 長	赤田儷信	教 育 委 員 長	堀内由延
建 設 部 長	浅井隆介	教 育 長	西川喜久
建 設 部 次 長	山崎琢磨	管 理 部 長	逢野博之
都市整備部長	萩本啓介	管 理 部 次 長	白樫通有
都市整備部理事	高橋欣吾	指 導 部 長	崎山繁
都市整備部次長	三井義秋	指 導 部 次 長	鹿島賢昌
改良事業部長	富田宏之	社 会 教 育 部 長	青木孝之
改良事業部理事	堀 宏行	社 会 教 育 部 理 事	竹田明郎
改良事業部次長	笠木恒忠	社 会 教 育 部 理 事	佐原行雄
改良事業部次長	大宅清臣	社 会 教 育 部 次 長	明坂文嘉
水 道 部 長	田中 稔	社 会 教 育 部 次 長	北野喜平
水 道 部 理 事	岩井益一	会 計 課 長	藤木意継
水 道 部 次 長	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水 道 部 次 長	仲田博文	選挙管理委員会事務局長	農端小一
病 院 長	竹林 淳	監 査 委 員	庄司清
病院事務局長	藤原光夫	監 査 事 務 局 長	吉田陽三
病院事務局次長	藤原清司	農 業 委 員 会 会 長	森口義忠
病院事務局次長	谷上 徹	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行

※備考 各課長級の職員は、議案説明の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満 男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野 敦 雄  
次 長 河 原 茂 隆  
主 幹 大 中 保  
係 長 佐土谷 茂 一  
係 員 井之上 光 一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和63年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月28日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案 第11号	和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 1
2	議案 第12号	和泉市立母子寮条例を廃止する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 8
3	議案 第4号	昭和63年度和泉市一般会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
4	議案 第5号	昭和63年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
5	議案 第6号	昭和63年度和泉市老人保健事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
6	議案 第7号	昭和63年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
7	議案 第8号	昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
8	議案 第9号	昭和63年度和泉市水道事業会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
9	議案 第10号	昭和63年度和泉市病院事業会計予算(予算審査特別委員長報告)	別冊
10	報告 第3号	和泉市土地開発公社昭和63事業年度事業計画書類の提出について	P. 30
11	意見 第1号	新型間接税に反対する意見書	別紙

(午前10時00分開議)

- 議長(池辺秀夫君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは20名でございます。欠席届けのある議員さんは貝淵議員さん、遅刻届けのある議員さんは柳瀬議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思っております。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(池辺秀夫君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますの

で、よろしく御了承願います。

- 議長（池辺秀夫君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について」より日程第9「昭和63年度和泉市病院事業会計予算」までの9議案を一括議題といたします。

本件につきましては、去る3月7日の本会議において予算審査特別委員会に付託し、慎重審議をいただいておりますので、その審議の結果並びに経過を大谷委員長から御報告願います。

（予算審査特別委員長登壇、報告）

- 予算審査特別委員長（大谷昌幸君） 去る3月7日の本会議におきまして、昭和63年度和泉市一般会計予算・国民健康保険事業特別会計予算・老人保健事業特別会計予算・公共用地先取得事業特別会計予算・公共下水道事業特別会計予算・水道事業会計予算・病院事業会計予算・並びに関連議案2件についての審査を予算審査特別委員会に付託されました。

慎重審査いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ、ご報告いたします。

去る3月15日から委員会を開催し、審査の進め方については、一般会計から特別会計企業会計の順とし、予算に関連する議案は、関係する予算と並行して行うこととし、内容の説明は、提案の際に終わっていることから直ちに審査に入りました。尚、報告の内容については、重点的、かつ、要点のみに、とどめますのでよろしくご了承賜りたいと存じます。

先ず一般会計歳出から議会費と総務費を一括して審査に入りました。

議会費関係で議会の議事録が5年さかのぼって市立図書館に配置されることになったことについての確認とそれに伴って予算的にどのように影響するのかとの質問に対し、去る3月31日の会派代表者会議において市立図書館に5年間さかのぼって、議事録を配置することとする。ただし、コピーは良いが貸出しについては禁止する旨の申し合せが行われた通りである。また予算面については、発行部数に予備があるので、予算上では影響がないとの答弁がありました。

次に、秘書費の通訳ボランティアと国際交流協会との関係はどうかとの質問に対し、関西国際空港の建設も進み、国際化の到来が身近に迫っており、また、コスモポリスの進捗状況に合せ外国との交流も深まっていくだろうと想像されます。この様な状況の中で外国語の堪能な方をと、ボランティアの募集を行ったところ約30人の応募者があった。又、仕事の内容については、市の方へ外国人が訪問された時の通訳、また手紙等の翻訳でありご協力をいただいた方に対する謝礼として、10万円を計上した次第で、今後は国際交流協会と共に充実をして参りたいとの答弁がありました。

次に庁舎整備管轄工事費1,180万円の中味についての質問に対しては、災害時の自家発電

装置で880万円と貯水槽の整備300万円であるとの答弁がありました。

次に、市庁舎事務室狭隘の中対策をどう考えているのかとの質問については、抜本的な考え方については将来の重要な課題であると認識している、当面の対応策と2本立てで考えてまいりたいとの答弁がありました。

次に、総務費で人員が7名増となっているその理由と類似団体との比較についての質問があり、これに対して重要施策である、コスモ、ラーバン事業に2～3名の配置を考えている。職員数は、人口1,000人に対し5.56人で多い市では6.79人、少ない市では4.6人である。また、コスモは民間企業であり、民間の仕事に従事することは疑問であるとの質問には、配置については、和泉市とコスモポリスと業務分担しており用地集約等泉市分を担当することになっているとの答弁がありました。

次に、町会館等整備費助成金について取扱い窓口及び助成制度の内容と制度の周知方法についての質問があり、この制度は、昭和63年度からの新規事業として地域コミュニティ活動の活発化を図るため活動の拠点としての町会館等の建設費などを助成していくもので窓口は、広報広聴課である。又、制度の骨子について、内容の説明があり、周知については、要綱が決った段階で町会長会議等を通じて知らせいきたいとの答弁がありました。

次に、無料法律相談について、月何人ぐらい利用しているのか、実態を把握して、市民の相談に充分応えられるようにとの要望がありました。これに対し、月平均33人利用している。世相を反映して法律相談が増えてきているので、この対応について、弁護士会とも協議し、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、防犯灯について設置の要望をしても、なかなかつけてくれないが、何か基準があるのかとの質問に対し、犯罪の誘発防止並びに不良有害環境の排除を図るため町会長から要望があれば、担当職員が現場を見て出来るだけ広く設置の補助を行っているとの答弁があり、次に、泉北地域広域行政推進協議会について、今後の考え方はどうかという質問には、本協議会は、広域的な事業を推進、調整することを目的として昭和55年に泉北4市1町で設立した協議会である。過去・圏域の共同事業として地場産業振興センターを設置し、また総合スポーツ・レクリエーション施設として、本市がいずみラーバン・ライフ・リゾート構想を取り組んでいるところでもあり、今後も泉北は一つという考え方で積極的に推進してまいりたいとの答弁がありました。

次に、過誤納付還付金は過誤納付判明から還付通知が出されるまでどの位の期の期日を要するかとの質問には約1ヶ月を要しているとの答弁があり、できるだけ早く処理されるよう要望がありました。

次に、予算に於ける経常収支比率の62年度63年度の状況、また市長の公約との関連について質問があり、62年度見込みは100、63年度は101%の比率である。また市長公約との関連の一例として国際交流協会、災害応急対策、消防充実・コミュニティ活性化・コミュニティ体育館・窓口サービスにむけた調査など、また教育費等にも意を配している旨の答弁がありました。

また、車輛借上料に占める新大阪タクシー分は、いくらか、62年度消化実績はどうかとの質問があり、525,000円で、62年度は全て有効に消化しているとの答弁がありました。

次に、株式会社いずみコスモポリスへの出資金と会社の組織機構及び社員の出向についての質問があり、出資比率については昨年11月に開催した発起人会において、調査及び行政機関との調整業務が大部分をしめる企画・調査会社では、府、市等40%、公益企業10%、金融機関26%、建設会社24%と決めた次第である。この出資比率に応じて、和泉市からは1,900万円の出資をしたところである。63年度には、コスモポリスは、2億円の増資と予定しているので、この出資比率に応じて3,800万円の出資金についてを予算に計上し、審議をお願いした次第であり、次に会社の組織、機構及び社員の出向については、現在、いずみコスモポリス会社には、金融機関から2名、建設会社から2名計4名の出向をお願いして和泉コスモポリスの業務に従事している。組織体系としては、総務部と企画業務部の二部制をとっており、会社業務を執行するため、先日の取締役会において、事務分掌規定を定め、取締役会の議決事項以外の事項について、各々の職務権限等を規定し、現在それに基づき日常の業務を執行しているとの答弁がありました。

コスモポリス事業化手法計画調査委託料の内容、国・府との関係及び調査に係るコスモポリスとの関係についての質問には、昭和60年11月に府、市、民間企業等18機関の構成のもとに、和泉市コスモポリス地域開発推進機構を組織し、造成計画、事業主体及び事業手法等について検討を行ってきたところである。特に事業手法の検討については、本計画の当初から民間活力を最大限に活用して進めることを前提としてきたので地権者にとっては、税控除の特典が適用されないのが現状である。このような条件のもとに、推進機構において地権者にとって協力を得る方法は何がについて検討を行ってきた。例えば、都市計画法第29条に基づき開発許可方式、土地信託制度、賃貸方式、土地区画整理方式の概要について、調査検討を行ってきた次第である。今回、予算計上している事業化手法計画調査委託料については、地元地権者から土地区画整理の手法も取り入れてはどうかという声もあることから、先の機構において検討してきた土地区画整理について国、府の補助金も導入しつつより詳細な調査を行うものである。また、調査に係る会社との関係については、和泉市が地権者に対して全面買収方針で説明を行

っているなかで権利者から土地区画整理の要望もあることから、今後、この事業の推進にあたり、地番の整理、国有地の払い下げ、補助金の導入等地権者にとって協力してもらえる方法についての調査であることから、和泉市が調査を行うものと判断しており、本調査の委託先については未定であるとの答弁がありました。

次に、環境保全対策審議会の開催と泉大津市ラブホテル建設の件について質問があり、環境保全条例の内容について説明を行うと共に、審議会は過去4回、小委員会2回が開催されたとの答弁がありました。

また、道路反射鏡の点検について質問には反射鏡の鏡面清掃と角度調整を行うものであり、ふだんは、パトロール及び通報により反射鏡等の点検修理を行っているとの答弁がありました。

次に、市議会議員選挙費は即日開票か翌日開票かとの質問に対し予算上は即日開票を用途に計上しているとのこと。

また、投票所の増設計画についての質問は、第17投票区及び第21投票区のうち1ヶ所、第19投票区のうち1ヶ所、第22投票区のうち1ヶ所、第50投票区のうち1ヶ所の計4ヶ所増設を計画しているとの答弁がありました。

次に、同和対策費については非常勤嘱託員報酬の減額要因及び地区協助成金の増額要因の内容について質問があり非常勤嘱託員は現在13名のうち、3月末で3名の退職により10名分を計上し、地区協助成金については、地区協の運営及び事務局体制の充実を図るため、地区協業務従事手当を設け10名分に係る所要の措置を講じるものであるとの答弁がありました。また、団体助成金関係の執行内容の把握などについては和泉支部助成金の概括的な内訳は事務的経費が約400万円、活動費が約2,100万円であり、和泉支部及び地区協助成金の執行に関しては、和泉市市費単独補助金交付事務取扱規程に基づき適正に処理しているとの説明があり、これら団体助成に係る阪南他市の状況については堺市、泉佐野市においても所要の措置が講ぜられているとの情報を得ている旨の答弁がありましたが、これに関連して意見が述べられました。

次に、同和更生資金の経理実態とこれに伴う歳入との関係に関する質問に対し基金を設置して運用している関係上、利子のみが財産収入として一般会計に計上されているとの答弁がありました。

次に、隣保館費の報償費で講師はどういう人をお願いしているのか、また謝礼はいくらで61年度の実績はどうなっているのかとの質問に対し、講習講座は解放総合センター、幸会館、王子会館の3ヶ所で、生花、着付、編物、料理、民謡などを行っており、料理教室の講師については、63年度から民間の人をお願いをし、誤解のないように実施していく、また謝礼につい

ては、週一回で月額10,000円から17,600円、20,000円と講座により、ばらつきがあり、61年度の実績としては、解放センターで1,692千円、隣保館で2,456千円の支出となっている旨の答弁がありました。

次に、民生費についての審議に入り、先ず非常勤嘱託員等の必要性和その雇用方法について質問があり、これに対し、専門的知識を必要とするため、主に定年退職者を優先的に任用しており、また非常勤ということで常勤職員の4分の3以内の勤務時間となっており健康保険に加入させている。人選については原課で行ない人事当局と協議の上任用しているとの答弁がありました。

次に、地域福祉活動助成金の中身及び和泉断酒会についての質問に対し、地域福祉活動助成金は、福祉ボランティア活動について、一団体10万円以内で交付しているが、さらにボランティア活動の活性化を図りたい、また、和泉断酒会は、アルコール中毒者が公的施設で月平均11回程度会合して体験談を語り合うことによって、アルコール中毒克服を目指す団体であり被生活保護者の自立更生の一助として、新たにその活動に助成するものであるとの答弁がありました。

次に、浴場組合の補助金はどこの浴場に対する補助金かとの質問に対し、福祉会館の浴場利用は65才以上の方が無料としている関係から地元浴場に若干の影響を与えることが考えられるので市の浴場組合に対し、その補てんを行うものであるとの答弁がありました。

次に、福祉会館内に障害者の作業所を設置するようとの質問に対し、昨年十月にオープンいたしました福祉会館内に精神薄弱者の作業所を設置し現在14・5名の障害者が通所しているとの答弁がありました。

次に、民生委員の任命に係る府審査制度の可否及び委員活動費の財源についての質問に対し、府審査は法律で定められているので市の任意とならない。

また、活動費は、市からの委託料以外に、府から民生委員協議会に直接補助金が入っているとの答弁がありました。

また、新設の福祉タクシー助成費の運用方法についての質問に対し、700人弱の在宅重度障害者に対して1ヶ月1回のタクシー基本料金助成券を事前に交付して、後日タクシー会社に精算支払いする方法により行う方向で考えているとの答弁があり、次に、老人入浴扶助費支給制度への所得制限の導入や地区外の浴場も利用できるようにしてはどうかとの質問に対し、所得制限については、今後の同和施策全般の推移の中で考えるべき問題であり、また、地区外浴場の件については現在利用している浴場の指定経緯を調べた上で検討したいとの答弁がありました。



次に、共同浴場について今年度は、どの浴場の整備工事をするのか、また浴場の入浴料金はいくらかとの質問に対して、今年度の浴場の整備工事については、王子温泉と旭温泉の整備工事である。入浴料金については大人110円、小人30円との答弁がありました。

次に、児童教室の内容について質問があり、現在、府保健所が行っている親子教室を引継ぎ、2才以上の就学前児童で、他の施設に措置されていない心身障害児童で定員は一室を1グループ使用することとして、10名～12名とし、開設する日数・時間は申込み児童数の状況により調整し、保育料は無料、その他は必要に応じ実費徴収を行うとの答弁がありました。

次に、宿泊保母について、保母の時間外は支給しているか、また深夜の女子の関係で業務命令を出しているとかの質問に対し、午後十時まで並びに翌朝7時から9時までの間は業務命令により時間外手当を支払っている。また深夜の時間帯については男子職員を派遣して夜間の警備にあたらせているとの答弁があり、次に、母子寮廃止についての問題点についての質問には相談業務は引続き受けていくが施設に関しての問題はないものと考えている。との答弁がありました。

次に、生活保護費の減額要因と前年度実績をどのように判断するか、またタクシー利用による生活保護移送費の支払い方法を改善すべきではないか、との質問に対し生活保護費が前年度当初予算に比較して減少しているのは、来年度の保護費の抑制を意図したものでなく、過去の実績の推移から単純に推計したもので、昭和62年度決算見込額より人数増1.7%を含め、2.3%増で計上している。また、移送費の支払い方法の改善については、生活保護法との関係その他の諸般の事情を勘案しながら、現在検討中であるとの答弁がありました。

その他、民生、福祉に対して要望、意見が出され民生費についての審査を終りました。

次に、衛生費から商工費までを一括して、審査に入り、先ずガン予防対策として胃ガン検診等を実施しているが、市民の方のガンに対しての関心又不安感も強く、又、最近老人の結核も多いと聞くが、これらについて、今後どのような対策を考えているのかとの質問に対して、各種検診事業については、広報・ポスター・各家庭への受診勧奨の回覧等を行っているが、市民の検診に対する関心が低いのが実状であり、今後、健康教育・健康相談等、健康管理に関する正しい知識と普及を行うと共に地域の関係団体との連携を図り、今後、各種検診事業に積極的に取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

予防接種について、63年度より無料化になる予防接種名と対象者数、必要経費又、料金徴収で残っている予防接種名と対象者数必要経費についての質問に対して63年度より無料化になる予防接種は、日本脳炎、対象者14,068人、必要経費7889,650円、インフルエンザ対象者2,935人、必要経費1,6290,324円、又、料金徴収の残っている予防接種は

麻疹（ハシカ）、対象者1,430人、必要経費6851,280円、風疹、対象者947人、必要経費1538,350円との答弁がありました。

次に、環境衛生費について、まずいずみ霊園の移転計画に関しての質問に対し、現時点では計画策定に着手していないとの答弁があり、同じく、いずみ霊園に関連して、敷地面積と墓地在不足している実状にかんがみ、公園墓地を設置していく計画があるのかとの質問に対し、面積は約27,000㎡、公園墓地については、霊園の移転問題を含めて計画を策定して参りたいとの答弁がありました。また、いずみ霊園の敷地について、用地の交換先等について質問があり、これに対し、交換は自衛隊との等価交換による方法で行い、和泉市は伯太町地番の池を用意したとの答弁がありました。次に、不燃ごみ収集に関し、生ごみは現在戸別収集であり、不燃ごみ収集も最少限生ごみと同じような収集形態をとれないのかとの質問に対し、不燃ごみは現在、ステーション収集で直営により行っているが、民間委託による方法を考えており、この委託について関係機関と協議を進めているところである。協議が整えば戸別収集への移行を検討していきたいとの答弁がありました。

続いて、市営葬儀の件数についての質問があり、昭和61年度は死胎児33件を含んで、692件であり、当初予算の歳入計画では、昭和61・62年度は、520件であり、昭和63年度は、530件を見込んで計上したとの答弁がありました。

次に、ごみ焼却場の余熱利用について、泉南清掃施設組合では規約改正を行い、組合が事業主体となって、余熱利用施設の建設を行っていくという報道がローカル紙に掲載されたが、泉北環境も同じような方法がとれるのではないかと。これについて、清掃主管課は了知しているのかとの質問に対し、環境衛生課では、この内容については掌握していない。今後、泉南市、阪南町、泉南清掃施設組合に学んで、検討を進めて参りたいとの答弁がありました。

次に、水道事業補助金と関連して、総合実施計画に光明池のエアレーション設置要望がなされているが、光明池の富栄養化の原因はなにか。また、基本的総合対策について、どのように考えているかとの問いに対して、富栄養化の原因は、閉鎖水域における水の停滞による植物性プランクトンの繁殖が原因である。当面、水道部独自の対応としては、水質の監視、検査体制を強めるとともにエアレーション設置に向け、関係機関に要望していきたいとの答弁に対し、取水源上流における生活雑排水等処理の実態を把握し、行政的な対応を講ずべき時期ではないかとの意見がありました。

続いて農林水産業費で、水田農業確立対策事業費の転作モデル園委託料の内容及び補足農業構造改善事業費の近代化施設事業補助金の内容について質問があり、転作モデル園委託の内容及び近代化施設の内容補助金について説明がありました。

これに対し、今後予定されているラーバンライフリゾート構想とも関連し、総合的な農業振興を考えて行くべきであるとの意見がありました。

又、市単独土地改良事業費の内容及び治山治水協会負担金、森林組合育成補助金について質問があり、これに対し、治山治水協会の業務内容、負担金算出根拠及び森林組合育成補助金の用途についての説明があり、更に市単独土地改良事業費についての質問に対し、現時点において63年度事業として、地元より20ヶ所の要望を受けており、補助金で1,290万円となっているが、実施に当り現地調査を行ない施工して行きたいとの答弁がありました。これに対し、現時点での地元要望にしか答えることが出来ないだけでなく今後の地元要望も考え、予算枠拡大を行なうべきであるとの意見がありました。

次に、商工費では技能習得費の生活保障費と委託料についての質問があり、生活保障費については、技能を習得しようとする世帯に限り、交付されるものであり、昭和62年度は4件、昭和63年度は、5件を予定しているとの答弁がありました。

又、委託料については対象者、実績を基に予算計上したものであり、申請手続、入所者の決定については、市と和泉市同和促進和泉地区協議会と協議し、地区協の推薦を受け、市長が決定していくとの説明がありました。

又、地場産業振興センター負担金の内容についての質問には、交付内容について説明を行うと共に、マイドーム大阪についても商工会、商工団体にも伝導していき、商工会の中にキャプテンシステムを取り入れており、発展させて行くとの答弁がありました。

又、桜まつりをやめているが、今後どのような考えをもっているのかと質問には一時中断している経過について説明され、次回開催される商工業振興会の中で観光という基本から再度検討していただくよう事務局から提案したいと答弁がありました。

次に、大型店舗出展に伴う現在迄の経過又、商店連合会等に加入していない商業者の対策及び市の権限は、どこまでとどくのかと質問に対し、今までの経過について説明があり、商店連合会に加入されていない方の対策については、商調協の中にも学識経験者、商店連合会の関係者消費者代表も参加されており、個々の商店については、商工相談融資対策で講じて行きたい。

又、権限については、出店は届け出制度であり、権限はないが、市の意向に最大限はかっけていただくよう指導して行きたいとの回答がありました。次に、地場産業普及対策補助金についての質問には円高の進行等で打撃を受けている人造真珠業界の内需開拓事業に資するとの説明がありました。

次に、土木費と消防費を一括して審査に入り、先ず、和泉府中駅東地区意向調査等の委託内容についての質問に対して昭和62年度において、和泉府中駅周辺地区再生計画、並びに街区

整備計画を策定したが、事業推進にあたっては関係住民の理解と協力が不可欠であるため本年度は、整備計画案に基づき、地元町会をはじめ関係商店街等、地元説明、アンケートによる意向調査などを行い、再開発に対する研究会、協議会等の組織づくりに取り組み、合わせて事業化方針について、建設省をはじめ大阪府など関係機関との事前協議、並びに民間活力の導入について検討を進めるとの答申がありました。

また、木造住宅建替現況及び意向調査委託料の内容については、和泉市営住宅建替基本構想に基づき坊城川住宅及び繁和第二住宅建替事業を推進する。68年度は、二住宅の入居者に対し協力を求めるため、意識調査、意向調査を実施するとともに、より具体的な建替基本計画作成のための現況調査を実施する。なお、具体的な調査内容及び委託先等は未定である。との答弁がありました。

次に、既設公営住宅改善事業費の仮住居借上料とは何かとの質問に対し、丸笠団地住居改善事業の第一期工事は、五棟及び八棟を計画しているが、この二棟の入居者45世帯を工事の期間中他に移転してもらう必要がある。移転先として、丸笠団地の空家に25世帯入居し、残る20世帯分については鶴山台の公団住宅を仮住居として借上げるよう算定したものである。との答弁がありました。

次に、槇尾川の和気町側堤防は、住宅建設も認めるなど相当な道路利用があるが、整備の考えがないのかとの質問に対し、住宅は現状の堤防を前提として建築したものだが、現在では、この利用が相当増加している。しかし、この整備の手法は、地元負担による生活道路舗装の制度だけであり、通過交通にならない位置づけも含めて検討してまいりたいとの答弁がありました。

また、住宅管理費の修繕料について補修ヶ所数・金額等はどうなっているのかとの質問に対しては、予算の配分は、前年度及び前々年度の実績を考慮して、一般公営住宅分として約50件、568万円51.6%、同和分として、約75件532万円、48.4%を予定している。との答弁がありました。

尚、木造住宅の補修については、老朽度及び緊急度を考えて措置するようとの要望がありました。

次に、木造住宅建替による家賃改訂についての質問に対し、家賃の改訂については法定の限度額の範囲で適正な額を市が決定することになっている。したがって、家賃の決定については、政策的な配慮も必要であると考えているとの答弁に対し市営住宅の福祉的側面から考慮して政策家賃の導入について配慮すべきであるとの意見がありました。

次に、和泉市公園緑化協会への委託内容についての質問に対して、和泉市公園緑化協会は、

昨年6月1日に設立し、公園管理を主体に緑化事業を進めてきたが、本年度も引続き、公園、緑地の樹木のせん定、害虫駆除、遊具の修理等の維持管理、及び緑化啓発事業などを委託するとの答弁があり、協会の組織の強化充実のため委託料の増額、公園の整備にあたっては、利用者の立場に立って整備するよう要望がありました。

次に、消防費で山間部への救急車の早期配置とそれに向けて準備経過についての質問には昭和65年度を目途に配置すべく年次的に鋭意努力しているとの答弁があり、消防団拠点施設の内容及びヘリコプター運営負担金についての質問には、消防団拠点施設は、消防団のより一層の活性化を図るため消防本部敷地内に車庫及び研修室等の多目的機能を備えた施設を建設しようとするものである。また、ヘリコプター運営負担金については、大阪市との消防航空応援協定に基づくものであり、負担金の $\frac{1}{2}$ は大阪府から運営補助金として交付されているとの答弁がありました。

次に、教育費より予備費まで一括審議に入り、先ず、北松尾幼稚園が泉州山手線の道路敷にかかることから、その移転先について質問には幼児の減少という社会情勢等も考慮し、和泉中央丘陵整備事業が進めている住宅都市整備公団と移転地について協議を行っているとの答弁がありました。

次に、大阪府同和教育研究会泉北大会の費用が増額されている理由についての質問に対して、昭和63年度、第20回大阪府同和教育研究大会が開催されるのでそれに伴い増額したとの答弁がありました。

次に、全国高等学校総合体育大会会場地市町村分担金についての質問に対して、昭和63年8月に兵庫県を中心に高校総合体育大会が開かれるが、和泉市では、登山種目で会場地になっているので、それに伴う分担金であるとの答弁がありました。

また、修学旅行の行き先の指導についての質問には小・中学校の教育課程にもとづき、各学校の教育計画に従って、実施されていると、また、給食費等の個人給付は違法ではないかとの質問については、教育委員会だけの問題ではなく、同和施策全体の問題であり、違法かどうかの判断についてはさし控えたいとの答弁がありました。

次に、社会教育の光明台南小学校の学童保育の開設についての質問に対し、本年4月から開設できるよう準備をしておるところであるとの答弁がありました。

また、光明台北の学童保育の請願については、所管の委員会において継続審議をいただき次期役選までに決論を出したいとの答弁がありました。

次に、公民館活動の必要性についての質問に対して、公民館の設置運営の基準の取扱いでは中学校の通学区域を考慮することが実態に即するとされているが、これらの水準に達するには、

財政事情から極めて至難であろうかと思われ、体系的な整備に努め利用者の住民ニーズに答えていく複合的施設整備が必要であり、地域的には町内会館或は、老人集会所等における活動役割の場として、お願いをしていかなければならないものと今後方向性を整理する必要があるとの答弁がありました。

また、公民館活動と関連して、横山地区のN T Tの施設を公民館施設としてはしいとの横山町会から申し出があったらしいとの質問に対し、あったことは事実でありN T T側と協議をしておるところである。N T T側としては、横山町会への直接の貸与はできないが、市との一定の契約により、貸与する用意があるとのことから協議を行っているところであるとの答弁がありました。

次に、各種講習の講師謝礼があるがどのような方法でどこへ依頼しているのかとの質問に対し、幸・王子子ども会活動費については、主に習字学習であり2ヶ所で開催していて、その他剣道・柔道の講師謝礼である。また、幸学習会については小学校の児童、生徒に教えていただける先生方に。

幸補習会については、中学校の学習会に参加していただける大学生・先生方に。識字学級については指導主事の先生方と他の講師の先生に。また、成人勉強会については、指導者の研修の為に開催する「遊び」「音楽」等の講師へ渡している。

サマースクール講師謝礼については、指導の補佐として採用している高校生や大学生に支払っている。

また、勉強会については、中学3年生の勉強会等に講師として参加していただいている大学生や先生方への謝礼であるとの答弁がありました。

次に、市民プールの利用状況、特に大人の利用についての質問があり、プールの利用実態は大人4,745人、中学生1,400人、小学生1,700人、延23,000人である。大人の利用となると、その殆んどは小学生に随行してくるのが実態である。今後は、大人の利用度を高めるため、実態把握の中で設備面にも力を入れるべく検討してまいりたいとの答弁がありました。

次に、教職員のマイカー通勤や学校災害についての質問には、マイカー通勤については学校施設、学校付近への駐車の実態があれば、そのような事がないよう周知徹底する。また、学校災害については、最近の事例の答弁がありましたが生徒のケガ等の給付に対して十分に行われるよう考慮したいとの要望がありました。

次に、南池田幼稚園の休園に伴う保育所への入所措置についての質問があり児童課と調整をして措置したとの答弁に対し休園により南池田第一保育園があふれるように思うので入所については十分考慮したいとの要望がありました。

次に、公債費の元金と利息について、一般分と同和分の区別、また特別措置に係るものについての質問に対し、一般分元金10億4,899,400,000千円、利息9億6,393,600,000千円で同和分は元金9億2,037,700,000千円、利息10億7,371,100,000円であるとの答弁がありました。

次に、諸支出金で公社への貸付金について今後どうするのかとの質問に対し、公社会計の運営状況並びに一般会計の財政運営状況を勘案の上、一定の時期に整理を行うべく検討したいとの答弁があり歳出及び関連議案を終りました。

引続いて歳入予算の審査に入りました。

先ず、タバコ消費税並びにガス税が減になっている理由について質問があり、タバコ消費税については、昨年秋以来売上げ量が7割前後の落ち込みを見ており、この状態が今後も続くという予測を日本タバコ産業株式会社がたてている中で本市もそれに基づき減を見込んだものである。

また、ガス税についてはガス使用料金の引下げの影響によるものであるとの答弁がありました。

また、63年度評価替に伴う上昇率についての質問に対しては、全国的な地価高騰の中、本市においてもその影響を受け、正常売買価格の高騰が見受けられるが今回評価替においては府下宅地平均並14.5%の上昇であるとの答弁がありました。

次に、火災証明手数料を無料にすべきであるとの意見に対し、特にお困りの方については従前通り減免の措置をしたいとの答弁がありました。

次に、基金の繰入れによる使途についての質問に対し、道路整備等で1億6,400万円、水路排水路2,900万円、公園関係で1億500万円、社会教育関係で4,500万円、義務教育関係で1億3,700万円、その他として2,000万円の使途であるとの答弁がありました。

次に、解放総合センターの部屋の分類と昭和63年度予算の使用料の内訳についての質問に対し解放総合センターは目的施設であり、市民文化ホール、大会議室、和室については開設以来、一般的利用の拡大を図ってきており、このほか、目的使用の部屋としては、第一研修室、第二研修室、第三会議室、洋裁・料理教室、視聴覚室、特別会議室、その他であり、また、昭和63年度予算の使用料については、市民文化ホール、大会議室、和室、それぞれの62年度実績見込みを計上したとの答弁がありました。

次に、商工使用料のホーム使用料が前年度にくらべ1万円増となっている理由についての質問に対し、ホームの利用活用度は必ずしもよくなったとは云えないが61年度の実態と62年度の見込みでは有料使用が増加している中で63年度1万円の増額をしたとの答弁がありました。

尚、以上のほか歳入・歳出にわたり幾何かの質疑や要望・意見等があり、一般会計予算と関連議案2件についての審査を終りました。

ここで昭和63年度一般会計予算案に対して天堀議員より提出された修正案を議題とし、提案理由の説明を受け、本修正案の採決に入り、賛成少数により本修正案は否決されました。

つづいて原案についてお諮りいたしましたところ賛成多数により議案第4号昭和63年度一般会計予算は原案どおり可決されました。残る関連議案二件につきましてお諮りいたしましたところ全員異議なくいずれも原案どおり可決されました

引続いて国民健康保険事業特別会計予算の審査に入りました。

まず、国保運営協議会、被保険者代表の委員名とその仕事は何かという質問があり、これについて味谷日吉委員は商業・中尾浩治委員は商業・池内義彦委員は農業・奥野楠治委員は農業をそれぞれ管んでおられると答弁がありました。

また、老人保健法にかかる医療費拠出金が、前年度より1,433万7,000千円減額となっているがその理由は何かという質問があり、これについて昭和62年度当初予算では過年度精算分が約1億円あったが、63年度は、3,600万円と少なくなっているためであると答弁がありました。

また、保健施設費の主な内容は何かという質問があり、これについて健康家庭に対する記念品代及び医療費通知に要する費用を計上してであると答弁がありました。

次に、退職被保険者数やその割合及び医療費の伸びはどうかという質問があり、これについて昭和62年度見込みで3,047人、7.6%、医療費の伸びは3.7%の見込みであると答弁がありました。

また、保険料収入が約3,000万円増えているが、その理由は何かという質問があり、これについて滞納繰越分の収入額を62年度の実績見込みより増額したと答弁がありました。

また、保険基盤安定繰入金として、一億円の収入を計上しているが、この制度の内容はどうか。

また、現在国会に上程しているものの決定していないのに予定計上されている事について見解を聞きたいとの質問に対して、この制度は国民健康保険の運営の安定化を計り、保険料負担の軽減をはかるため、低所得者の保険料に着目した補助制度であり、また予算計上については国・府の予算編成の指導にもとづき計上したものであると答弁がありました。

なお、以上のほか2~3の質問があり国民健康保険事業特別会計予算の審査を終りました。お諮りいたしましたところ反対の意見があり採決の結果賛成多数により議案第5号は原案どおり可決されました。



次に老人保険事業特別会計予算の審査に入りました。

まず、昭和63年度の対象者をどの程度また医療費の伸びをどの位見込んでいるのかとの質問に対し、対象者については7,640人、医療費の伸びについては、59・60・61年度の実績と62年3月から9月診療分実績と対象者の自然増・今回の診療報酬0.5%値上げ等を勘案し、8.39%増を見込み計上したとの答弁があり審査を終りました。お諮りいたしましたところ反対意見があり採決の結果賛成多数により議案第6号は原案どおり可決いたしました。

引続きまして昭和63年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算及び和泉市公共下水道事業特別会計予算の歳入・歳出を一括して審査に入り先ず、①一般会計よりの繰入れ金が多いがその内容、②また、水洗便所改造助成事業として62年より実施しているが、実際に水洗化する場合30万円で納まるのか、また③水洗化について処理区域の開始が行われれば法的に3年以内に改造しなければならないがその能力に欠ける者が改善しなかった事により罰せられるのかとの3つの質問に対し、近年内需拡大により事業量が増大する一方でN・T・T株売却による資金運用により当該年度で補助金に代わる分だけ多くなっている。また、普通のタイプを使用すると30万円以内で納まるし、3年以内に改善の責務があるので市は改造に対して命ずることができるが相当な理由がある場合は、罰則はありえないとの答弁がありました。

また、泉北環境区域の信太3号線下の下水道の予定及び今後の見通しについての質問に対しては府道より小栗街道までの間で一部買収の出来ていない土地があり買収交渉をしている。買収が出来れば即下水管が埋設される予定であるとの答弁があり審査を終りました。

それぞれお諮りいたしましたところ全員異議なく議案第7号及び第8号は原案どおり可決されました。

次に、水道事業会計予算について審議に入ります、配水管布設工事に関連して道路復旧状況が遅く、附近住民や通行者の障害となっているばかりか、事故原因となりかねないが、国道や府道工事と同様、工事後直ちに本復旧体制がとれないか。

次に、昭和62年度決算見通しはどうか。受水費等諸コスト増による料金値上げはどのように考えているか。さらに、福祉料金問題については長年の懸案事項であるが、具体的にどの程度まで検討されたのか。所要財源と実施時期の用途はどうか。以上、3点にわたる質問がありました。

これに対し、工事跡復旧工事については、掘削許可条件及び工事内容により、それぞれ異なるが、今後は速やかに復旧工事が出来るよう検討したい。

また、昭和62年度の決算見込みについては、現段階では単年度欠損見込額は、約6,000万円、繰越欠損金で約2,000万円が見込まれ、經常収支は依然として赤字基調である旨の説

明があり、こうしたなかで原水料金の改定等があり、事業経営は大変苦しい。しかし、料金改定については、今後の天候事情、経常収支の動向等の諸要因にも左右されるが、企業努力によりできるだけ長く据え置きたいとの答弁がありました。

福祉料金については、目下実施都市の状況を資料収集し検討している段階であり、方法等についてはそれぞれ特色が見られる中で、対象範囲として生活保護、独居老人、1・2級障害者、母子家庭の各世帯等について概数を把握しており、所要財源としては概ね1,500万円程度と考えているが、なお実施時期については財源問題との調整もあり、今の時点では明確にできないがそう遠くない時期とご理解賜りたい旨答弁がありました。

なお、以上のほか数点の質問があり水道事業会計予算の審査を終りました。お諮りいたしましたところ全員異議なく議案第9号は原案どおり可決いたしました。

次に、昭和63年度病院事業会計予算について審議に入り、昭和63年度末における不良債務額は6億6,077万3,000円となっているが、これの解消についてどの様に考えているかの質問があり、昭和63年度において収支均衡の予算を編成することが出来た。今後この状況で推移するならば毎年1億5,000万円程度解消することが出来る。あと、5年で解消出来るよう努力して参りたい旨の答弁があり、他に質問がなく審査を終りました。お諮りいたしましたところ全員異議なく議案第10号は原案どおり可決いたしました。

以上が当予算審査特別委員会に付託されました議案第4号昭和63年度和泉市一般会計予算ほか8件の審査の経過並びに結果の概要であります。

何とぞ速やかに本予算並びに関連議案を可決せられんことをお願い申し上げまして報告を終ります。

○ 議長（池辺秀夫君） ただいま委員長から詳細な報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。それでは、これより討論を行います。

まず、反対討論からお願いいたします。

○ 19番（原 重樹君） 19番・原です。ただいまの委員長報告に基づきまして、共産党議員団を代表いたしまして、反対の立場から討論を行いたいと思っております。

委員長報告にもございましたように、共産党議員団は、昭和63年度和泉市一般会計予算及び国民健康保険事業特別会計予算並びに老人保健事業特別会計予算の3予算につきまして、反

対討論を行いたいと思います。

まず、一般会計予算の歳入であります。昨年度、大変問題になりました少額貯蓄非課税制度、いわゆるマル優廃止に伴う利子割交付金1億1,900万円や、売り上げの落ち込みによる減収見込みを予想しながらも、たばこ消費税率の引き上げ措置の延長による収入など、政府・自民党の来年度予算の骨格をなす大軍核、大型間接税導入前提、暮らし破壊の3大罪悪を盛り込んだ最悪の予算をそのまま受け入れたものであります。

また、市民税収入の減収があるとはいえ、固定資産税の引き上げによる増収を図っておりますが、これは農業委員会などからの凍結の要望もあるように、最近の大きな問題になっている地価対策上も重要なことであります。さらに、歳入の大きな比率を占めておりますものに財産売払収入2億円、公共施設整備基金からの繰入金5億円があります。これはいわば明らかに歳入不足を補うものであります。また、その基金の収入源となります開発指導要綱による収入2億円は、62年度の例でも明らかなように、当初において低く見積もっておいてその後の財源調整に充てるなど、まさに地場産業の振興や本来の地域経済の振興による税収増でなく、開発を中心とした不安定な財源に主力を置いている点は、大変問題であります。

次に、歳出面ですが、株式会社コスモポリスへの出資金やラーパンライフリゾート推進協議会への負担金などに見られますように、国が大資本の儲けのために打ち出しているリゾート開発や、いわゆる民活型開発を市行政の最重要課題として位置づけていることは、一面では危険性も含め、大資本本位のお先棒をかつぐ行政になっております。

次に、重要な問題は、同和行政であります。不公正な同和行政については、わが党の委員に限らず、他の委員からも数々の強い指摘があったところであります。残念ながら、それらを改めさせる立場になりきれないのが基本的に問題ではあります。全体を通じて各委員から出されている不公正さの指摘については言うまでもなく、政府の啓発指針など改めなくてはならないことであり、その時期でもあります。しかしながら、和泉市当局は、逆に解同の圧力と同調して、それらと反対の立場をとって行動している点はゆゆしき問題であり、即座に改めるべきであります。

今回の予算で従来と違っている点について少し触れておきたいと思います。

わが党の強い指摘により同和对策費の非常勤嘱託員について、その人数を13名から10名へと3名減員し、さらに、62年度までは不法に支出されていた手当、すなわちボーナス分ですが、その手当は、その報酬額から減額されました。しかし、減員分については追求の結果、市の正規職員として採用するということであり、減額された手当は、和泉市同和事業促進和泉地区協議会、いわゆる地区協の助成金を増額し、地区協から手当を渡すということが明らかに

なりました。正規の職員になれば、市職員としての管理監督下に置かれるわけですし、手当分を移行させたことは、一定の整備を行ったことにはなりますが、まさに人事面においても解同の要求を不当に聞き入れているわけであり、地区協への移行も含め、市民や議会をペテンにかけているやり方としか言いようがありません。

さて、共産党議員団としては、今回の予算の中で数々の不公正、逆差別の同和行政予算が組まれているものの、次のような点から解同支部助成金の2,500万円の削減修正案を提出いたしました。これにしばった理由は、まず、予算全般にわたる市長の予算提出権にもかかわってくる問題が第1点。そして、国や府の補助、助成金、特に大阪府の間違った行政によるものが多いのですが、これらとの関係で修正部分が複雑化する点。さらに、単純にカットすることにより地域でのかかわり合いの複雑さから問題がある点……、などであります。

これらを考慮して今回、支部助成金にしばったのですが、解放同盟和泉支部は自主的な団体であり、本来、このような団体は、みずからの会費徴収金などでその運営を行うべきであります。その他自主的な活動に対し常識的、一般的に見て妥当な助成金はその必要性もありますが、この件につきましては、現在のような状況では全く助成する必要はなく、大きな誤りです。さらに、2,500万円という多額の助成は大きな間違いでもあります。しかも、執行は運動団体任せであり、全く不明確であります。啓発指針においても、運動団体との関係の見直しが言われております。

この修正案は、全く当たり前のことではありますが、残念ながら、わが党委員のみの賛成少数で否決されました。さきにも申し上げましたように、委員会の中でさまざまな批判や指摘があったにせよ、最低、この点について勇気をもって明確な態度に立つことができないところに、真に不公正を正して改善させていく構えの問題があると思います。

次に、本予算には、わが党の要求してきたものの実現もあります。例えば出張所改善に向けての窓口事務改善研究費、児童・生徒の予防注射の日本脳炎、インフルエンザの無料化、教職員の研修費増額、光明台南小学校学童保育の実施、その他にも数々ありますが、さきに申し上げておりますように、市行財政の全般を通じてその基本になる点で大きな問題があり、昭和63年度和泉市一般会計予算について反対したいと思います。

次に、国民健康保険事業特別会計についてですが、本年度予算案の特徴は、保険基盤安定制度が本予算案に組み込まれたことです。福祉医療制度にとってかわって登場したこの制度による当市の負担増については、63年度に限っては、地方交付税の特例加算で自治体に負担はかけないとしていますが、64年度以降は期待できないものとなっております。また、事業規模をふやせば政府の負担は何ら変えることなく、自治体への負担を増額できる仕組みになってお

り、まさに自治体へ際限なく負担を転嫁する道を開き、国の責任を放棄するものです。

国保料滞納者への保険証未交付の制裁条項や、医療費削減の強制により医療内容の低下を強いることになる医療費適正化システムなどの導入も、合わせて国保改革のプログラムに上っております。これらの改革は、国が国保への支出を限りなく削減するために、その負担を地方自治体や保険者、被保険者に肩がわりさせるものとなっておりますし、医療を受ける権利を奪うものとなっております。生命尊重の立場に立つならば、医療の機会均等は最優先されなければなりません。

これらの制度改革を無批判に受け入れることがあってはなりません。国民皆保険制度を発展させるためには、実施主体である和泉市が一連の国保改革について反対し、国にその責任を果たせと主張することが重要なときです。委員会審議の中で当市の態度を尋ねましたが、具体的な態度表明がありませんでした。市独自の減免制度についても、減免規定を明確にする必要もあります。同和減免も市が主体性を持って所得制限の導入など改善を図るべきです。これらのことから本予算案は、この間の国保改革に一層拍車をかける予算案となっており、共産党議員団としては、国民健康保険事業特別会計予算案についても反対をいたします。

次に、老人保健事業特別会計ですが、1983年、老人保健法が制定され、医療費有料化に始まり、抛出制度の創設、今国会における一連の医療制度の抜本改悪に道を開いたものであります。したがって、この老人保健事業特別会計予算に共産党議員団は反対をいたします。

以上の3会計については反対をいたし、他の件については賛成をしたいと思います。

以上で終わります。

- 議長（池辺秀夫君） 次に、賛成討論をお願いいたします。
- 20番（坂口敏彦君） 20番・坂口でございます。私は、昭和63年度予算並びに関連議案について、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

まず、一般会計であります。税制改正に伴う市民税4億2,000万円の減収並びに国庫補助金の引き下げ等厳しい財政環境に置かれている反面、多様化する行政需要に対応するため、予算編成に当たっては非常に苦慮されたものであらうと想定されます。このような状況のもと、コミュニティ体育館を初め槇尾山青年の家の来春の完成、また、関西国際空港に関連する中央丘陵開発、道路等都市基盤の整備促進、教育環境の充実、福祉面においては、総合福祉会館を拠点とした各種事業の充実並びに福祉事業助成制度の実施、老人保健事業として基本検診の実施と無料化等、限られた財源のもと効率的かつ積極的に市行政を運営していこうという配慮が伺えます。

また、歳入面では、保育所保育料審議会の答申を受け、保育料の改正が見られますが、運営

経費の増高等やむを得ないものと思われます。半面、予防接種の無料化等きめ細やかな配慮もなされるところが伺えるものであります。

以上のような姿勢を評価した上で私は、本市の21世紀に向けた関西国際空港をインパクトとした町づくりのプロジェクトに慎重に対処されるとともに、今後の税制改革等国の動向に留意しながら、地方財源の拡充、国庫補助率の復元等、引き続き国に対してねばり強く要請するとともに、財政運営のより一層の健全化へ努力されることを望むものであります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計予算につきましては、苦しい運営を願わなければならぬ状況でございますが、今後、より一層医療費の適正化、経営努力を通じて国保財政の安定に努められるよう要請するものであります。

さらに、公共下水道事業特別会計予算につきましては、流域幹線の進捗により府中地区にも下水管の布設に着手するなど面的整備の促進等、下水道事業の充実に向け積極的な意欲が伺えるものであります。

そのほか老人保健事業特別会計予算並びに公共用地先行取得事業特別会計予算につきましても、適切な予算であると思われます。

次に、企業会計予算につきましては、水道事業、病院事業ともども極めて厳しい状況に置かれておりますが、職員一丸となった経営努力により、今後とも一層住民サービスに努められるよう要望する次第であります。

以上、昭和63年度一般会計、特別会計及び企業会計並びに関連議案に対し賛成をいたすものでございます。

以上です。

○ 議長（池辺秀夫君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。本9議案の内3議案について反対の意見がありますので、これを先に一括採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号「昭和63年度和泉市一般会計予算」及び議案第5号「昭和63年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」並びに議案第6号「昭和63年度和泉市老人保健事業特別会計予算」、以上3議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。本3件を委員長報告どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議案第4号及び議案第5号並びに議案第6号は原案どおり可決されました。

次に、残る6議案についてお諮りいたします。議案第7号「昭和63年度和泉市公共用地先

行取得事業特別会計予算」より議案第12号「和泉市立母子寮条例を廃止する条例制定について」、以上6議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。本6議案を委員長報告どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第7号より第12号までの6議案は原案どおり可決されました。予算委員の皆さんには御審査、本当に御苦労さんでございました。厚く御礼を申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第10「和泉市土地開発公社昭和63事業年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第3号

和泉市土地開発公社昭和63事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和63事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和63年3月7日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第3号 参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（財政状況の公表等）

第243条の3 （略）

2. 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人については、毎事業年度、政令で定め  
るその経営状況を説明する書類を<sup>(1)</sup>作成し、これを次の議会に提出しなければなら<sup>(2)</sup>ない。

注(1) 「第221条第3項の法人とは、次に掲げるものである。

ア 普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上出資する民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

イ 普通地方公共団体がその者のために資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分

の1に相当する額以上の額の債務（借入金の元金若しくは利子の支払の保証又は損失補償を行うこと等）を負担している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

注(2) 「政令で定めるその経営状況を説明する書類」とは、地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第173条の規定によるもので、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類である。

- 議長（池辺秀夫君） 報告の説明を願います。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（明坂貞士君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第3号「和泉市土地開発公社昭和68事業年度事業計画」について御説明を申し上げます。

当公社の運営につきましては、平素から格別の御指導、御鞭たつを賜り、衷心より厚く御礼を申し上げます。公社の事業計画は、さきに御議決を賜りました昭和68年度和泉市一般会計予算執行方針に基づき策定したものでございます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。別冊公社予算書1ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収入支出予算の総額をそれぞれ62億5,000万円と定め、その款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりであります。前事業年度当初予算と比較いたしまして、3億8,120万円、5.7%の減額となっております。

第3条は、借入金の限度額を定めるものでございまして、和泉市一般会計予算の債務負担と債務保証に基づき、事業執行に必要な資金を調達するもので、本年度は、限度額を39億5,000万円と定めるものであります。

次に、事業計画について御説明申し上げます。12ページでございます。

まず、先行取得計画でございますが、環境改善整備事業の改良住宅用地、道路用地等といたしまして、1万1,888㎡を12億5,097万3,000円で取得する計画であります。また、一般公共用地では、都市計画街路等用地及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買い取り用地で、4,400㎡を4億7,865万5,000円で取得する計画でございます。

以上、先行取得合計は、計画面積1万6,288㎡を17億2,962万8,000円で取得予定であります。

次に、公社におきましてすでに先行取得しております用地の譲渡処分計画でございます。

13ページをお願いいたします。

一般公共事業では、小田、松尾寺、前奈池各公園及び黒鳥観音寺線、池田下万町線の用地で、



1万5,072.09㎡を2億7,221万3,000円で、環境改善整備事業では、放光池1号公園、老人解放センター、改良住宅用地として、6,341.59㎡を10億6,883万2,000円でそれぞれ和泉市へ譲渡の予定であります。また、都市計画街路岸和田南海線用地1,200㎡を2億円で大阪府へ譲渡の予定であります。次に、公共用地取得に伴う代替用地といたしましては、9,543㎡を7億5,725万5,000円で各権利者へ譲渡の予定であります。

以上、昭和63年度に譲渡処分の予定は、面積で3万2,156.68㎡を22億9,830万円と相なっております。

引き続きまして、これら事業執行に伴います予算の大綱について御説明申し上げます。まず、6ページの支出の部から御説明申し上げます。

第1款 事業費といたしましては、和泉市の委託先行取得事業などであります環境改善整備事業用地、一般公共事業用地等といたしまして、1.7億3,362万8,000円を計上いたしました。前年度当初と比較して5億4,518万5,000円、23.9%の減額となっております。

次に、7ページの管理費につきましては、用地取得及び財産管理業務に関連する経費として、財産管理費、職員の給与費等で8,839万9,000円計上いたしました。

次に、9ページの第3款 借入金償還金といたしまして、44億2,497万3,000円計上いたしました。うち元金償還は40億円、支払利息4億2,244万6,000円などとなっております。

第4款 予備費につきましては、前年度と同様300万円を計上いたしました。

以上によります支出予算合計は、62億5,000万円となっております。

続きまして、この支出予算を賄う収入の部について御説明申し上げます。4ページでございます。

第1款 事業収入は、さきに御説明いたしました事業計画に基づく土地建物等の譲渡収入として、22億9,830万円を計上いたしました。

第2款 借入金は、事業を執行するために必要な資金として、39億5,000万円の借入れを予定しております。

第3款 事業外収入は、預金利息及び雑収入で170万円を計上いたしました。

以上、収入合計は62億5,000万円と相なり、収入支出予算の合計は同額でございます。

11ページに資金計画、14ページ以降に予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付させていただきますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

なお、62事業年度における損益の見通しでございますが、600万円余の単年度純利益が見込まれるに至りましたが、繰越欠損金の減額には及ばず、公社経営は依然として厳しい財政

事情下にあります。なお一層の買い戻しの促進、冗費の削減等によりまして単年度収支の改善を図るとともに、公社経営の健全化に向け一段の努力を尽くしてまいりますので、なお一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、報告第8号「和泉市土地開発公社昭和63事業年度事業計画書類の提出について」の説明を終わります。どうかよろしくようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 16番（天堀 博君） 16番・天堀です。私も公社特別委員会の委員をしておりますので細かなことは聞きませんが、いわゆるサントリー周辺を初めとする不用地の処分問題は、依然として大きく抱えているわけですが、1つは、この点の基本的な考え方を改めてお聞かせ願いたいと思います。

それから、この問題を別にすれば、いまの報告にもありましたように、公社運営はかなり改善、健全化に向かっていると見ていいのではないかと。単年度でわずかということですが、利益をあげる状況が出てきていると思います。

そこで、一般会計でも市当局の明確な御意見なり御意向を伺いましたが、明確なお答えがなかったんですが、この予算で見ましたら、恐らく借入金の中と、支出で言えば、借入金償還金の中に9,000万円がそれぞれ含まれていると思うんですが、その辺の確認と、一般会計からの借入金を少なくしていくという方向の見通しなり考え方等についてもお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（明坂貞士君） まず、第1点の公社保有地の処分についての基本的な考え方でございますが、御承知のとおり、土地開発公社の保有地につきましては、取得後の事情の変更等がございまして、当初目的に使用する必要がなくなった土地の今後の処分問題でございます。63年度におきまして適正な時期に処分をしていきたい。その場合、極力、地域の秩序ある整備を図るといふ公社の目的に沿うように配慮しながら市と十分協議し、特に社会的な批判を招くことのないような形で処分していきたいと基本的に考えております。

第2点の市からの借入金9,000万円の件でございますが、この9,000万円につきましては、公社として借入金の中で毎年、市からお借りしているわけでございます。現在、借入利息として大体5.2%を支払っておりますが、この9,000万円を銀行等から借り入れいたしますと、450万円程度の利息の支払いが生じるわけでありまして。そういった面から公社としては、引き続き市の方からお借りしていきたいと考えております。

- 16番(天堀 博君) 保有地ということになってますが、いわゆる不用地ですね。63年度の適正な時期に処分していきたいということですが、そういうことがずっと言われてきましたが、なかなかそうならず年度を経過してきたという状況ではないかと思えます。たまたまよし悪しは別として、地価が高騰してくるという状況の中、公社にとってはいい条件というか、そういうものが生まれてきているとも思えるんです。63年度の適正な時期に処分ということであるならば、それなりの裏づけなり対策というものがとられた上での御判断をされているのか。細かい点は結構ですが、その辺をひとつお聞かせ願いたい。

それから、9,000万円については、公社としては、銀行から借り入れれば利息を支払わなければならないということですが、逆に一般会計の肩を持つわけではありませんが、市の方にすれば逆に9,000万円の負担になっているわけです。予算審議を通じても言ってますように、一度に全部返済するのではなく、徐々に返済していく計画性を持つ必要があるのじゃないか。理事長が市長でありますので、これは1つの健全化に向けての意見として言ってますので、その辺も先ほどの答弁に変わりがなければ結構ですが、お聞かせ願えることがあれば願いたい。

- 用地担当理事・土地開発公社事務局長(明坂貞土君) まず、第1点の公社保有地の処分見通しでございますが、昭和62年度当初で11物件ございましたが、2物件処分いたしまして、現在、9物件でございます。この中の4件、特に一番大きな比重を占めるサントリー北側の周辺用地3物件ともう1件の4件については、現在、いろいろ業者からの引き合いもございます。御承知のようにこれらの物件につきましては、以前、同和対策事業用地としての位置づけの問題もございましたので、これら関連の団体ともよく話し合っておる中でございまして、見通しとしては、63年度中に何とか処分できるのではないかと考えております。

2点目の9,000万円の市からの借入金の問題ですが、これらの処分をした場合、相当大きな金額になりますので、処分ができた時点で返済したいということを考えております。

- 16番(天堀 博君) それでええかなと思ったんですが、ちょっと引がかかるところがありますので1点だけ。

これは公社の局長さんというよりは、助役さんなり市長からお聞かせ願いたいんですが、いまの答弁の中では、サントリーの周辺用地は本来、同和事業の換地対策用地として購入した。私も議員になった当初でしたが、まだそういう看板も立っていたかと思えます。そういうことも関連するので、その団体とも相談、協議しながらということでした。その間の経過からして、そういうところとまだ協議をしなければならない状態にあるのかどうか。われわれを初め恐らく他の議員さんもそうだろうと思いますが、そんなことはとっくの昔に決着がついている問題じゃないかと思うんです。全く公社の不用地としての処分というわれわれの認識はなっており

ます。いままで途中抜けましたが、公社の特別委員もやってきましたし、かなり問題が紛糾したときも委員をやったので、その間の経過から見ても、すでに決着がついた問題だと思えます。これは市の基本的な考え方ですので、理事長なり助役さんからお聞かせ願いたいと思えます。

- 市長（池田忠雄君） いろいろ経過もあったわけでございますが、御指摘の向きは、私たちも十分承知をいたしております。いろいろ経過はありながらも、こうした公社独自の保有物件でございますので、現在、早急に適正な価格で処分をしまいたいという太い線でもっております。早急な処分ということにつきましては、議会の特別委員会の中でも絶えず御指摘をいただいている点でございます。私ども一同、年月の経過の中で帳簿価格もございますので、それらの諸点にもらみ合わせながら最大の努力し、何とか公社の健全化に向け、保有地の処分につきましては、63年度大胆に取り組みをさせていただきたいと存じます。いろいろ経過もございましたが、行政として太い線で話を進めさせていただき、早急な処分に持ってまいりたい、このように存じておりますので、ひとつ御理解を相賜りたいと存じます。

以上です。

- 16番（天堀 博君） わかったようなわからんような御答弁なので立ったんですが、別に言葉じりをとらえて言うてるわけではないんです。これは市長も理解していただいていると思えますが、基本的な問題なんです。われわれにすれば、局長さんのお話は、すでに決着済みだと考えているわけです。市長の行政として太い線でいくという方向が、そういうことはすでに決着済みなんだということを意味するのかどうか、もうひとつわれわれの頭脳では理解しにくいので、その辺を明確にしておいていただきたい。もし、まだ協議云々ということがあんなら、きょうはこの問題で引っ張るつもりはありませんが、これは重大な問題ですので、公社の委員会等できちんとしていかなければならないと思えます。どちらでも結構ですから明確にしておいていただきたい。

- 市長（池田忠雄君） 先ほど私が答弁を申し上げた趣旨でいろいろ経過はございましたけれども、そう申し上げたわけでございます。いずれにいたしましても、行政としては、処分の太い線に対応してまいりたいと思っております。いろんな経過の点は消化をいたしてまいりますので、御理解をいただければ結構だと存じます。

- 16番（天堀 博君） 非常に歯切れが悪いので、私はまだその点で引っかかるんじゃないかと思うんです。この問題が、公社運営健全化ということで持ち込まれてからすでに10年以上経過しているんです。恐らくその時点では、いろんな一般行政なり同和行政の経過がありますから、まだ十分協議しなければならぬ、いわゆる当初にそういうことで購入した土地です

からね。そのかわりのものを、という問題とか、いろんなことが経過としてあったらと思ういます。

しかしその後、われわれの認識からすれば、その問題はすでに決着がついていると思うんです。市長のいまの話では、いろいろ経過はあるが、処分する方向でいくということですが、明確に御答弁されないということは、そういう状況の中でも協議をするなり了解をとるなりしていかなければならないことが含まれているわけですね。

しかし、それでは問題の本質は違うと思うんです。基本的には、いままでからも処分する方向できてますから、そんな協議する場合も、その方向で協議していくことだろうと思うんです。いままでからも、既成事実としてここまできてるわけでしょう。そのことから見ても、すでに決着はついているんじゃないかと思うんですが、歯切れが悪いということは、いまだに最終的な状況になった時点では、団体とも協議をしなければならないというふうに考えられているわけですね。それならそれで議長、先ほども言いましたように、ここでこの問題を引っ張ろうというつもりはありませんが、特別委員会等でもう少し深めていきたい。しかし、これは問題として残りますよ、ということだけははっきり言っておきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第 3 号を終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第 1 1 「新型間接税に反対する意見書」を議題といたします。

意見書を配付させます。

（意見書配付）

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第 1 号

#### 新型間接税に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 1 3 条の規定により提出します。

昭和 6 3 年 3 月 2 8 日

提 出 者

和泉市議会議員

天 堀 博  
穴 瀬 克 己  
飯 坂 楠 次  
坂 口 敏 彦  
若 浜 記久男  
仁 井 明

### 新型間接税に反対する意見書

政府は、税制の抜本改正という名のもと、新型間接税の導入を図ろうとしている。その内容は名称、形態の如何にかかわらず売上税と何ら変わるものでなく、売上税を廃案にした世論に挑戦するものである。

新型間接税の導入は、国民に大きな負担を押しつけるものであり、国民の間にある不公平感、重税感を一層拡大するばかりでなく、国民生活や中小企業の経営に重大な悪影響を及ぼすことになる。また、不公平税制の是正という税制改革の課題をあいまいにするとともに、今後の安易な増税に道を開くことになり、しかも「大型間接税は導入しない」との公約に違反するものである。

よって政府は、直接税の中にある不公平税制の是正に最大の努力を払われるとともに、新型間接税を導入しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和63年3月28日

大阪府和泉市議会

- 議長（池辺秀夫君） 提案の趣旨説明を願います。
- 16番（天堀 博君） ただいま局長の朗読どおりでありますけれども、特に政府においては、今秋を一定の目途にし、いろんな形で巧みにその方向で取り組んできているように見られます。非常に重大な時期でありますので、この意見書を提出するものであります。議員皆様方の御賛同をお願いしたいと思います。
- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御意議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認めます。よって、意見第1号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。
- 議長（池辺秀夫君） ここで、理事者から市税条例の一部を改正する条例の専決処分をお願いすることにつき、事前にその内容と理由を説明したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

資料を配付させます。

(資料配付)

- 総務部長(麻生和義君) お許しをいただきまして、市税条例の一部改正について御説明を申し上げ、あらかじめ専決処分の御了承を賜りたいと存じます。

昭和63年度の地方税法等の一部を改正する法律案は、去る2月9日に閣議決定の上、翌日、国会に提出され、現在、審議が行われているところであります。これに伴う市税条例の改正につきましては、国会における審議の推移に十分注意を払い、対処してまいりたいと存じます。本法律案が可決成立いたしますと、昭和63年度の市税の賦課から適用することとなり、本市市税条例の規定につきましても所要の改正を行う必要が生じることと相なる次第でございます。

当然のこととして、市税条例の一部改正につきましては、市議会に御提案申し上げることと相なるわけでありましたが、本定例会の終了後にこの法律案が可決される見込みでございますので、市税条例の一部改正について御提案申し上げるいとまがございません。したがって、かかる事態におきましては、地方自治法第179条の規定により専決処分をさせていただきたく存ずる次第でございますので、よろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、市税条例の一部改正案の概要について御説明を申し上げます。

まず、第1点目といたしまして、市たばこ消費税の関係でございますが、これにつきましては、昭和61年度に講じられました税率等の特例措置について、国庫補助負担率の引き下げ改正に伴う地方財政への影響を考慮し、昭和63年3月31日までの措置となっていたものを、引き続き適用期限を昭和64年3月31日まで1年間延長しようとするものでございます。

第2点目といたしましては、固定資産税の税額についてでございますが、5月1日から同月31日までに一括納付とされる税額について、現行2,400円未満を4,000円未満に改めるものでございます。

以上が、市税条例の一部を改正する条例案の概要でございます。

なお、その他今回の地方税法の一部改正案により市税に関連する事項といたしましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例並びに居住用財産の買い換えの特例について、それぞれの制度の見直しを行うものであります。

また、本年度の土地の評価替えに伴い、固定資産税及び都市計画税の負担調整措置を講ずることとなっております。

さらに、新築住宅に係る減額措置について、価格要件の引き上げ及び適用期限を延長することとし、また、特別土地保有税について、3大都市圏の特定市の市街化区域における特例の適用期限の延長及び免税点の引き上げを行うものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御

了承を賜りますようお願い申し上げます。貴重なお時間をどうもありがとうございました。

- 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会はこれをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たり市長のあいさつを願います。

（市長答壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

去る7日、本年第1回の定例会をお願いを申し上げ、昭和63年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算、病院事業会計予算と、それに関連いたします条例制定等多数の重要議案を御提案をいたしましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず長期間にわたりまして慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。ありがとうございました。また、予算審査特別委員の皆様方には、お疲れのところ連日にわたりまして御審議を相賜り、御議決をいただきました点、深く感謝を申し上げる次第でございます。

なお、本会議を通じまして、あるいは予算審査特別委員会の審議の過程におきまして、御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望等につきましては十分尊重させていただき、私もとより職員一体となり遺憾なきを期してまいるとともに、予算執行に当たりましても慎重を期してまいる所存であります。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして今後、なお一層の御支援と御協力をお寄せをいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

なお、先般、本市の池辺市議会議長さんが、大阪府の議長会の名誉ある会長に御就任をされました。本市議会にとりましてはもちろんのこと、私たち和泉市にとりましてはなほだ名誉なことと存じまして、心よりお祝いとお喜びを申し上げる次第でございます。議長さんには、今後とも一層の御活躍をいただきますよう、合わせて御祈念を申し上げる次第でございます。

ようやく寒さもやわらぎ陽春の季節と相なっております。議員皆様方には、ますます御多忙のことと存じますが、何とぞ御健康に御留意をいただきまして、市政発展のため御尽すいを相賜らんことを心から念願をさせていただきます、はなはだ言葉足りませんが、心



からなる御礼の言葉を閉会に当たりまして申し上げさせていただき、ごあいさつにかえさせていただきますと存じます。長期間、本当にどうもありがとうございました。

○  
(議長登壇、あいさつ)

○ 議長(池辺秀夫君) 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

昭和63年度当初予算を初め関連する諸議案の審議に当たりましては、終始熱心に御審議を賜り、予定どおり無事終了できましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

理事者各位におかれては、新年度も市行政にますます厳しさが加わる中、定例会並びに予算委員会を通じ議員からの御指摘、御要望が多々ありましたが、これらを十分に尊重し、苦しい財源の中で創意と工夫をこらし、市民の信託にこたえるようお願いいたします。

それでは、これもちまして昭和63年第1回定例会を閉会いたします。長時間、まことにありがとうございました。

(午前11時36分閉会)

○  
会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長	池 辺 秀 夫
同 副議長	田 中 昭 一
同 署名議員	飯 坂 楠 次
同 署名議員	奥 村 圭 一 郎
同 署名議員	西 口 平 和

○ 議長(池辺秀夫君) なお、ここで貴重なお時間をお借りいたしまして議員の皆さんに御礼がございませう。

実は、先ほど市長が言われましたとおり、大阪府市議会議長会の会長市のことでありますが、昭和63年度にこの会長市が南部ブロックに割り当てられ、本市がその任に当たることにつきましては、議員皆さん方にはすでにお聞きのとおりであります。去る3月2日の府議会議長会の総会におきまして、正式に会長市としてその申し受けをいたしましたので、この場をお借りして御報告申し上げる次第でございます。もとより微力ではございますが、この重責を果たす

ため最善の努力を傾注する所存であります。どうか議員皆さん方におかれましては、格段の御理解と御支援をお願いする次第でございます。

さて、こうした立場に立ち至ったとはいえ、今後とも本来の職務である本市議会の運営を初め、諸般の行事等にも最善を尽くす所存ではありますが、会長職の任務遂行のため、やむを得ず、時としては副議長さんを初め、議員の皆さん方に何かと御迷惑をおかけすることがあると思います。その場合、何とぞ温かい御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願いをする次第でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。